

第1号議案(その1)

教育委員会規則の改廃について

宮城県教育委員会公告式規則(昭和26年宮城県教育委員会規則第7号)の一部を改正する。

令和8年3月19日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 改正の理由

知事部局において、宮城県公告式条例(昭和25年宮城県条例第45号)を改正し、規則の公布等について手続を見直すことから、教育委員会における規則の公布についても同様の手続とするため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 教育委員会規則の公布にあたって、現在は教育委員会印を押印する手続を定めているが、知事部局と同様に教育委員会の記名とする手続に改正するもの。
- (2) その他、所要の改正を行うもの。

3 施行日

令和8年4月1日

## 宮城県教育委員会規則第7号

### 宮城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会公告式規則（昭和26年宮城県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、<u>年月日及び教育委員会名</u>を記入しなければならない。</p> <p>第3条 規則の公布は、宮城県公報に登載してこれを行う。<u>ただし</u>、天災事変等のため宮城県公報に登載できないときは、教育庁庁舎前の掲示及び公衆の<u>見やすい</u>場所への掲示によってこれに代えることができる。</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、教育委員会の定める他の規程等にこれを準用する。<u>ただし</u>、その場合第1項の「規則」は、それぞれその規程の種別に従い読み替えるものとする。</p>	<p>第2条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文<u>及び年月日並びに教育委員会名</u>を記入し、<u>教育委員会印</u>を押さなければならない。</p> <p>第3条 規則の公布は、宮城県公報に登載してこれを行う。<u>但し</u>、天災事変等のため宮城県公報に登載できないときは、<u>民営新聞への登載若しくは教育庁庁舎前の掲示及び公衆の見易い</u>場所への掲示によってこれに代えることができる。</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、教育委員会の定める他の規程等にこれを準用する。<u>但し</u>、その場合第1項の「規則」は、それぞれその規程の種別に従い読み替えるものとする。</p>

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第1号議案(その2)

教育委員会規則の改廃について

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則(昭和36年宮城県教育委員会規則第2号)の一部を改正する。

令和8年3月19日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)の改正を受けて、職員等の旅費に関する条例(昭和32年宮城県条例第30号)及び関係諸規定が改正されたことに伴い、宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改めるもの。

2 主な改正内容

- 支給対象となる旅行雑費や外国旅行雑費等の具体的な費用項目について、旅費法関係法令を踏まえて規定するもの。
- 転居費(現行の移転料)について、実費相当額が支給されることとされたことに伴い、他の支給対象費用との調整規定を追加するもの。

3 施行日

令和8年4月1日

宮城県教育委員会規則第8号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和36年宮城県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の計算の特例)</p> <p>第4条 条例第6条ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道である区間を含む旅行を行う場合で、所属長（本庁にあっては所属の課長（室長を含む。）、地方機関及び教育機関にあっては当該機関の長、市町村立学校にあっては当該学校を所管する教育事務所の所長をいう。以下同じ。）が、当該旅行の日程及び移動の合理性等を考慮して、<u>目的地の最寄りの駅以外の教職員課長が別に定める地点から鉄道又は鉄道以外の交通手段を利用することが適当と認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、教職員課長が特に必要と認めると</u></p>	<p><u>第3条の2 削除</u></p> <p>(旅費の計算の特例)</p> <p>第4条 条例第7条ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道（<u>全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道（以下単に「新幹線鉄道」という。）を除く。以下同じ。）</u>）であり、かつ、<u>当該経路上に東日本旅客鉄道株式会社仙台駅（以下単に「仙台駅」という。）が含まれる旅行区間において旅行を行う場合で、所属長（本庁にあっては所属の課長（室長を含む。）、地方機関及び教育機関にあっては当該機関の長、市町村立学校にあっては当該学校を所管する教育事務所の所長をいう。以下同じ。）が、当該旅行の日程等を考慮して、東日本旅客鉄道株式会社白石蔵王駅、古川駅、くりこま高原駅又は一ノ関駅と仙台駅との間において新幹線鉄道を利用することが必要であると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道である区間において旅行を行う場合で、所属長が、当該旅行の日程等を考慮して、鉄道と並行して運行される新幹線鉄道を利用することが必要であると認めるとき（当該乗車区間が片道70キロメートル以上100キロメートル未満になる場合に限る。）。</u>ただし、<u>当該鉄道において、普通急行列車が運行されている場合を除く。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、教職員課長が特に必要と認めると</u></p>

き。

- 2 当分の間、条例第6条ただし書の規定により旅費を支給する場合（前項第1号に該当する場合を除く。）には、所属長は、教職員課長に協議するものとする。

き。

- 2 当分の間、条例第7条ただし書の規定により旅費を支給する場合（前項第1号又は第2号に該当する場合を除く。）には、所属長は、教職員課長に協議するものとする。

（証人等の旅費）

第5条 条例第14条に規定する証人等に支給する旅費は、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、行政職給料表に規定する6級以下の職務にある職員の例に準じて計算した旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費を超えて旅費を支給する場合には、所属長は、教職員課長と協議しなければならない。

（鉄道賃の特例）

第6条 条例第15条第2項ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合で、任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げる場合とする。

- (1) 最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道である区間において、当該乗車区間が片道70キロメートル以上100キロメートル未満となる旅行を行う場合で、所属長が、当該旅行の日程等を考慮して、特別急行列車を利用することが必要であると認めるもの。ただし、当該鉄道において普通急行列車が運行されている場合を除く。

- (2) 第4条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教職員課長が特に必要と認める場合

- 2 条例第15条第2項ただし書の規定により急行料金を支給する場合（前項第1号及び第2号に該当する場合を除く。）には、所属長は、教職員課長に協議するものとする。

(旅行雑費)

第5条 条例第14条に規定する任命権者が知事に協議して定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 旅行手配に係る取扱手数料
- (2) 前号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして教職員課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの

(転居費の算定方法)

第6条 条例第17条の規定による転居費の算定に関しては、職員等の旅費支給規程（昭和35年宮城県訓令甲第23号）第5条の規定を準用する。この場合において、同条中「人事課長」とあるのは、「教職員課長」と読み替えるものとする。

(外国旅行雑費)

第7条 条例第21条に規定する任命権者が知事に協議して定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 有料の道路又は駐車場の料金
- (2) 旅行手配に係る取扱手数料
- (3) 保険料
- (4) 医薬品の購入に係る費用
- (5) 携行品の購入に係る費用
- (6) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (7) 電子渡航認証システムの申請手数料
- (8) 物品の賃借料

(旅行雑費)

第7条 条例第20条第2項の任命権者が知事に協議して定める料金は、次に掲げるものとする。

- (1) 航空券の手配に係る取扱手数料
- (2) その他教職員課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの

2 前項第1号に規定する旅行雑費を支給する場合には、所属長は、教職員課長に協議するものとする。

(9) 条例第21条に規定する費用に類する又は付随する費用

(10) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして教職員課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの

(日額旅費)

第8条 条例第24条第1項に規定する日額旅費を支給する旅行は、海洋総合実習船の船員（船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船員たる職員をいう。以下同じ。）が当該実習船に乗船して職務を行う場合とする。

2～4 [略]

5 上陸船員に対する旅費は、次の各号に掲げるところによる。

(1) [略]

(2) 船員が定けい港以外の地において、天災その他やむを得ない事情により上陸し、宿泊したときは、その期間について、条例に定める宿泊費及び宿泊手当を支給する。

6・7 [略]

(日額旅費の支給方法)

第9条 [略]

(日額旅費)

第8条 条例第26条第1項に規定する日額旅費を支給する旅行は、海洋総合実習船の船員（船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船員たる職員をいう。以下同じ。）が当該実習船に乗船して職務を行う場合とする。

2～4 [略]

5 上陸船員に対する旅費は、次の各号に掲げるところによる。

(1) [略]

(2) 船員が定けい港以外の地において、天災その他やむを得ない事情により上陸し、宿泊したときは、その期間について、条例別表第1の定額の宿泊料を支給する。

6・7 [略]

(日額旅費の支給方法)

第9条 [略]

(外国旅行雑費)

第10条 条例第35条第2項第1号の任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 電子渡航認証システムの申請手数料

(2) その他教職員課長が所属長からの協議を受けて必要と認める

(退職者等の旅費の細則)

第10条 条例第25条第1項に規定する任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費の細則)

第11条 条例第26条に規定する任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

もの

2 条例第35条第2項第2号の任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 最低限の医薬品の購入費

(2) 任意の予防注射料

(3) 最低限の儀礼品の購入費

3 前項各号に掲げる外国旅行雑費を支給する場合には、所属長は、教職員課長に協議するものとする。

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の住所又は居所（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新住所又は新居所に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の住所又は居所から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費を除く。）

(3) 条例第3条第2項第5号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の住所又は居所と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第3号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(証人等の旅費の細則)

第12条 条例第27条に規定する任命権者が知事に協議して定めるものは、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、行政職給料表に規定する6級以下の職務にある職員の例に準じて計算した旅費とする。

2 前項に規定する旅費を超えて旅費を支給する場合には、所属長は、教職員課長と協議しなければならない。

(旅費の調整)

第13条 条例第30条の規定に基づく職員等の旅費の調整に関しては、次項に定めるもののほか、職員等の旅費支給規程第12条の規定を準

(旅費の調整)

第11条 条例第41条の規定に基づく職員等の旅費の調整に関しては、次項に定めるもののほか、職員等の旅費支給規程（昭和35年宮城県

用する。この場合において、同条中「人事課長」とあるのは、「教職員課長」と読み替えるものとする。

2 実習又は修学旅行等で児童生徒を引率して旅行する場合における次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定めるところにより調整するものとする。

(1) [略]

(2) 宿泊手当 宿泊手当の2分の1の額が朝食又は夕食に係る費用の1食当たりの実費を超えることとなる場合には、条例第16条の規定にかかわらず実費額

(非常勤の嘱託員等の費用弁償の額)

第14条 所属長は、附属機関の構成員等の給与条例第8条及び第9条の規定により非常勤の嘱託員等の費用弁償の額を決定する場合は、その者に相当する職務の級を教職員課長と協議しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等が発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等が発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新規則第10条及び第11条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した

訓令甲第23号）第11条の規定を準用する。この場合において、同条中「人事課長」とあるのは、「教職員課長」と読み替えるものとする。

2 実習又は修学旅行等で児童生徒を引率して旅行する場合における次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定めるところにより調整するものとする。

(1) [略]

(2) 旅行雑費 全路程において貸切バスを利用する旅行には支給しない

(3) 宿泊料 宿泊料の額が実費を超えることとなる場合には、条例別表第1第1号の規定にかかわらず実費額

(非常勤の嘱託員等の費用弁償の額)

第12条 所属長は、附属機関の構成員等の給与条例第8条の規定により非常勤の嘱託員等の費用弁償の額を決定する場合は、その者に相当する職務の級を教職員課長と協議しなければならない。

場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。

## 第1号議案(その3)

## 教育委員会規則の改廃について

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則(昭和51年宮城県教育委員会規則第13号)の一部を改正する。

令和8年3月19日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

## 1 改正の理由

いわゆる高校無償化を実現するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。)の一部改正案が特別国会に提出されており、令和8年度から高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に当たり保護者等の収入要件が撤廃される見込みである。これを受け、県立高等学校の授業料の減免等に関する規則で授業料及び受講料(以下「授業料等」という。)の徴収期限の変更を規定する条文について、必要な改正を行うもの。また、徴収期限の変更を規定する条文から、高校生等臨時支援金制度に関する文言を削除するもの。

## 2 改正内容

令和8年度から就学支援金の支給に当たり保護者等の収入状況を問わないこととなり、申請は4月の1回となることから、これまで就学支援金の申請又は届出後に保護者等の収入状況を確認する期間として第1期及び第2期の授業料等の徴収期限の変更を行っていた取扱いを改め、4月の申請により、第1期から第4期の徴収期限を全て年度末まで変更できるようにするもの。

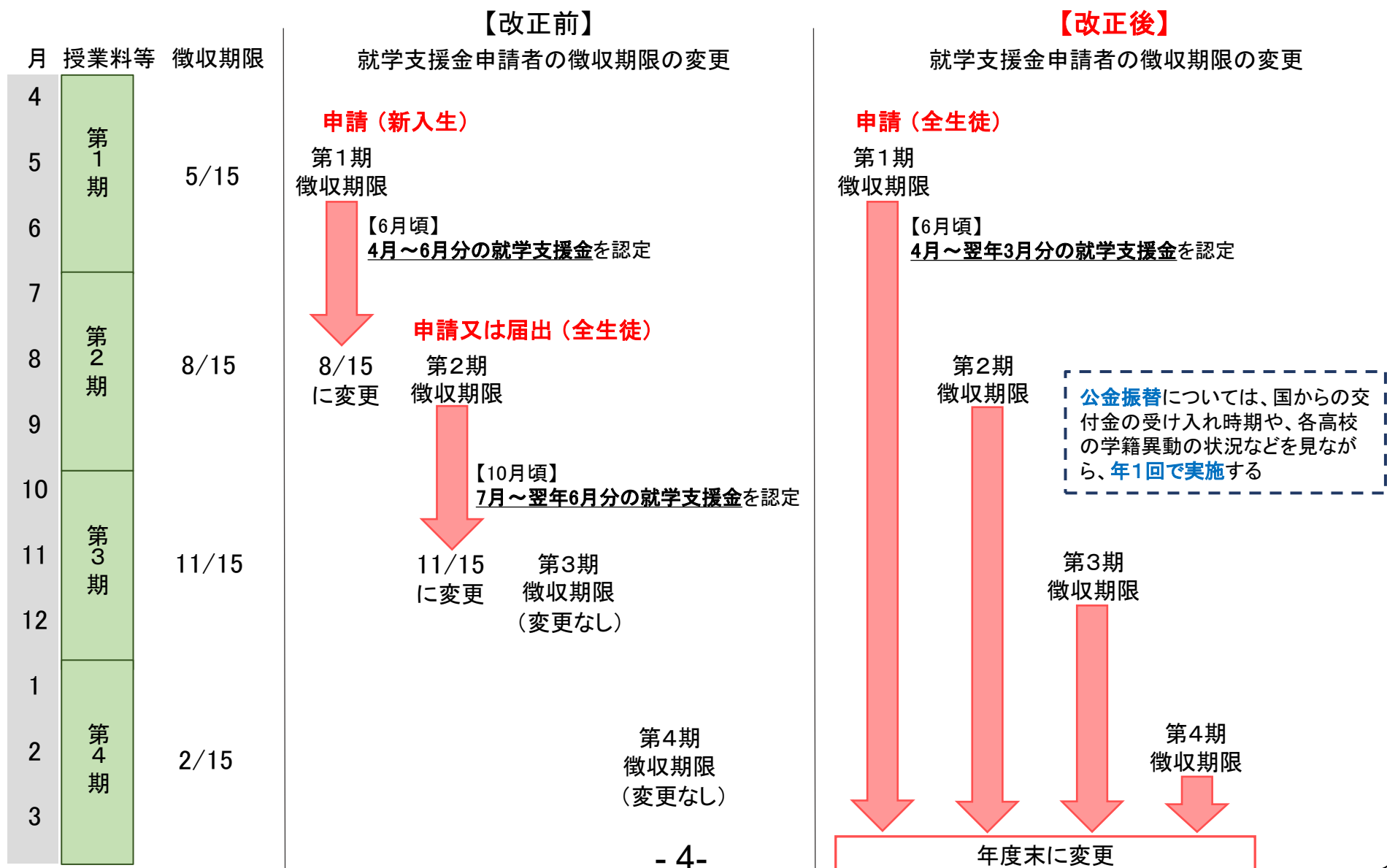
これにより、これまで年に4回程度行っていた公金振替を年1回に集約し、学校の事務負担軽減を図るもの。

さらに、令和7年度限りの事業である高校生等臨時支援金申請者の徴収期限の変更に関する取扱いについて、削除するもの。

## 3 施行日

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行日

授業料等の徴収期限の変更について



宮城県教育委員会規則 9 号

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則（昭和 51 年宮城県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <p>(徴収期限の変更及び分割徴収)</p> <p>第 2 条 授業料及び受講料の徴収期限の変更が認められ、又は授業料を分割して納付することができる生徒は、次の表の各号の左欄に掲げる者とし、その者は、当該各号の中欄に掲げる授業料又は受講料を、当該各号の右欄に掲げる日までに納付し、又は 3 回を限度として分割して納付することができる。</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <p>(徴収期限の変更及び分割徴収)</p> <p>第 2 条 授業料及び受講料の徴収期限の変更が認められ、又は授業料を分割して納付することができる生徒は、次の表の各号の左欄に掲げる者とし、その者は、当該各号の中欄に掲げる授業料又は受講料を、当該各号の右欄に掲げる日までに納付し、又は 3 回を限度として分割して納付することができる。</p>		
対象者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限	対象者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 4月1日から同月15日（通信制の課程における就学に係るこの号に規定する申請にあっては、同月末日）までの間に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援金支給法」という。）第 4 条の認定の申請（以下この項及び第 4 項において「申請」という。）をした者（転入学、編入学、復校又は転籍（以下「転入学等」という。）をした者であって、当該転入学等をした日の属する月（当該転入学等をした日が月の初日以外である場合にあっては、当該転入学等をした日の属する月又はその翌月）中に申請をしたもの（以下「転入学等申請者」という。）を除く。）	その年度の第 1 期から第 4 期までの授業料又は当該年度の受講料	その年度の末日	2 4月1日から同月15日（通信制の課程における就学に係るこの号に規定する申請にあっては、同月末日）までの間に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援金支給法」という。）第 4 条の認定の申請（以下この項及び第 4 項において「申請」という。）をした者（転入学、編入学、復校又は転籍（以下「転入学等」という。）をした者であって、当該転入学等をした日の属する月（当該転入学等をした日が月の初日以外である場合にあっては、当該転入学等をした日の属する月又はその翌月）中に申請をしたもの（以下「転入学等申請者」という。）を除く。）	その年度の第 1 期分の授業料又は当該年度の受講料	徴収期限から 3 月を経過した日
			2の2 前号により徴収期限が変更された者で、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）による高校生等臨時支援金の受給資格認定の申請をした者	その年度の第 1 期分の授業料又は当該年度の受講料	徴収期限から 6 月を経過した日
			3 7月1日から同月15日までの間に申請をした者（転入学等申請者を除く。）又は当該期間中に就学支援金支給法第 17 条の規定による届出（以下この項及び第 4 項において「届出」という。）をした者	その年度の第 2 期分の授業料	徴収期限から 3 月を経過した日

3 4月1日から同月15日までの間に高等学校等専攻科修学支援金の受給資格認定の申請をした者（転入学等申請者を除く。）及び前年度に当該支援金の認定を受けている者	その年度の第1期の授業料	その年度の末日
4 7月1日から同月15日までの間に高等学校等専攻科修学支援金の受給資格認定の申請をした者（転入学等申請者を除く。）又は収入状況の届出をした者	その年度の第2期から第4期の授業料	その年度の末日
5 10月1日から同月末日までの間に申請（通信制の課程における就学に係るものに限る。）をした者（同月1日前から引き続き当該課程に在学している者及び転入学等申請者を除く。）	その年度の受講料	その年度の末日
6 [略]	[略]	[略]

2・3 [略]

4 校長は、第1項の表の第2号から第6号までの左欄に掲げる者に対し、その者から申請又は届出があった後速やかに徴収期限の変更が認められる授業料又は受講料及びその変更後の徴収期限を通知しなければならない。

（減免対象者及び減免の額）

第3条～第8条 [略]

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、授業料の徴収期限の変更や減免等に関し必要な事項は、教育長が定める。

4 第2号の規定に該当することにより受講料の徴収期限の変更が認められた者であつて、その年度の7月1日から同月15日までの間に届出をした者	その年度の受講料	第2号の右欄に掲げる日から3月を経過した日
5 10月1日から同月末日までの間に申請（通信制の課程における就学に係るものに限る。）をした者（同月1日前から引き続き当該課程に在学している者及び転入学等申請者を除く。）	その年度の受講料	徴収期限から3月を経過した日
6 その年度の前年度の申請又は届出によりその年度の4月から6月までの各月分の高等学校等就学支援金の支給が予定されている者	その年度の受講料	徴収期限から6月を経過した日
7 [略]	[略]	[略]

2・3 [略]

4 校長は、第1項の表の第2号から第7号までの左欄に掲げる者に対し、その者から申請又は届出があった後速やかに徴収期限の変更が認められる授業料又は受講料及びその変更後の徴収期限を通知しなければならない。

（減免対象者及び減免の額）

第3条～第8条 [略]

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、授業料の減免等に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

この規則は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日から施行する。

## 第4号議案

宮城県教育職員の働き方改革に関する取組方針について、  
別紙のとおり決定する。

令和8年3月19日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

(別紙)

## 「宮城県教育職員の働き方改革に関する取組方針」について

## 1 概 要

- ・ 令和7年6月、給特法が改正され、服務監督教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「実施計画」という。)の策定が義務付けられるとともに、実施状況の公表、総合教育会議への報告などの仕組みが整備された。
- ・ 県教育委員会では、平成31年3月に策定した「教職員の働き方改革に関する取組方針」を改定して、改正給特法に基づく実施計画に位置付けるとともに、新たな取組を追加して、学校における働き方改革の加速化を図るもの。

## 2 目 的

学校における働き方改革を加速化することにより、教育職員の時間外在校等時間の状況等を改善し、教職の持つ本来の魅力が十分に発揮され、教育職員が心身ともに充実した状態で日々、生き活きと子供たちと接することができる教育環境の整備を目指す。

## 3 目標及び計画の期間

## ○目 標

## (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間45時間以下の教育職員割合：100%
- ・ 1箇月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度
- ・ 時間外在校等時間が年360時間を超えた教育職員割合：30%

## (2) ワーク・ライフ・バランスの向上に関する目標

- ・ 年次有給休暇の平均取得日数：15日以上
- ・ 男性職員の育児休業取得率：85%

## ○計画の期間

令和8年度から令和12年度まで(5年間)

## 4 主な取組内容

### (1) 業務量管理・健康確保措置の内容

#### ①学校・教師の「業務の3分類」を踏まえた見直し

- ・学校以外が担うべき業務  
⇒ 学校徴収金の徴収・管理、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の対応
- ・教師以外が積極的に参画すべき業務  
⇒ 調査・統計等への回答、ICT機器等の保守管理、校舎・学校プール等の施設・設備の管理、部活動
- ・教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務  
⇒ 授業準備・成績処理等、学校行事の準備・運営、進路指導の準備、支援が必要な児童生徒・家庭への対応

#### ②学校における措置(業務の適正化)の推進

- ⇒ 授業時数の見直し・平準化、学校行事の精選・統合、日課表の適切な設定、校務DXの推進、若手教育職員等への支援、児童生徒の休み時間における安全への配慮、校内清掃、勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備

#### ③学校における働き方改革を推進するための体制整備等

- ⇒ 協働的な業務改善の促進、校長のリーダーシップ・マネジメント力向上への支援、学校の指導運営体制の充実

#### ④教育職員の健康及び福祉の確保

- ⇒ 医師による面接指導、健康診断・ストレスチェック、健康診断及びストレスチェックの実施、心身の健康問題に関する相談窓口、年次有給休暇取得の促進等 等

### (2) 留意事項

- ・形式的な上限達成の目的化、虚偽記録の禁止、休憩時間の確保 等

## 5 作成経過

令和7年10月 第1回学校運営支援本部で、方針の骨子を決定

令和7年11月 宮教組・高教組との意見交換

令和8年 1月 関係団体からの意見聴取

令和8年 2月 第2回学校運営支援本部で、方針(案)を決定

## 6 今後のスケジュール

令和8年4月 施行・公表

令和8年度中 総合教育会議に策定した旨を報告

# 宮城県教育職員の働き方改革に関する 取組方針

(給特法第8条第1項に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年3月改訂  
宮城県教育委員会

< 目 次 >

I	計画の趣旨及び目的	1
II	教育職員の働き方の現状と課題	1
	1 時間外在校等時間	
	2 ワーク・ライフ・バランス	
III	目標及び計画の期間	3
	1 目標	
	2 計画の期間	
IV	業務量管理・健康確保措置の内容	3
	1 学校・教師の「業務の3分類」を踏まえた見直し	
	2 学校における措置（業務の適正化）の推進	
	3 学校における働き方改革を推進するための体制整備等	
	4 教育職員の健康及び福祉の確保	
V	留意事項	10
VI	その他措置の実施に関し必要な事項	11
VII	参考	12

## I 計画の趣旨及び目的

宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）では、学校教育の質を高め、全ての子供たちに対してよりよい教育を行っていくため、平成31年3月に「教職員の働き方改革に関する取組方針」（令和5年3月改訂。以下「取組方針」という。）を策定して、学校における働き方改革の取組を進めてきました。その結果、教育職員の時間外在校等時間は着実に減少してきているものの、依然として、在校等時間が長時間に及んでいる教育職員がおり、取組の加速化が必要となっています。このような中、令和7年6月、教育職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な対策を講じるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が成立し、新たに服務監督教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）の策定が義務付けられるとともに、実施計画の実施状況の公表や総合教育会議への報告等の仕組みが整備されました。こうした仕組みの下、各地方公共団体においては、学校、保護者、地域、教育委員会、関係部局などの教育に関わる全ての関係者が、教育現場の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づいて相互に連携・協働しながら、働き方改革の取組を進めていくことが求められています。

本県の教育現場を取り巻く状況や教育職員の働き方の実態をみると、学校における働き方改革のより一層の推進が必要であり、また、給特法等一部改正法で整備された仕組みに適切に対応していく必要があるため、この度、取組方針を改訂し、法律上の実施計画として位置付けて取組の加速化を図っていくこととしました。本実施計画に基づき学校における働き方改革を加速していくことにより、教育職員の時間外在校等時間の状況等を改善し、教職の持つ本来の魅力が十分に発揮され、教職員が心身ともに充実した状態で、日々、生き活きと子供たちと接することができる教育環境の整備を目指していきます。

## II 教育職員の働き方の現状と課題

### 1. 時間外在校等時間（月80時間超報告者数の推移）

#### (1) 県立高等学校

（単位：人、％）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育職員数①	4,002	3,980	3,976	3,928	3,881	3,871	3,833
報告者数②	1,438	1,297	1,004	968	1,141	1,142	1,051
割合②/①	35.9	32.6	25.3	24.6	29.4	29.5	27.4

#### (2) 県立中学校

（単位：人、％）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育職員数①	43	42	44	42	41	41	40
報告者数②	24	21	17	19	18	16	20
割合②/①	55.8	50.0	38.6	45.2	43.9	39.0	50.0

#### (3) 県立特別支援学校

（単位：人、％）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育職員数①	1,742	1,785	1,793	1,728	1,735	1,747	1,843
報告者数②	55	46	46	74	67	61	55
割合②/①	3.2	2.6	2.6	4.3	3.9	3.5	3.0

▶ 参考

・市町村立小学校

(単位：人、%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育職員数(①)	4,912	4,924	4,921	4,872	4,873	4,949	4,966
報告者数(②)	430	349	337	467	313	296	291
割合(②/①)	8.8	7.1	6.8	9.6	6.4	6.0	5.9

・市町村立中学校

(単位：人、%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育職員数(①)	3,025	3,011	3,485	3,321	2,926	2,923	2,933
報告者数(②)	1,394	1,250	962	1,091	894	823	740
割合(②/①)	46.1	41.5	27.6	32.9	30.6	28.2	25.2

注) 時間外在校等時間は、在校等時間(正規の勤務時間外において「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて、教育職員が在校している時間)から正規の勤務時間と休憩時間を除いたもの。

注) 各表の報告者数は、各年度において、ひと月でも月80時間を超えたことがある教育職員の実人数

注) 教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員

【課題】

○時間外在校等時間の縮減の加速化

県立高等学校の教育職員の概ね4人に1人は、時間外在校等時間が月80時間を超えており、依然として時間外在校等時間が長時間に及んでいることから、学校における働き方改革の取組を一層推進し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する必要がある。

2. ワーク・ライフ・バランス

(1) 年次有給休暇平均取得日数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
取得日数	11.3日	12.5日	12.7日	13.7日	13.7日

(2) 男性職員育児休業取得率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取得率	5.6%	10.6%	16.5%	34.7%	41.1%

【課題】

○年次有給休暇の平均取得日数の増加

令和6年の宮城県職員(小、中学校の教職員及び会計年度任用職員を除く。)の1人当たり年次有給休暇平均取得日数は14.2日となっている。一方、教育職員等の平均取得日数は13.7日で下回っていることから、年次有給休暇の取得を促進していく必要がある。(参照：令和6年度人事行政の運営等の状況の公表)

○男性職員の育児休業取得率の向上

未だ女性職員に比べて低い状況であり、育児休業、特別休暇（出産補助休暇及び育児参加休暇）ともに、引き続き、取得を促進していく必要がある。（参照：宮城県教育委員会 特定事業主行動計画）

### Ⅲ 目標及び計画の期間

#### 1. 目標

○時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合  
計画期間中に 100 パーセントとする。〔現状値(令和 6 年度) 69.6%〕
- ・ 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間  
令和 11 年度までに平均で 30 時間程度とする。〔現状値(令和 6 年度) 35.5 時間〕
- ・ 時間外在校等時間が年 360 時間を超えた教育職員の割合  
令和 11 年度までに 30 パーセントとする。〔現状値(令和 6 年度) 54.0%〕

○ワーク・ライフ・バランスの向上に関する目標

- ・ 年次有給休暇の平均取得日数  
計画期間中に 15 日以上とする。〔現状値(令和 6 年) 13.7 日〕
- ・ 男性職員の育児休業取得率  
令和 11 年度までに 85 パーセントとする。〔現状値(令和 6 年度) 41.1%〕

#### 2. 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度まで（5 年間）

### Ⅳ 業務量管理・健康確保措置の内容

県教育委員会は、Ⅲに掲げた目標の達成のため、重点事項として以下に掲げた取組を実施する。各取組の実施に当たっては、教育職員が業務の遂行に伴い心身の健康を損なうことがないように十分に配慮し、また、教育職員の時間外在校等時間取扱要綱に基づき、同要綱第 3 第 1 項各号に該当する教育職員については、校長が、当該教育職員と面談等を実施の上、業務の進行計画等の調整を図るものとする。県教育委員会は、当該教育職員が年間上限時間数を超えて時間外勤務に従事することを未然に防ぐための対策等について、校長と連携して必要な措置を講ずるものとする。

#### 1. 学校・教師の「業務の 3 分類」を踏まえた見直し

学校又は教師（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令

和7年文部科学省告示第114号)第2章第3節(2)に定める教師をいう。)の業務の3分類を踏まえ、業務の分担の見直しや適正化を図る。

業務に関する役割分担の見直しに当たっては、責任体制が明確になるよう留意した上で、県の関係部局との密接な連携や、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら各学校の実情に応じた運用を行う。

また、教師以外の教職員の校務運営への参画拡大等により、学校全体の業務を効果的に改善していくに当たっては、各教職員が相互に連携・協働しつつ、特定の教職員の負担が過度にならないよう、事務処理の精選や効率化等にも留意して取り組む。

## (1) 学校以外が担うべき業務

### ア 学校徴収金の徴収・管理

県教育委員会は、私費会計で運用されている学校徴収金について、その内容ごとに公会計化(県の歳入歳出予算に組み入れることをいう。以下同じ。)の適否や、徴収・管理の方法など検討した上で、公会計化の実現を目指す。

なお、県立学校においては、個々の学校徴収金会計の必要性を検討し、保護者と事業者の間での直接払いへの移行などにより、整理・統合を進める。

#### 【具体的な取組内容】

- 学校徴収金会計の整理・統合
- 保護者と事業者の間での直接払い等の推進
- 学校徴収金の公会計化に向けた検討

### イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の対応

県教育委員会は、保護者等からの相談や過剰な苦情、不当な要求等について、学校以外が対応する体制や、学校が弁護士等の専門家を活用しやすい体制を構築する。

#### 【具体的な取組内容】

- 学校運営に関する相談体制強化に向けた検討
- スクールロイヤーや顧問弁護士の活用促進
- 保護者対応に係るマニュアル整備
- 学校対応に関する積極的な広報・PR

## (2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ア 調査・統計等への回答

県教育委員会は、学校を対象とする調査、又は、学校を通じた児童生徒等への周知を依頼する文書等の量の縮減に努めるとともに、デジタル技術の活用により回答等の負担軽減を図る。また、教育職員の専門性に深く関わらないものは事務職員の協力を求めるなど、業務負担の平準化を図る。

#### 【具体的な取組内容】

- 学校を対象とする調査・統計等の精選
- 文書照会等に関するルール策定の検討

## イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守管理

県教育委員会は、ICT機器に関して学校が相談できる窓口の整備等を通じて、学校におけるICT機器等の保守管理に係る業務負担の軽減を図る。また、必要に応じて、民間事業者等への外部委託を検討する。

### 【具体的な取組内容】

- 学校専用のICT関連相談窓口の整備
- 保守管理業務の外部委託の推進

## ウ 校舎や学校プール、体育館等の施設・設備の管理

県教育委員会は、学校における施設・設備の管理（施錠・開錠を含む。）に関して、教職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、特定の教職員に責任や負担が集中しない体制の整備を促進する。

### 【具体的な取組内容】

- 効率的な施設・設備管理の手法等の検討
- 民間委託等による専門的な安全点検の推進
- 好事例の収集・周知

## エ 部活動

県教育委員会は、「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」が遵守されるよう各学校に指導・助言を行うとともに、部活動指導員の配置、部活動の地域展開を積極的に推進する。

### 【具体的な取組内容】

- 「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」に基づく指導・助言
- 部活動指導員の配置
- 中学校部活動の地域展開の推進
- 祝日の大会開催がないよう関係団体への要請

## (3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ア 授業準備、成績処理等

県教育委員会は、教務補助等の支援スタッフの配置を推進するとともに、学校が利用可能なデジタル技術の導入を促進する。

学校は、教材等の印刷や物品等の準備、採点作業や宿題の提出の確認その他の補助的な業務について、支援スタッフと協働しながら行うとともに、デジタル技術の活用を推進する。

### 【具体的な取組内容】

- 教務補助の配置
- 地域コーディネーターの配置
- 生成AIの利用ルールの整備・活用事例の周知
- 統合型校務支援システムの改善
- デジタル採点支援システムの活用促進
- 好事例の収集・周知

## イ 学校行事の準備・運営

県教育委員会は、学校行事の準備・運営に係る教職員の協働体制の構築について、学校の理解促進に努める。

学校は、学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教育職員、事務職員及び教務補助等の支援スタッフと協働して実施するとともに、必要に応じ、業務委託等を検討する。

### 【具体的な取組内容】

- 好事例の収集・周知

## ウ 進路指導の準備

県教育委員会は、地学地就コーディネーター等の支援スタッフの配置を推進するほか、業務委託等により外部の専門人材との連携を促進する。また、学校が利用可能なデジタル技術の導入を検討する。

学校は、教育職員と支援スタッフ、民間の専門人材等の連携により就職・進学先に関する情報収集等を行う。

### 【具体的な取組内容】

- 地学地就コーディネーターの配置
- 進路達成セミナーの運営・実施
- 進路指導への生成AI活用の検討

## エ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

県教育委員会は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等の支援スタッフの配置等や関係機関との連携を促進する。

学校は、支援スタッフ等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教育職員との協働を推進する。

加えて、日本語指導が必要な児童生徒に対して、中心校からの遠隔授業を配信する。

### 【具体的な取組内容】

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員等の配置
- 児童相談所や市町村の保健福祉部門との連携
- 日本語指導が必要な児童生徒に対する遠隔授業の実施

## 2. 学校における措置（業務の適正化）の推進

学校は、以下の取組を推進し、教育職員が担う業務の適正化を図るものとし、県教育委員会は好事例の周知等により学校の取組を支援する。

### （1）授業時数の見直し・平準化、学校行事の精選・統合

各学校においては、教育の質を向上させるという目的の下、児童生徒及び教育職員双方の負担の軽減の観点も踏まえながら、教育課程の編成の工夫・改善等について不断に検討を行う。

高等学校においては、スクール・ミッション及びカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）に基づく教育活動を行うに当たって、必要かつ効果的な教育課程の編成をしているかとの視点に立った教育課程の見直しを検討する。

中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部においては、特に標準授業時数を大幅に上回っている教育課程（年間 1,086 単位時間以上）を編成している場合、学校自らが点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、適切な計画とする。

また、学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合する。

**【具体的な取組内容】**

- 教育課程の編成の見直し・工夫
- 授業時数の縮減に資する休日規定の見直し（県教委）
- 学校行事の精選・統合
- 好事例の収集・周知（県教委）

**（２）日課表の適切な設定**

各学校においては、授業時数の見直しに努めるとともに、放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）で可能なものを教育職員に割り振られた勤務時間内に設定するなど、学校の実情に応じた取組に努める。

**【具体的な取組内容】**

- 清掃活動の見直しなど日課表の見直し・工夫
- 学校におけるワークショップ等の伴走支援（県教委）
- 好事例の収集・周知（県教委）

**（３）校務DXの推進**

各学校においては、生成A I や情報システムの導入などデジタル技術を活用した校務の効率化を推進する。

**【具体的な取組内容】**

- 生成A I の利用ルールの整備・活用事例の周知（県教委）【再掲】
- 統合型校務支援システムの改善（県教委）【再掲】
- デジタル採点支援システムの活用【再掲】
- 高校入試におけるweb出願システムの活用（県教委）

**（４）若手教育職員等への支援**

各学校においては、職務経験が少ない教育職員が担当する業務が過度とならないよう抑制するとともに、メンター及び他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。

**【具体的な取組内容】**

- メンターチームの設置等、支援体制の整備
- メンター研修の充実（県教委）

**（５）児童生徒の休み時間における安全への配慮**

各学校においては、学級担任等の特定の教育職員に責任や負担が集中しない体制を整備する。

【具体的な取組内容】

- 休み時間の安全配慮体制の検討
- 好事例の収集・周知（県教委）

**（６）校内清掃**

各学校においては、校舎床のワックスがけ作業などの外部委託を検討するとともに、日常清掃の実施回数や範囲の合理化等により、特定の教育職員に責任や負担が集中しない体制を整備する。

【具体的な取組内容】

- 校内清掃の手法等の検討
- 外部委託の促進（県教委）
- 好事例の収集・周知（県教委）

**（７）勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備**

各学校においては、教職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備する。

【具体的な取組内容】

- 保護者に対する周知文書の発出等（県教委）
- 時間外の外線電話に対する自動音声機能等の導入の促進（県教委）

**３．学校における働き方改革を推進するための体制整備等**

**（１）協働的な業務改善の促進**

各学校においては、職員会議での協議やワークショップ等を通じて、学校現場の実態や特徴等に応じた個別具体的・協働的な業務改善方策を検討し、実践する。

【具体的な取組内容】

- 校務分掌の整理・統合
- 学校におけるワークショップ等の伴走支援（県教委）【再掲】

**（２）校長のリーダーシップ、マネジメント力向上への支援**

県教育委員会は、校長を対象とした多面観察の実施等により、校長のマネジメント力、リーダーシップの向上を図る。

また、管理職研修において、働き方改革にも資するマネジメント力の向上が図られるよう取り組む。加えて、校長の人事評価において働き方改革に関する目標を設定するなど、人事評価も活用した取組を推進する。

【具体的な取組内容】

- 校長のリーダーシップ向上アセスメントの実施（県教委）
- 管理職研修の実施（県教委）
- 人事評価における働き方改革の観点の導入（県教委）

### (3) 学校の指導運営体制の充実

県教育委員会は、正規の教育職員の計画的な配置の充実に努めるとともに、支援スタッフの体制の充実及び資質の向上に努める。

#### 【具体的な取組内容】

- 各種支援スタッフの配置

## 4. 教育職員の健康及び福祉の確保

県教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の措置を講じる。

### (1) 客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握

教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測できる環境を整備する。

#### 【具体的な取組内容】

- ICカード、出退勤記録システムの整備

### (2) 衛生委員会での審議

各学校の衛生委員会において、時間外在校等時間の状況や産業医による面接指導状況の情報共有等を通じて、教職員の心身の健康に配慮した働きやすい職場づくりを推進する。

#### 【具体的な取組内容】

- 各学校の衛生委員会での審議の促進
- 好事例の収集・周知

### (3) 医師による面接指導

宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領に基づき、所属する教職員が同要領第4条第1項各号に該当する場合、医師による面接指導の勧奨を推進する。

#### 【具体的な取組内容】

- 医師面談につなげるための所属長面談の実施の推進
- 産業医による面接指導体制の拡充

### (4) 勤務間インターバルの確保

終業から始業までに一定時間（11時間を目安）以上の継続した休息時間を確保できるよう、業務量の縮減や業務の効率化等に取り組む。

#### 【具体的な取組内容】

- 休息時間の確保に関する周知

### (5) 健康診断及びストレスチェックの実施

教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施する。また、ストレスチェックの実施を通して、働きやすい職場環境の構築につなげる。

#### 【具体的な取組内容】

- 定期健康診断再検査者の受診勧奨の促進

○労働安全衛生法に基づく年1回のストレスチェックの実施と集団分析結果の活用促進

#### (6) 心身の健康問題に関する相談窓口

公立学校共済組合との連携・協働により、心身の健康問題に関する相談窓口を設置する。必要に応じて、産業医等による助言・指導や面談指導の勧奨を行う。

##### 【具体的な取組内容】

- 産業医による健康相談の実施
- カウンセラーや精神科医によるメンタルヘルス相談の実施
- こころとからだの相談窓口の周知徹底

#### (7) 年次有給休暇取得の促進等

年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することを推奨するなど、休暇の取得を促進する。また、夏季休業中や年末年始等における学校閉庁日の設定を促進する。

##### 【具体的な取組内容】

- 年休取得や学校の閉庁日・定時退勤日の設定促進

#### (8) 柔軟な働き方の推進

早出遅出勤務やテレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図る。

##### 【具体的な取組内容】

- テレワーク等の実施環境の整備
- 好事例の収集・周知

#### (9) 男性職員の育児休業取得促進

男性職員の育児休業について、県教育委員会が策定している「特定事業主行動計画」を着実に進め、仕事と家庭生活を両立するための環境整備を図る。

##### 【具体的な取組内容】

- 育児休業制度の周知、イクメン計画書の活用
- 代替教員の配置等による、育児休業等を利用しやすい職場環境の整備

## V 留意事項

本計画の推進に当たっては、特に以下の事項に留意するものとする。

### ○ 形式的な上限達成の目的化、虚偽記録の禁止

教育職員の在校等時間について、形式的に上限時間の範囲内とすることや実施計画に定める目標を達成することが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

また、上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないこと。

○ 持ち帰り業務の抑制と実態把握・縮減

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや実施計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないこと。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、各学校においてその実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を行うこと。

○ 休憩時間の確保等

休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。このため、例えば、教職員の休憩時間に会議の開催時間を設定することなどは厳に避けなければならないこと。また、休憩時間の割振りは各学校において行えるものであることから、通常の休憩時間に業務を行わなければならないことが予め分かっている場合には、休憩時間の変更等により、勤務時間の途中で休憩時間が確保されるよう取り組むこと。

○ 学校運営協議会の活用を通じた保護者・地域住民等への周知と理解・協力

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年宮城県教育委員会規則第4号）及び本実施計画の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう周知を図り、保護者等との連携による教育職員の業務の分担の見直しや適正化に取り組むこと。

その際、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置に関する内容が含まれることも踏まえ、学校運営協議会を活用して保護者等の理解や協力を得ること。

○ 学校評価の適切な活用

各学校においては、学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、実施計画に適合させるように努めること。

○ 教育職員以外の職員の業務量管理等

教育職員以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、教育職員と同様、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図ること。

## VI その他措置の実施に関し必要な事項

○ 計画の公表と総合教育会議への報告

県教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、ホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表するほか、総合教育会議に報告する。また、毎年度、実施計画の実施状況を総合教育会議に報告することを通じ、関係部局との連携を図りつつ、適切な役割分担の下で、業務量管理・健康確保措置の更なる推進を図る。

○ 人事委員会との連携

県教育委員会は、実施計画の遂行等に当たっては、人事委員会と業務量管理・健康確保措置の内容について認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図る。

○ 市町村教育委員会への指導・助言

県教育委員会は、市町村（仙台市を除く。）の教育委員会に対し、実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し、積極的な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

## Ⅶ 参考

### 1. 県教育委員会のこれまでの主な取組

(1) 平成 22 年度～平成 24 年度

- 平成 22 年 12 月に教育庁内に「学校運営支援チーム」を設置。教育庁の幹部職員と現場の教育職員との意見交換会の開催や、正規の勤務時間外における在校時間調査等を行い、学校現場の抱える課題等の把握に努め、可能な取組に随時着手した。

(2) 平成 25 年度～平成 30 年度

- 平成 25 年 4 月、新たに「宮城県学校運営支援本部」を設置し、学校運営支援チームを引き継ぐ形で、多忙化解消に継続的に取り組むこととした。
- 第 1 次期間（25～27 年度）においては、「学校運営支援統合システムの導入」等により、多忙化解消に一定の効果が見られた。
- 第 1 次期間の取組を継続するとともに、第 2 次期間（28～30 年度）における新たな取組としては、多忙化の要因の一つである部活動に関して「部活動指導ガイドライン」を策定し、適正な部活動の実施を推進したほか、外部人材の積極的な活用を図るため、モデル事業として部活動指導員の配置に努めた。また、平成 31 年 3 月に「教職員の働き方改革に関する取組方針」を策定した。

(3) 平成 31 年度～令和 4 年度

- 第 3 次期間（31～4 年度）においては、学校運営支援本部働き方改革ワーキンググループ（以下「働き方改革WG」という。）が中心となり第 2 次期間の取組を継続するとともに、令和 3 年 7 月から全ての県立学校において、ICカードによる出退勤管理を実施した。
- 教育職員の働き方改革を加速させるため、教職員課内に働き方改革推進チームを設置し、県立学校の勤務実態を可視化したほか、新たに「学校管理職のためのリーダーシップ向上アセスメント」等の取組を実施した。
- 第 3 次期間の終期を新型コロナウイルス感染症の影響により 1 年延期した。

(4) 令和 5 年度～令和 7 年度

- 第 4 次期間（5～9 年度）においては、働き方改革WGが中心となり第 3 次期間の取組を継続するとともに、令和 5 年 3 月に改定された「教職員の働き方改革に関する取組方針」により、「働き方改革の目的」「目標」「取組の柱」を明確に定めた。

- 教職員課働き方改革推進チームが県立学校の勤務実態を可視化し、全県立学校に「学校実態一覧」を配付するなどして各校における在校等時間縮減に努めた。また、令和5年度から3カ年にわたり「学校業務改善支援事業」を実施し、民間コンサルタントを活用した業務改善事業に取り組んだ。
- 令和6年度から、校長の「リーダーシップ向上アセスメント」を全県立学校で実施することとし、校長の組織マネジメントの向上、学校経営の改善に努めた。
- 第4次期間の終期は当初令和9年度までであったが、本実施計画策定に伴い、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間と定めた。

## 2. 計画策定の検討状況

○開催状況及び検討内容等

月日	開催会議等	検討内容等
R7. 10. 8	第3回 働き方改革WG	骨子の立案
R7. 10. 23	第1回 学校運営支援本部会議	骨子の検討
R7. 11月		宮教組、高教組との意見交換
R7. 12. 19	第4回 働き方改革WG	実施計画（案）の立案
R8. 1月		関係団体等※へ意見照会、宮教組、高教組との意見交換
R8. 2. 9	第2回 学校運営支援本部会議	実施計画（案）の決定
R8. 3. 19	教育委員会定例会	実施計画の決定

※宮城県高等学校長協会、宮城県公立高等学校事務職員協会、宮城県公立学校事務長会、宮城県高等学校体育連盟、宮城県高等学校文化連盟、宮城県高等学校PTA連合会、宮城県教職員組合、宮城県高等学校・障害児学校教職員組合、宮城高校教育ネットワークユニオン

第5号議案

次期県立高校将来構想について、別紙のとおり決定する。

令和8年3月19日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

# みやぎ県立高校将来ビジョン 2026→2040

～ 高校教育の創造的再構築 ～

令和8年3月

宮城県教育委員会

## はじめに

宮城県では、平成31年2月に策定した「第3期県立高校将来構想」に基づき、志教育の推進や、社会的ニーズに応じた高校づくり、学びの多様化への対応、活力ある教育環境の確保に向けた再編などの高校教育改革に取り組んでまいりました。

しかしながら、本県の中学校卒業生数は、令和7年3月の19,265人から今後14年で約7,000人、約4割の大幅な減少が見込まれており、かつて経験したことのない急速な少子化の進行という局面を迎えています。さらに、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口においては、その人口減少局面は今後継続していくことが見込まれているところです。

こうした状況の中にあっても、将来にわたり本県の高校教育の質を確保し、県内のどこに住んでいても、生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応できる教育環境を整えていくことは、私たちに課せられた重要な責務であることから、今回、強い危機感のもと、これまでの対応の延長ではなく、考え方を大きく転換し、今後の14年間やその先も見据えた方針を決めていく必要があるものと考え、第3期県立高校将来構想の終期を前倒しして、新たな将来構想を策定することといたしました。

この「みやぎ県立高校将来ビジョン 2026→2040」は、こうした認識のもと、従来の考え方にとらわれない、新たな視点からの今後の本県の県立高校が果たすべき役割と目指すべき方向性を示す基本指針であります。構想の策定に当たっては、令和6年2月に県立高等学校将来構想審議会に諮問し、約2年にわたり、県立高校を取り巻く状況などを踏まえて、幅広い視点から建設的な御議論を重ねていただきました。また、地域における説明会や企業等への個別訪問による意見聴取、パブリックコメントのほか、中学生や高校生、その保護者へのアンケート調査など、広く県民の皆様から御意見をいただきました。

生徒を主語にした高校教育の創造的再構築の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携しながら、県民の皆様とともに、本構想の着実な推進に取り組んでまいります。

令和8年3月

宮城県教育委員会

## 目 次

### 第1章 新たな県立高校将来構想の策定について

1 策定の趣旨	1
2 構想の位置付け	2
3 構想の期間	3

### 第2章 高校教育を取り巻く現状と課題

1 第3期県立高校将来構想に基づく取組の実施状況	6
(1) 人づくりに向けた取組	
(2) 学校づくりに向けた取組	
2 高校教育を取り巻く現状と課題	7
(1) 社会経済環境の変化	
(2) 県立高校の現状と課題	

### 第3章 高校教育の創造的再構築に向けた考え方

1 基本理念	9
(1) 高校教育の創造的再構築	
(2) 生徒を主語にした高校教育の実現	
(3) 質の高い高校教育の実現	
2 基本方針	10
3 学校配置の考え方	11
(1) 圏域の考え方	
(2) 普通科の特色強化と進学支援の充実	
(3) 専門学科における学科横断的な学びの推進	
(4) 多様な学びに対応した高校配置	
(5) 地理的条件等に応じた教育環境の整備	
4 学校規模の考え方	12
5 各圏域における再構築後の姿	13

### 第4章 高校教育の創造的再構築に向けた取組

1 県立高校教育の質の向上の方向性	14
(1) 志教育の一層の推進	
(2) 確かな学力の育成	

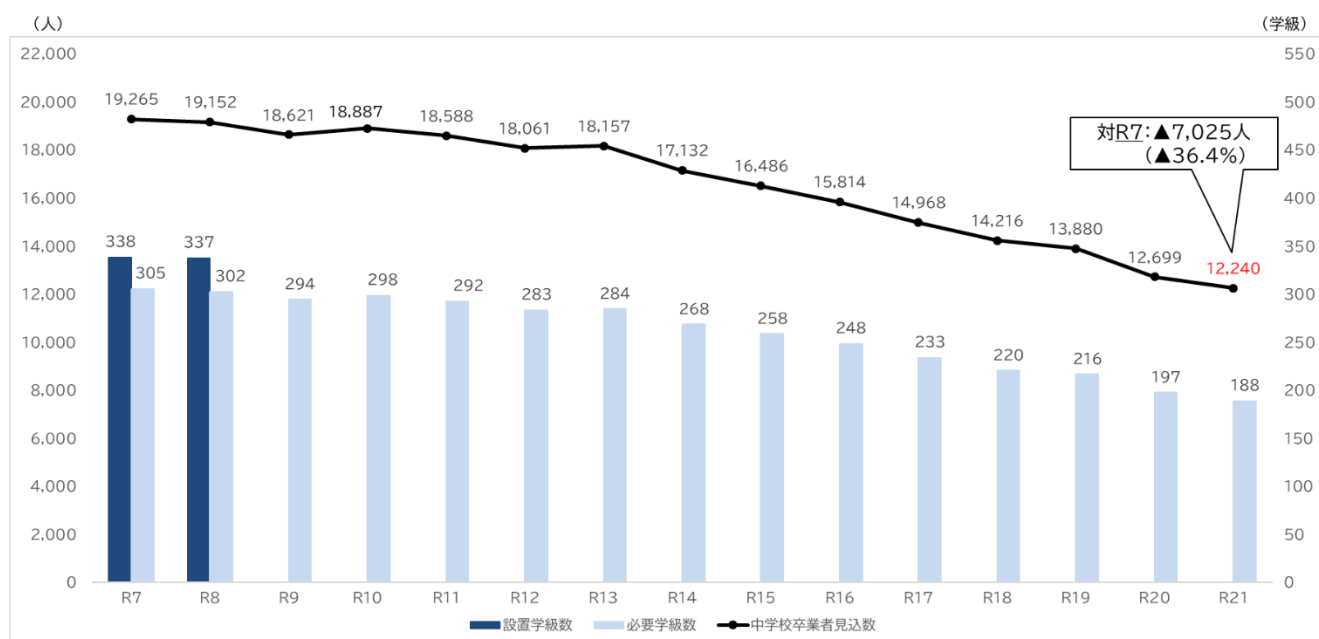
(3) 多様なニーズに対応した教育の推進	
(4) 教育DXの推進	
(5) 地域と学校の連携・協働体制の推進	
2 時代のニーズに対応した高校の魅力化	16
(1) 普通科系の学び	
(2) 専門学科系の学び	
3 多様な学びの在り方	23
(1) i d e a l スクール	
(2) 定時制・通信制の在り方	
(3) 特別な配慮や支援を必要とする生徒への対応	
4 小規模校の学びの在り方	24
(1) オンラインの効果的な活用推進	
(2) 地域連携や学校間連携の取組	
5 オンラインの効果的な活用による教育空間の拡張	24
<b>第5章 将来構想の推進</b>	
1 学校・家庭・地域の協働の必要性	33
2 持続可能な学校教育の推進	33
(1) 社会に開かれた教育課程の推進	
(2) 外部リソースの活用によるニーズに応じた体制の確保	
(3) 教職員の支援体制	
(4) 生徒の相談・支援体制の構築	
(5) 教育環境の充実	
3 入学者選抜の在り方	34
4 将来構想の推進に向けた適正な進行管理	34
(1) 社会情勢の変化に応じた進行管理	
(2) 適正な進行管理	
資料編	35

# 第1章 新たな県立高校将来構想の策定について

## 1 策定の趣旨

- 本県では、平成31年2月に策定した「第3期県立高校将来構想」（平成31年度～令和10年度）に基づき、少子化の影響や小規模校の増加に伴う教育環境の整備・充実など、高校教育を取り巻く環境の変化に対応した教育改革を進めてきました。しかしながら、14年後の令和21年度における中学校卒業生数は、現在より約7,000人、約4割少なくなることが見込まれ、第3期構想策定当時の想定を上回る急速な少子化の進行を踏まえ、人口減少局面に対応した教育環境の整備について早期に検討を進める必要があります。
- 近年の教育環境を巡る状況は目まぐるしく変化しており、生徒の多様な教育的ニーズに応じた学びの必要性や、グローバル化、デジタル社会の進展を背景に、生徒の興味・関心や将来の進路希望に応じた、柔軟に学びを選択できる環境や、生徒自身の将来の可能性を広げるための学習環境の整備が必要となってきています。
- 今後、更に先行きが不透明で予測困難な社会情勢となっていく中では、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら自分の人生を舵取りすることができる力を育むとともに、生徒一人一人の個性や背景を尊重し、学力の向上だけでなく、心身の健康、社会的つながり、自己実現の観点を踏まえ、誰一人取り残されずに、生徒が安心して自己表現できる学校づくりを通して、生徒一人一人のウェルビーイングを実現することが求められています。
- さらに、生産年齢人口の減少が見込まれる中、これまで以上に地域の特色を踏まえた学びを充実させるとともに、地域との連携を深め、より実社会と結び付いた学びの機会を提供することにより、地元の産業を支えるなど、地域に貢献できる人材を育てることが、高校教育に求められています。
- こうした急速な少子化の進展やそれに伴う高校教育に対するニーズの変化を踏まえ、構想の期間を前倒しし、従来の考え方にとらわれない、生徒を主語にした新たな視点から高校教育を創造的に再構築することを目指し、新たな県立高校将来構想を策定することとしました。

## <本県の中学校卒業生見込数及び必要学級数の推移>



## 2 構想の位置付け

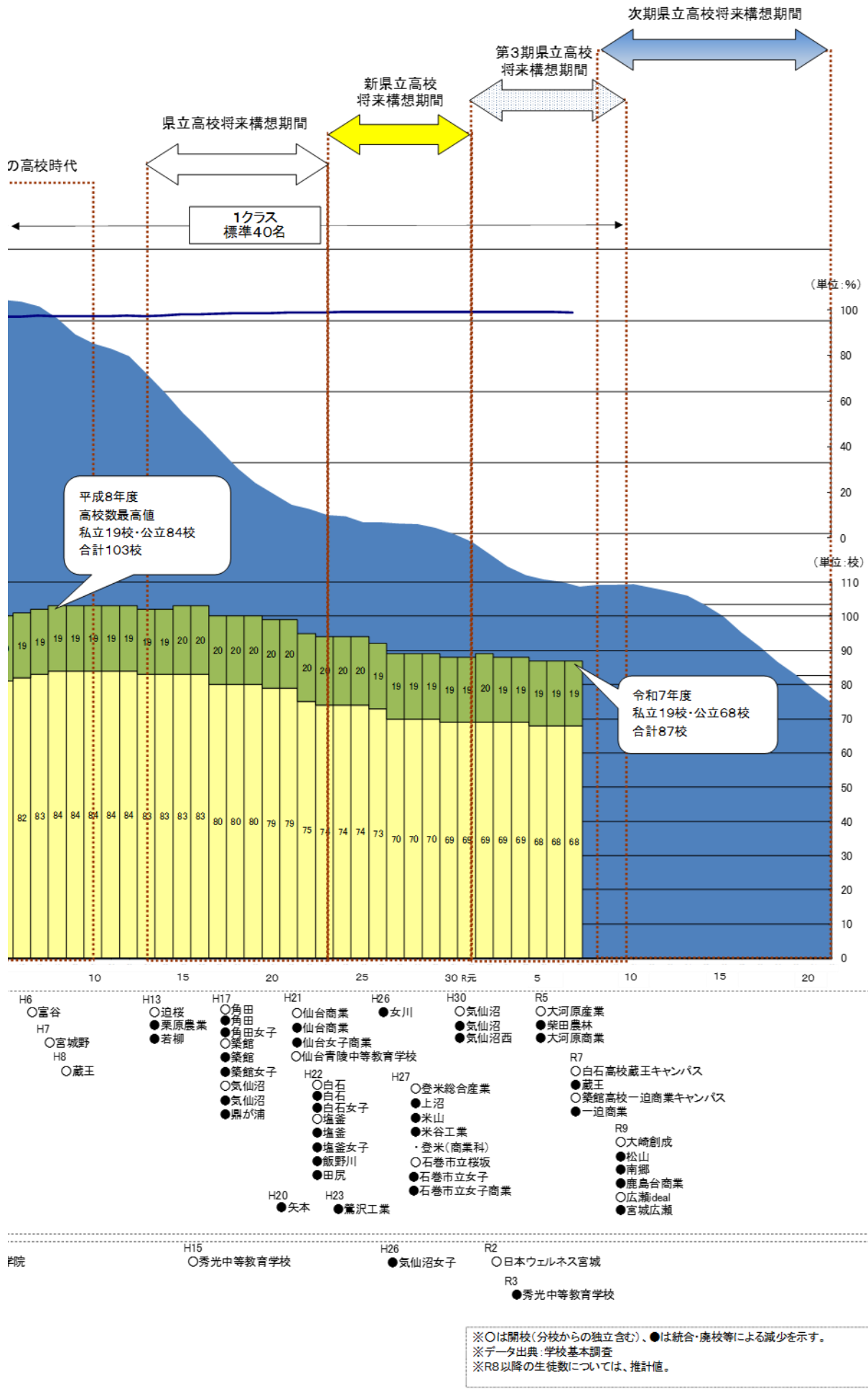
- 本構想は、14年後の本県の県立高校の姿をビジョンとして示すものであり、具体的な学校配置の在り方や再編に向けたプロセス、目指す姿の実現に向けた具体的な取組等については、本構想を踏まえて、別に実施計画を策定します。
- 本構想は、文部科学省が示す「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）、「高等学校学習指導要領」（平成30年告示）や、中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（令和3年1月26日）等との整合性を図り、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、探究的な学びの深化、普通科の改革、さらには地域との連携・協働の推進といった観点を踏まえつつ、本県の実情に応じた高校教育の方向性を示すものです。
- また、「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）（平成29年度～令和10年度）」（令和6年3月）の目指す姿の実現に向け、高校教育における、豊かな人間性と社会性の育成や、確かな学力の育成、多様な進路希望の実現に対応する支援体制の充実など、その方向性を示すものです。
- さらに、宮城県産業教育審議会の『『今後の急速な少子化を踏まえた産業教育の在り方』について』（令和7年3月）において、急速な少子化を踏まえた産業教育の在り方として、魅力ある新たな学びの方策や、専門高校と地域・産業界等の連携・協働の取組強化等について提言されていることから、その内容を踏まえながら、産業人材の育成等に向けた高校教育の在り方も示すものです。

- 加えて、「第2期宮城県特別支援教育将来構想(令和7年度～令和16年度)」(令和7年2月)で掲げる目標である、誰一人取り残さない学校づくりの中の「高等学校等における特別な配慮や支援を必要とする生徒の学びの充実」の実現に資する、県立高校におけるインクルーシブ教育の推進を図ることにより、様々な個性や能力、背景を持つ生徒一人一人が尊重され、全ての生徒が共に学び、共に成長できる教育環境の実現を目指しています。
- 本構想は、宮城県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン(令和3年度～令和12年度)」(令和2年12月)に掲げられている「活力に満ち、安心して暮らせる宮城の創造」の実現に向けて、高校教育の方向性を示すものです。

### 3 構想の期間

- 本構想は、社会経済環境の変化や生徒・地域の多様なニーズに的確に対応するため、構想策定時点で最大限推計できる中学校卒業生数を元に14年先まで見通しが立つことから、令和8年度から令和21年度までの14年間を対象期間として設定するものです。
- 学校配置の在り方や再編に向けたプロセス、目指す姿の実現に向けた具体的な取組等については、本構想を踏まえて、別に実施計画を策定します。
- また、実施計画については具体的な取組を段階的かつ着実に進めるため、次の3つの期間に区分します。
  - 第1次実施計画 令和9年度から令和13年度まで
  - 第2次実施計画 令和14年度から令和17年度まで
  - 第3次実施計画 令和18年度から令和21年度まで





## 第2章 高校教育を取り巻く現状と課題

### 1 第3期県立高校将来構想に基づく取組の実施状況

- 第3期県立高校将来構想では、東日本大震災からの復旧・復興の進展、少子高齢化や人口減少とそれに伴う社会環境の変化などに対応し、「未来を担う高い志を持つ人づくり」と「未来を拓く魅力ある学校づくり」の2つの観点から本県高校教育の目指す方向性を示し、高校教育改革を進めてきました。

#### (1) 人づくりに向けた取組

- より良い学びの提供に向けて、地域進学重点校における生徒の学力と進路実績の向上を図るため、探究活動の推進のためのコーディネーターや、地域の将来を支えるものづくり人材の育成と確保等の促進を目指すための地学地就コーディネーターの配置などを通じて、生徒が自らの将来に向け行動できるよう、将来を担う人材育成に向けた取組を実施しました。
- また、国際社会で活躍できる人材の育成を目指して、仙台二華高等学校での国際バカロレア・ディプロマプログラムの導入や、ICTを活用した海外在住外国人講師とのオンライン英会話、海外の高校生との対面・オンライン交流などの英語力エンパワーメントプログラムの実施などを通じて、国際社会に貢献する志を持つ人材育成に取り組みました。
- さらに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、生徒1人1台端末環境下におけるICTを活用した探究的な授業づくり等を進めるために、指導法に係る実践研究に取り組み、教員のICT活用指導力の向上及びカリキュラム・マネジメントに係る資質・能力の育成等を図りました。

#### (2) 学校づくりに向けた取組

- 高校再編については、適正規模を1学年当たり4～8学級と定め、適正規模に満たない学校については、基準を設け適切に再編を実施してきました。
- 柴田農林高等学校、大河原商業高等学校を再編し、南部地区職業教育拠点校「大河原産業高等学校」を設置するとともに、6次産業化を軸とした新しい学科である企画デザイン科の設置に向けた取組を実施しました。
- 大崎地区においても松山高等学校、鹿島台商業高等学校、南郷高等学校を再編し、令和9年度の開校を予定している大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校の設置に向けて取り組んできました。
- また、様々な背景を持つ生徒や、多様な生活・学習スタイルに応じてフレキシブルに学ぶことのできる新たなタイプの学校「i d e a l（アイデアル）スクール」では、単位制やチューター制により、生徒自らが高校生活をデザインし、夢や希望を実現することができる学校を目指して、令和9年度開校に向けた準備を進めています。

## 2 高校教育を取り巻く現状と課題

### (1) 社会経済環境の変化

#### ア 急速な少子化の進展

- 本県の中学校卒業生数は急速に減少しており、令和7年度の19,265人から令和21年度には12,240人まで減少する見込みです。特に令和14年度以降は、これまでの年間100人から500人規模の減少を大きく上回り、毎年600人から1,000人規模にまで減少ペースが速まり、令和21年度以降も、減少局面は継続することが見込まれます。

#### イ デジタル化の進展

- 生成AIなどに代表されるデジタル技術の進展により、情報を適切に活用し、新たな価値を創造する力など、デジタル社会に対応した資質・能力が求められています。

#### ウ グローバル化の進展

- 価値観や文化などのグローバル化が進む中、国際的な視野を持ち、多様性を尊重しながら協働できる力がこれまで以上に重要になっています。

#### エ 成年年齢の引き下げ

- 平成28年6月には選挙権年齢が18歳に引き下げられ、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、投票や契約などの社会的責任を伴う行為が可能となったことから、社会的自立に向けた教育の重要性もこれまで以上に増しています。

#### オ 価値観・ライフスタイルの変化

- 家庭や地域社会における価値観やライフスタイルの変化などの社会的・文化的背景も大きく変化しており、生徒が置かれる環境は更に多様で複雑なものとなっています。

### (2) 県立高校の現状と課題

- 次に掲げる課題に対応しながら、全ての生徒が将来に希望を持ち、自らの可能性を最大限に発揮できる教育環境の実現が求められています。

#### ア 学習ニーズの多様化

- 生徒一人一人の興味・関心や進路希望、ライフスタイル等に応じた学びの多様化が進む中で、高校教育に求められる役割は、一層複雑化・高度化しており、こうした状況に対応した教育課程の編成や体制の整備が求められています。

- 本県における学校に登校していない生徒数は増加傾向にあり、在籍者比率（出現率）は全国と比べ高い状況が続いています。また、中途退学率についても全国と比べ高い状況にあり、その背景には学校生活や進路等に関する多様な要因があることから、早期の対応と継続的な支援が求められています。

- 学校に登校していない生徒や中途退学のリスクを抱える生徒への支援においては、予兆の対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援とともに、民間施設等と連携し、学校内外で多様な教育機会を確保していくことが必要です。全ての生徒にとって魅力ある学校を目指し、学校行事を含む特別活動の充実と学校教育の中核となる授業の工夫改善を進めるなどの学校づくりを進める必要があります。
- 個に応じた教育ニーズの高まりや、特別支援教育についての理解が進み、特別支援学校への入学を希望する生徒が増加しています。また、多様化する教育的ニーズへの対応のため、学びの場の整備やICT活用等の教育環境の整備とともに、卒業後の心豊かな生活の実現に向け、地域における支援体制の整備が求められています。
- さらに、広域通信制高校への入学者数が増加する傾向が見られることから、県立高校における更なる対応が求められています。

#### イ 地域と連携した学びの推進

- 地域産業を支える人材や地域課題の解決に主体的に関わる人材の育成など、これまで以上に実社会に通じる学びの提供が求められています。

#### ウ グローバル化への対応

- グローバル化に伴い、自国の文化への理解を深めることをベースとして、異なる価値観や文化を理解しながら、国際社会で活躍できる資質・能力を育成することも重要な課題となっています。

## 第3章 高校教育の創造的再構築に向けた考え方

### 1 基本理念

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら自分の人生を舵取りすることができる力を育むことが必要であり、ふるさと宮城の理解を深めながら、異なる価値観や文化を尊重し、的確な情報活用と課題解決を通じて新たな価値を創造する資質・能力を持つ生徒を育成していきます。

#### (1) 高校教育の創造的再構築

- 急速な少子化を踏まえ、各圏域に必要な学びの在り方を一から考え、生徒が切磋琢磨し合い、全ての生徒の可能性を最大限に引き出すことができる学習環境を整備し、現在の高校全体を作り変えて、新たな魅力ある高校教育を創造していきます。
- 高校教育を取り巻く社会経済環境の変化を的確に踏まえながら、従来の生徒数の減少に合わせた学級減や再編等ではなく、教育内容や学びの方法、地域との連携の在り方を含めた抜本的な見直しを行います。
- その際には、デジタル技術やオンラインの効果的な活用により教育空間を拡張<sup>\*</sup>し、物理的な制約を越え、宮城県全体を一つの「学校」ととらえる学びの環境を整えます。

#### (2) 生徒を主語にした高校教育の実現

- 「学ぶ主体」である生徒の視点から、教育課程や授業の在り方、学校運営等についてとらえ直し、生徒が学びたいと思える授業や教育活動を推進していきます。
- その実現に向け、教育を学校の中だけの閉ざされた空間でとらえるのではなく、デジタル技術等を有効に活用し、学校、学科の枠を越えた連携や、地域、市町村、研究機関、海外の学校などの外部機関など、多様な外部資源と連携した教育環境が重要です。
- 生徒が画一的な教育課程や教育環境に合わせるのではなく、一人一人が、自分自身のライフスタイルや興味・関心、将来の目標や進路希望に基づき、自らの学びを主体的に選択し、設計できる教育環境を整備します。
- これにより、生徒が学びに対してより高い意欲を持ち、将来の社会で自立して活躍するための力を育む、生徒を主語にした高校教育を実現します。

#### (3) 質の高い高校教育の実現

- 全ての生徒の可能性を最大限に引き出す質の高い高校教育を実現するため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

<sup>\*</sup>教育空間の拡張…教育空間の拡張とは、学校という物理的な教室や校舎の枠を越えて、学びの場や機会を広げること指す。具体的には、オンデマンド型や同時双方向型のオンライン授業の活用、複数校をつなぐ合同授業、地域の公共施設や企業・大学などを活用した学習活動などを通じて、生徒が場所や時間にとらわれず、多様な学びにアクセスできる環境を整える取組を意味する。

- 全ての生徒が自らの興味・関心や能力に応じて学びを深めることができるよう、学びの内容や方法を柔軟に選択できる個別最適な学びを推進するとともに、多様な背景や考え方を持つ他者と互いに学び合い、課題解決に取り組む協働的な学びの充実を図ります。
- 個別最適な学びと協働的な学びを相互に関連付け、一体的に展開することで、生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばし、将来の社会で主体的に活躍できる力を育成します。

## 2 基本方針

- (1) 県内全ての地域において生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応できる教育機会を確保します。
  - オンライン教育の活用や学校間・地域との連携などにより、生徒の可能性を広げ、県内全ての地域において、希望進路の実現を可能とする教育機会を確保します。
- (2) スクール・ミッション\*の再定義を行い、各校の特色を強く打ち出すことで、生徒の多様な学習ニーズに応じた、質の高い学びの機会を提供します。
  - 各校が担う役割や目指すべき学校像を明確にし、社会的ニーズや地域の特性などを踏まえた学びを提供することにより、育成を目指す資質・能力の明確化を図り、生徒一人一人が自らの興味・関心や進路希望に応じた学びを深められる環境を整えます。
- (3) 少子化の進行による生徒数の減少や学校の小規模化の中でも生徒が切磋琢磨し、刺激し合うことができる環境を整えます。
  - オンラインの効果的な活用をはじめとしたデジタル技術の活用と学校間連携の推進など、学校の枠組みを越えた学びの環境を整えることで、生徒が物理的に離れた多様な他者と交流し、互いに学び合い、刺激し合い、自らの可能性を引き出す学習環境を実現します。
- (4) デジタル技術を活用した学びと、対面によるリアルな学びを効果的に組み合わせ、多様化・グローバル化する社会の中で、主体的に課題に取り組み、未来を切り拓く資質・能力を育む新たな学びの環境を整えます。
  - オンライン教育などによる場所等にとらわれない柔軟な学びと、対面による直接的なコミュニケーションや実体験を通じた学びを組み合わせることで、教育内容の充実と学習内容の確実な定着を図るとともに、国内外の多様な価値観や文化に触れる機会などを通じて、より生徒の主体性が発揮される学習環境を充実させます。
  - これにより、異なる価値観や文化を尊重できるコミュニケーション能力を育みながら、情報を適切に収集・分析・活用する力や、課題を発見し、解決策を導くことによる新たな価値を創造する資質・能力を育成します。
- (5) 地域資源を活用するなどして専門性・応用力を高め、より実践的に学べる環境を整備します。
  - 地域の企業や関係団体、大学、市町村等と連携しながら、外部人材や施設・設備を活用したフ

※スクール・ミッション…教育委員会等が定める各高等学校に期待される社会的役割等のこと。具体的には、各学校の存在意義、役割、目指すべき学校像を指す。

ィールドワークや地域課題をテーマにした探究学習など、地域に根ざした特色ある資源や産業、文化などを教育活動に取り入れることで、専門性や応用力を高める実践的な教育環境を整え、知識の習得にとどまらない、実社会と結び付いた学習機会を創出します。

(6) 多様な状況の生徒、配慮や支援が必要な生徒が取り組みやすい環境づくりを進めます。

- 生徒一人一人の状況や特性に応じた学びを保障するため、履修方法や教育課程の工夫、オンライン教育などのデジタル技術の活用などにより、個に応じた多様な学びと学習者を中心とした生徒の主体的な学びを実現するとともに、特別な配慮や支援を必要とする生徒を積極的に支援するなど、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができる体制を整えます。

### 3 学校配置の考え方

(1) 圏域の考え方

- 第3期までの構想では、県内を7つの地区に区分していましたが、急速な少子化に伴い中学校卒業生数が大きく減少することから圏域を広くとらえ、各教育事務所の所管区域に基づき、南部、中部、北部、東部、気仙沼の5つの圏域へと再編します。
- なお、この圏域の再編の考え方においては、仙台市内にある県立高校は、中部地区に含まれません。
- また、学校間連携やオンラインの効果的な活用により、教育空間を拡張し、学校という物理的な教室や校舎の枠を越えた学びを実現し、宮城県全体を一つの「学校」としてとらえ、どこに住んでいても質の高い学びにアクセスできる環境を整えていきます。
- さらに、生徒の多様な進路希望や学びのニーズに対応しつつ、市立高校や私立高校と協調しながら、県立高校としての果たすべき役割を整理し、地域全体で効率的かつ質の高い教育機会を提供できる体制を構築します。
- こうしたことから、以下の考え方に基づき学校を配置します。

(2) 普通科の特色強化と進学支援の充実

- 普通科については、スクール・ミッションをこれまで以上に明確化していくとともに、普通科の改革の推進や、中部地区以外の圏域に設置する学力と探究を極める進学系拠点校（以下「進学系拠点校」という。）と中部地区の大学進学を重視する生徒が多い学校（以下「進学系高校」という。）間における国内外の難関大学等への進学に対応した教育支援の充実など、一層の魅力化を推進します。

(3) 専門学科における学科横断的な学びの推進

- 専門学科については、複数学科を統合した学びだけでなく、学科間の知識や技術を横断的に学べる学習機会を設けることで、生徒数の減少が続く中でも、生徒の興味・関心や進路に応じた柔軟な学びを保障します。

- また、本県の基幹産業である農業、工業や水産業に関わる基幹校においては、他の高校や他の学科、企業、大学との連携やオンラインの効果的な活用などにより、先端技術を含むこれからの専門学科に必要な教育を提供します。

#### (4) 多様な学びに対応した高校配置

- 地域バランスを考慮し、生徒一人一人の学習を支援できるよう柔軟な学習時間やカリキュラム設定など、生徒の多様な生活・学習スタイルに対応した i d e a l スクールや、多部制定時制高校、通信制高校を配置します。

#### (5) 地理的条件等に応じた教育環境の整備

- 早朝に公共交通機関に乗りしなければ始業に間に合わない地域や、通学に一定の時間を要する地域等（以下「通学困難地域」という。）では、学校までの距離や交通手段等の制約を受けることなく、生徒が安心して学ぶことができるよう通学困難地域校としての継続配置、又はスクールバス等の通学・移動手手段の確保を検討します。

- なお、通学困難地域校については、入学者数が2年連続して募集定員の1/2以下となった場合には、翌年度からの募集停止を検討します。ただし、次の条件のいずれかに当てはまる場合、存続について検討します。検討に当たっては、所在市町村からの支援を含めた地域との協働が可能であるか等、所在市町村の主体的な関わり方を考慮します。

- ① 通学困難地域校について、同一市町村内に当該校以外の学校がない場合に限り、所在市町村の主体的な関わり方（所在市町村からの支援を含めた地域との協働が可能であるか等）を考慮し、募集停止の適否について検討します。
- ② ①により存続となった場合にも入学者数の増加が見込まれない場合には改めて募集停止を検討します。

## 4 学校規模の考え方

- 第3期県立高校将来構想では、学習活動や学校行事の充実など、活力ある教育環境を確保するため、適正な学校規模として1学年4～8学級を目安とし、これを満たさない学校については、地域における高校の在り方を検討した上で、学習環境や課外活動の充実を図ることを目的として再編を検討することとしていました。

- しかしながら、これまでの県立高校の学級減や学科改編、再編のペースを上回るスピードで少子化が進行しているのが現状です。

- 本構想においては、1学年当たりの規模の目安は定めないものの、今後一層進む人口減少を見据えながら、圏域ごとに必要な学級数を設定し、学びの質の確保の観点から一定の学校規模を確保するものとします。

- 必要学級数の設定に当たっては、公立高校の役割を踏まえ、公私立における経済的負担の状況変化や各校の特色を踏まえた生徒の志望動向を考慮しながら検討を行います。

## 5 各圏域における再構築後の姿

- 「3 学校配置の考え方」及び「4 学校規模の考え方」を踏まえ、少子化のスピードを考慮し、各圏域における再構築後の姿は下記のイメージのとおりとなります。

### <創造的再構築後のイメージ>

VRを活用した授業のイメージ



オンライン活用・海外交流のイメージ



栽培実習のイメージ



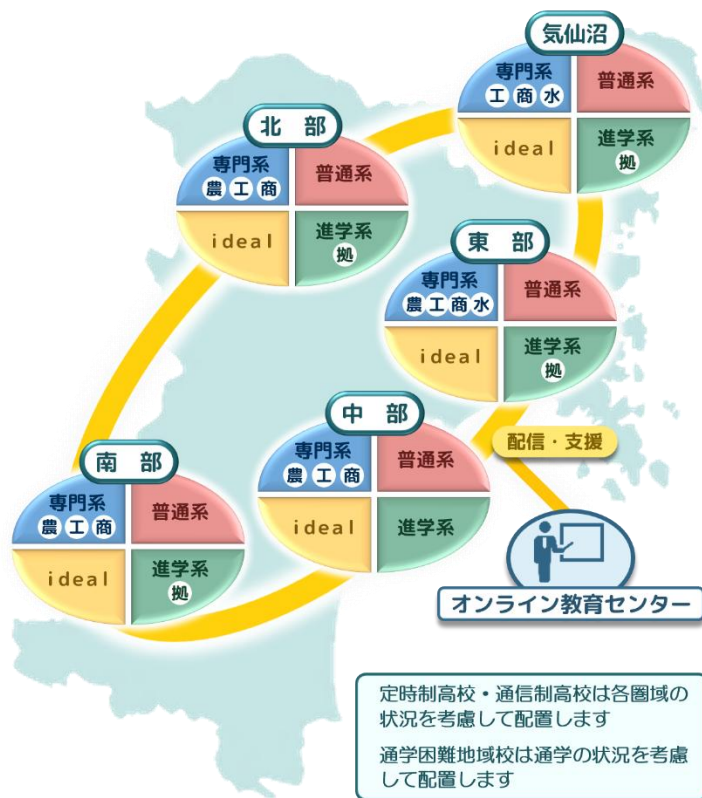
探船シミュレーター実習のイメージ



科学技術高校のイメージ



idealスクールのイメージ



## 第4章 高校教育の創造的再構築に向けた取組

### 1 県立高校教育の質の向上の方向性

#### (1) 志教育の一層の推進

- 本県では、小・中・高等学校等の全時期を通じて、人や社会と関わる中で、社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのより良い生き方を主体的に求めさせていくことを理念として、志教育を推進してきました。
- これまで、各学校においては、小・中・高等学校との異校種間交流や、インターンシップ等の体験的な学習を通して、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成するとともに、他者と協働しながら、より良い社会づくりに参画するために必要な資質・能力等を育成するシチズンシップ教育などに取り組んできました。
- 成年年齢の引き下げにより、高校での学びが社会と直接的に結び付く可能性が高まっていることから、地域や市町村等と連携し、地域課題の解決に向けた探究的な学びを推進するなど、学校で学ぶ知識・技能と実社会や職業との関連を意識させ、生徒の主体的に学ぶ意欲や将来の生き方を考える態度の育成に向け、高校段階での志教育を一層進めます。

#### (2) 確かな学力の育成

- 生徒一人一人が自らの可能性を最大限伸ばせるよう、教科ごとの基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得のほか、思考力・判断力・表現力等の多面的な学力の育成を図ります。また、生徒の学力や学習進度に応じた学習環境を整えることで、生徒一人一人の学びをきめ細かに支援します。
- 急速に進展するデジタル社会や高度化する産業ニーズに対応できる科学技術分野の人材や地域の産業の担い手の育成を目指した、これからの時代にふさわしい学びを教育課程に取り入れていきます。また、高度な技術や実践的な知識・技能の学びの機会として企業や大学等と連携した学びの環境を整えます。
- STEAM教育<sup>\*</sup>や教科等横断的な学習を通じて、特定の教科の枠にとらわれず、複数の教科の知識や技能を関連付け統合する力や、様々な情報を収集・分析・活用する力を育て、より深く、多角的に物事を理解し、実社会の課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育成します。
- グローバル化の進展により、経済や情報、文化の面で世界との関わりが密接になる中、県内にも多数の外国人労働者が在住し、他国の文化的背景を持つ人材と協働していくことが求められています。自国の文化への理解を深めながら、国際交流を通じて多様な価値観や文化的背景を理

<sup>\*</sup>STEAM教育…科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広義の文芸 (Art)、数学 (Mathematics) の諸領域・各教科等を横断しながら、実社会で課題発見・解決に必要となる本質を見抜き考える力や新たな価値を生み出す創造力等を育む教育のこと。

解し、外国人との協働に必要な知識や技能を有した、国際社会で活躍する人材を育成します。

- デジタル技術の一層の進展やオンライン教育の導入など、新たな取組が導入される学習環境においても、安心して学習が行える体制を整えるとともに、災害や感染症などのリスクにも対応し、変化する社会経済環境の中でも生徒が安全・安心な環境で学ぶことができるよう、教育環境の充実を図ります。

### (3) 多様なニーズに対応した教育の推進

- 生徒一人一人の学習状況や興味・関心、進路希望などの教育的ニーズを的確に把握し、それに  
応じた最適な学習環境を整備するため、個々の能力や特性に対応した教育課程を編成します。こ  
れにより、実社会で必要な知識や技能の習得を図り、将来の社会的自立に必要な判断力・表現力・  
協働能力などの資質・能力を育みます。

- 生徒が持つ個性や能力などの様々な背景を踏まえ、それぞれに応じた学習方法の提供など、互  
いを尊重し協働できる環境を整備し、共生社会の実現に向けた教育活動を推進します。

### (4) 教育DXの推進

- 生徒一人一人の興味・関心や習熟度に応じ、ICTやAI等のデジタル技術を活用した学びと、  
他者との関わりを通じて思考を深める対話的・体験的なリアルな学びを組み合わせ、知識と社会  
とのつながりを意識しながら生徒が主体的に学びに取り組める環境を整えます。

- 人口減少・少子化が進展する中で、生徒一人一人にとって魅力ある教育環境づくりを推進する  
ため、オンラインの効果的な活用などデジタル化により、学校の枠を越えた協働的な学びや海外  
の高校生との交流など、時間や場所にとらわれない柔軟な学習機会を創出しながら、教育内容の  
充実と授業運営等の効率化を図ります。

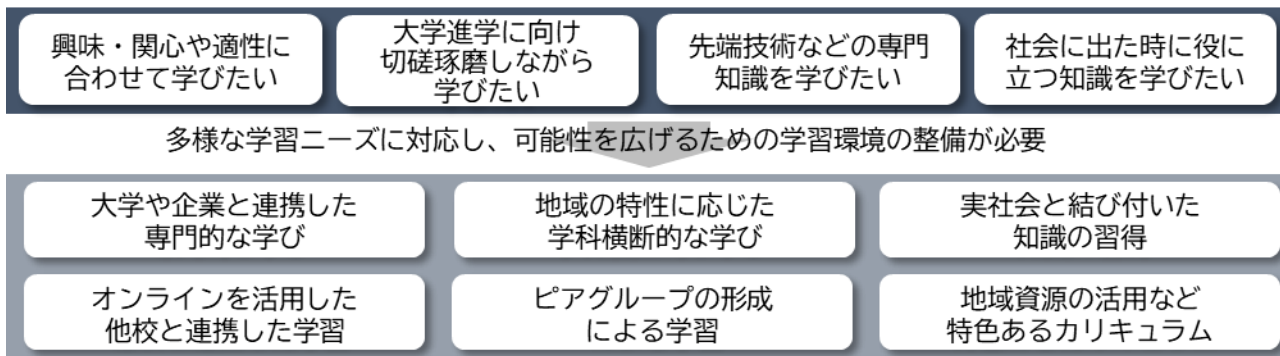
- 登校に不安を抱えている生徒や、病気等により長期療養のため登校できない生徒に対しては、  
生徒・保護者の意向も踏まえた上で、家庭や病室と教室をオンラインでつなぎリアルタイムで授  
業を受けることや、オンデマンド配信を活用して学習を進めることなど、デジタル技術を活用し  
た学習支援に引き続き取り組みます。

### (5) 地域と学校の連携・協働体制の推進

- 全国募集や特色ある教育プログラムの実施など、市町村や地域の関係団体と連携することで、  
地域の特性となる地域資源を活用した多様な学習環境や学習機会を設け、魅力ある学校づくり  
を推進し、生徒の興味・関心や進路希望等に応じた学びを提供します。

## 2 時代のニーズに対応した高校の魅力化

- 本県の高校教育においては、第2章で確認したような現状と課題があることを踏まえ、オンライン教育の活用やピアグループ※等の協働学習体制※の形成など、生徒同士が切磋琢磨できる学習環境や、大学や企業との連携などによる高度な専門知識・技術を学べる環境の整備など、多様な学習ニーズに対応した教育環境を整備する必要があります。



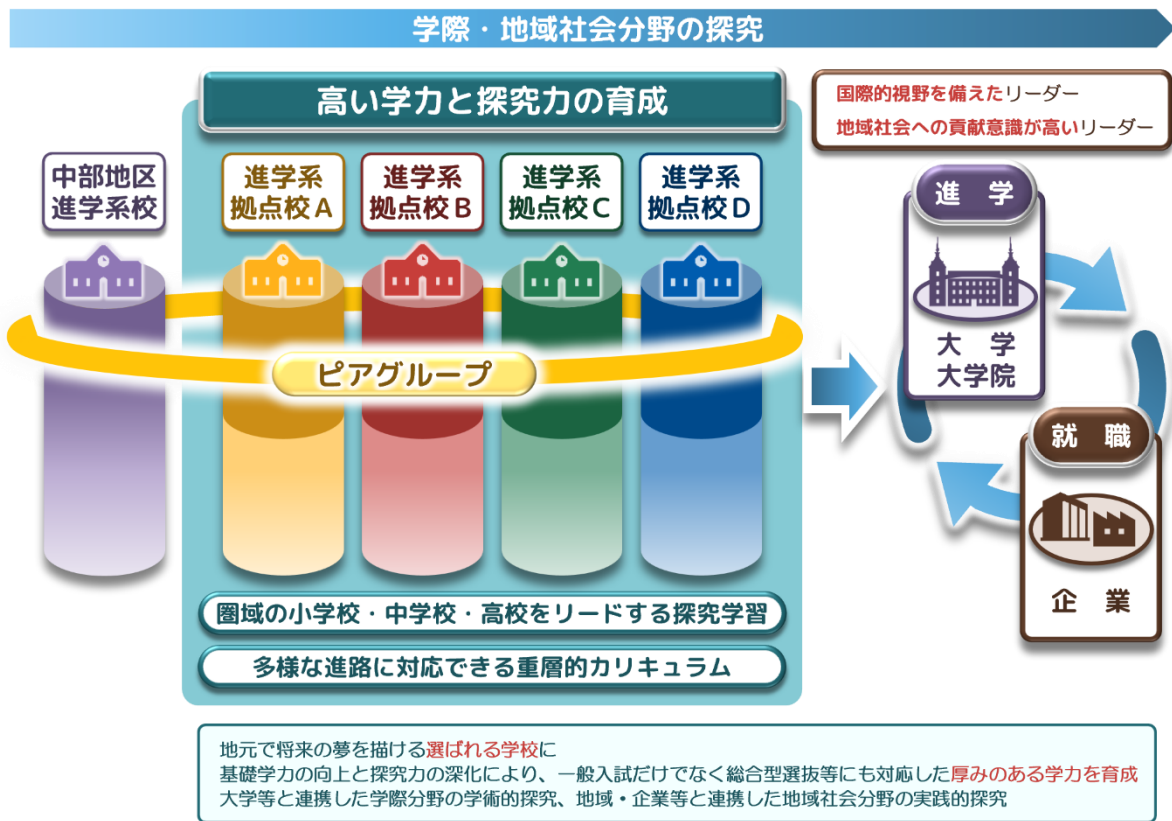
### (1) 普通科系の学び

- ① 圏域ごとに高い学力と探究力を身に付けることを目指す進学系拠点校等を配置し、進学意識の高い生徒のための教育課程の充実など、希望進路の実現に向けた学習環境を整備します。
- オンラインの効果的な活用などにより、ピアグループを形成し、他の進学系拠点校や中部地区の進学系高校と連携して、相互に配信する授業・課外講習等を、ピアグループの生徒が受講するほか、共通のテーマで協働して探究活動に取り組むなど、自分の学校だけでは成し得ない充実した学習環境を整備します。
- また、ピアグループの生徒同士が一堂に集まる合同での学習会や進路の実現に向けた相談の場を設定するなど、進学意欲の高い生徒や特定分野への進学を希望する生徒を対象とした指導の充実を図ります。
- これにより、進学意欲の高い生徒や特定分野に関心を持つ生徒が、切磋琢磨しながら主体的に学び、進路実現に向けた力を育むことができます。

※ピアグループ…希望する進路や目的が同じ生徒同士が学校の枠を越えて形成するグループ。

※協働学習体制…ピアグループなどの複数の生徒が自分の学校内にとどまらず、互いに協力して課題や探究活動等に取り組むことができる仕組み。

<進学系拠点校のイメージ>



<ピアグループのイメージ>

- 希望する進路や学習状況に応じてグループを形成し、オンライン授業の活用により、学校の枠を越えた学習環境を整備する。

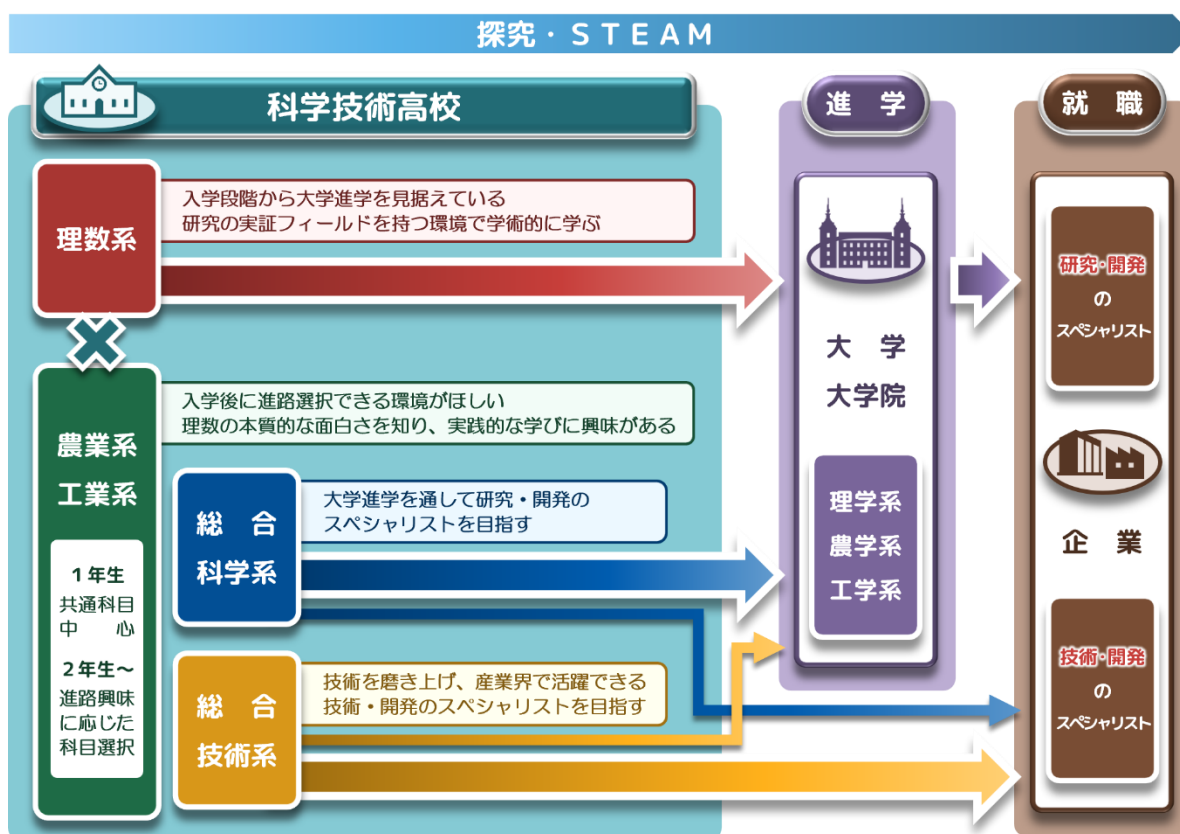


- ② 普通科の改革の推進により、地域の特色や社会的ニーズに応じた新たな学科の設置や、地域や大学等と連携した探究的な学びの推進など、総合的な探究の時間や学校設定科目などの活用により、従来の普通科の考え方にとらわれない学びを創出し、地域や学校の特色に応じた魅力化を図ります。
- 地域や社会のニーズを的確にとらえ、特色ある分野をはじめ、企業や商工会、大学等と連携した学びを展開します。また、デジタル技術や英語等の語学力などの社会的ニーズにも対応したカリキュラムの導入などによる、実社会で生きる知識・技能を身に付ける実践的な学びの充実を図ります。
  - 大学との連携を一層強化し、大学での特別講義の受講や大学生との合同探究活動などを通じて、高度な知識や最先端の研究に触れることのできる機会を設定し、学問への関心や探究心を高めます。
  - 小規模校をはじめとする高校間でのオンラインを活用した授業や地域との連携・交流により、協働的な学びの機会を創出し、社会と結び付いた実践的な学びの充実を図ります。
- ③ 中高一貫校については、6年間を通じた学習の効果を最大限生かすことができるよう、中等教育学校や併設型中高一貫校、連携型中高一貫校等の設置形態の転換も含めて、最適な在り方を検討します。

## (2) 専門学科系の学び

- ① 本県の基幹産業である農業、工業や水産業に関わる専門高校の基幹校では、大学や企業、研究施設との連携により、先端技術に関する学びを充実させ、オンライン等を効果的に活用し、その成果を学校間で共有します。
- 研究・開発を志す生徒には学術的な学び、技術の磨き上げを目指す生徒には実践的で専門的な学びを提供することで、生徒の多様な進路希望に応じた知識・技能を総合的に育成し、生徒が自らの可能性を最大限に発揮して新たな領域を切り拓くことができる環境を整えます。
  - 農業系及び工業系の学びに理数系の学びを取り入れることなどによる、理数系教育の強化や専門技術教育の実践などを重点的に行い、データサイエンスや環境技術、バイオテクノロジーなど、先端科学技術や地域産業の発展に寄与できるスペシャリストの育成を目指す、科学技術高校の設置を検討します。

<科学技術高校のイメージ>



- ② 基幹校以外では、異なる分野の学びを組み合わせることや、連携することで、複数分野にまたがる知識や技術を身に付け、より実社会と結び付いた総合的な力を育む学びの機会を提供します。
- 農業、工業、商業などの専門分野ごとの特色や地域資源を最大限に活かし、学校と企業の連携を強化しながら、地域の産業や課題解決に直結する学びの機会を創出するとともに、地域や学びの特性に応じた魅力ある教育環境を整備します。
  - 実践的な学びの場として、キャンパス制による農場などの施設の活用などを通じて、分野横断的な学びや実践的な学びの機会を創出し、専門教育の充実を図ります。

## <各専門分野の学び>

### ア 農業系の学び

- AIやIoT、データ分析などのスマート農業に必要とされる情報・デジタル技術やバイオテクノロジーなどの学びを教育課程に取り入れることで、実践的かつ高度な知識・技術を習得できる学びを充実させます。
- また、地域の産業・自然・文化などの特色を反映した教育課程を設定することで、生徒が地域資源に触れながら課題解決型の学習に取り組み、実社会で活かせる力を育成できる複合学科を設置します。

### イ 工業系の学び

- 生徒が複数の専門分野に触れ、自身の興味・関心や将来の進路に応じた学びを選択できるよう、幅広く選択可能な柔軟なカリキュラムを設定します。
- また、学校間連携や地域の企業・団体との協働を通じ、多様な実習先や実践的な学習機会を確保し、AIやIoTなどの学びも取り入れながら、最新の技術や現場の課題に対応できる能力を育成する学習環境を整備します。

### ウ 商業系の学び

- 地域資源や産業の特長を理解し、商品開発や流通、マーケティングなど実社会で求められるAIなどの活用を含む知識や技術について、より学びを深め実践するとともに、農業や水産など他学科と連携し、生産から製造、販売までの一連の流れを総合的に学べる複合学科を設置します。

### エ 水産系の学び

- 水産に関する基礎的な知識・技術に加え、AIやIoTなどを学びに取り入れるほか、商品開発や流通、マーケティングなど実社会で求められる能力を身に付けるため、商業など他学科と連携し、水産資源の6次産業化を含む生産から製造・販売までの一連の流れを総合的に学べる複合学科を設置します。
- また、地域産業や社会との結び付きを意識した実践的な学習として、海洋資源を活用した探究やフィールドワークなど、地域の特色を活かした学びの機会を提供します。

## <水産系の学びの例>

調理に関する実習



出典：水産高校ホームページ

操船シミュレーター実習



出典：気仙沼向洋高校

宮城丸 長期航海



出典：水産高校ホームページ

## オ 家庭・看護・福祉系の学び

- 家庭や看護に関する学びは、地域の福祉や医療を支える人材の育成だけでなく、幅広い領域での活躍を見据え、将来の多様な進路選択につながる教育の充実を図ります。
- 福祉に関する学びは、介護福祉士としての実務者の育成だけでなく、介護ロボットやICTの利活用、介護食の開発など、福祉に関連する多角的な視野を身に付けることを目的とし、幅広く学べる学科を設置します。

## カ 体育系の学び

- 実技によるスポーツの実践だけでなく、心身の健康の保持増進や、スポーツ栄養、トレーニングなど、幅広い分野の知識・技能を総合的に身に付け、社会の多様な場面で専門性を発揮できる人材育成を目指します。

#### キ 様々な専門分野の学び

- 美術や観光、災害等に関する学びについても、生徒の学習ニーズや希望する進路に応じた適切な選択科目・学校設定科目のより一層の充実を図り、時代の変化に応じた魅力ある学びを提供します。

#### ③ 総合学科での学び

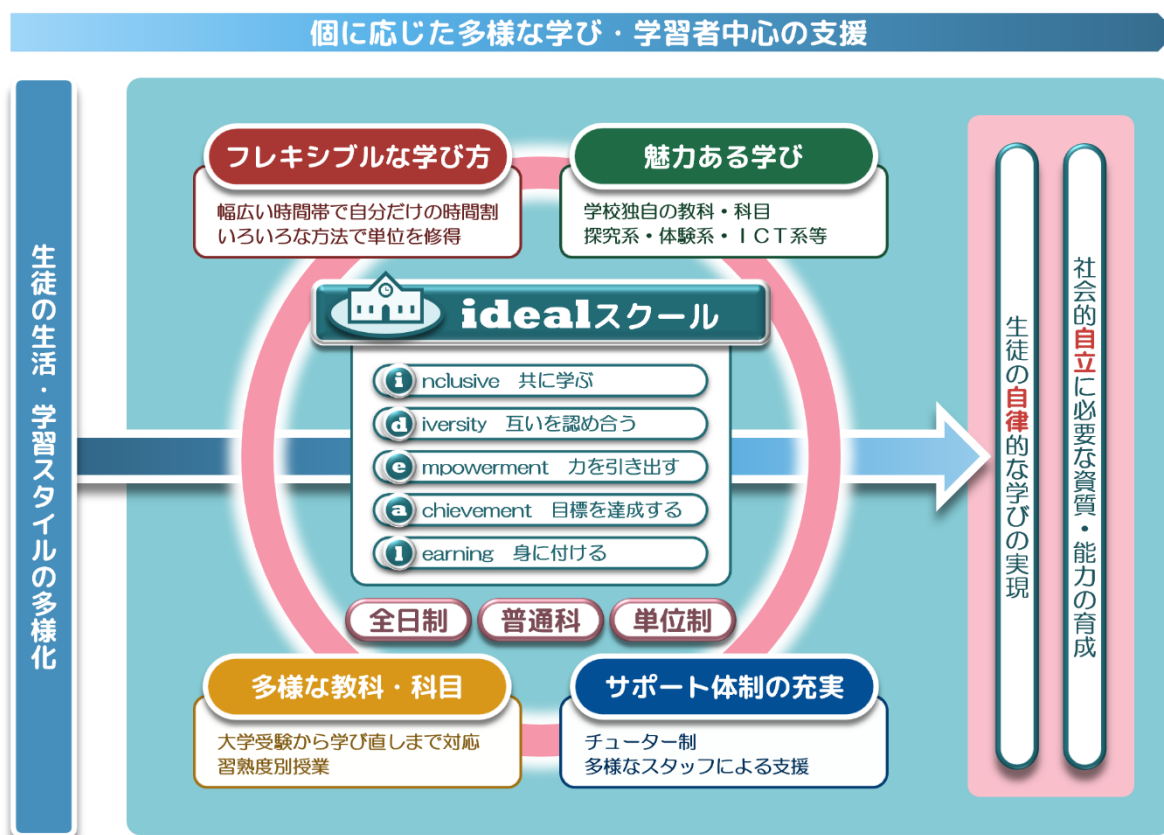
- 普通教育と専門教育を総合的に学習できる学科として、多様な系列や選択科目を設定できる柔軟性を活かし、生徒の多様な進路希望に対応していきます。また、地域の実情に応じた総合学科の配置についても検討していきます。

### 3 多様な学びの在り方

#### (1) idealスクール

- 生徒の多様な生活・学習スタイルに応じてフレキシブルに学ぶことのできる学習者中心のidealスクールの柔軟な授業時間やカリキュラムの設定、チューター制の導入、個に応じた学習を支える体制の有効性などの実績を踏まえ、他地域への拡充を検討します。
- idealスクールの取組の要素を他校でも取り入れ、生徒がそれぞれの生活・学習スタイルに応じて安心して学べるよう、学習や学校生活適応への支援の充実を図ります。

#### <idealスクールのイメージ>



#### (2) 定時制・通信制の在り方

- 定時制高校の現状を踏まえながら、idealスクールで取り組んだ実績を活用し、生徒の多様な学習スタイルや生活状況により一層対応できる教育の在り方を検討します。
- 通信制高校（課程）のニーズを踏まえながら、スクーリング拠点や通信制高校の増設を行うことで、場所や時間にとらわれず学べる学習機会の充実を図り、全ての生徒が安心して学びを継続できる環境を整備します。

### (3) 特別な配慮や支援を必要とする生徒への対応

- 配慮や支援の有無に関わらず、互いを尊重し協働できる環境の整備として、高校と特別支援学校の併置や連携等による、高校と特別支援学校の生徒の交流及び共同学習<sup>※</sup>を通じて、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進を図ります。
- 通級による指導のほか、別室支援等による多様な支援体制を充実させ、生徒一人一人の学習や学校生活への適応をきめ細かく支援します。

## 4 小規模校の学びの在り方

- 小規模校については、生徒の人間関係の固定化が生じやすいことや、多様な価値観に触れる機会が少ないこと、また、教職員が少人数となることなど教育資源に限りがあることから、学校単独では個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることが困難な状況にあるため、オンラインや地域連携などを活用し、教育環境を整えることが必要です。

### (1) オンラインの効果的な活用推進

- 小規模校においても、教科・科目の選択肢の幅を広げられるよう、オンライン授業などを効果的に活用することで、学びの質と学習機会を確保します。

### (2) 地域連携や学校間連携の取組

- 小規模校単独では実施が難しい教育活動の機会の確保として、地域資源や地域課題に着目した、地域と密接に関わる探究的な学習機会の創出を通して小規模校ならではの学校の特色化や魅力化を図り、市町村や地域の関係団体等と連携・協働した学校づくりを推進します。
- 学校間の連携による学習機会を提供することなどを通じて、多様な生徒との交流や対話的な学びの機会を充実させ、コミュニケーション能力や社会性を育む教育活動の機会を確保します。

## 5 オンラインの効果的な活用による教育空間の拡張

### (1) 学校間の相互配信によるオンライン授業等

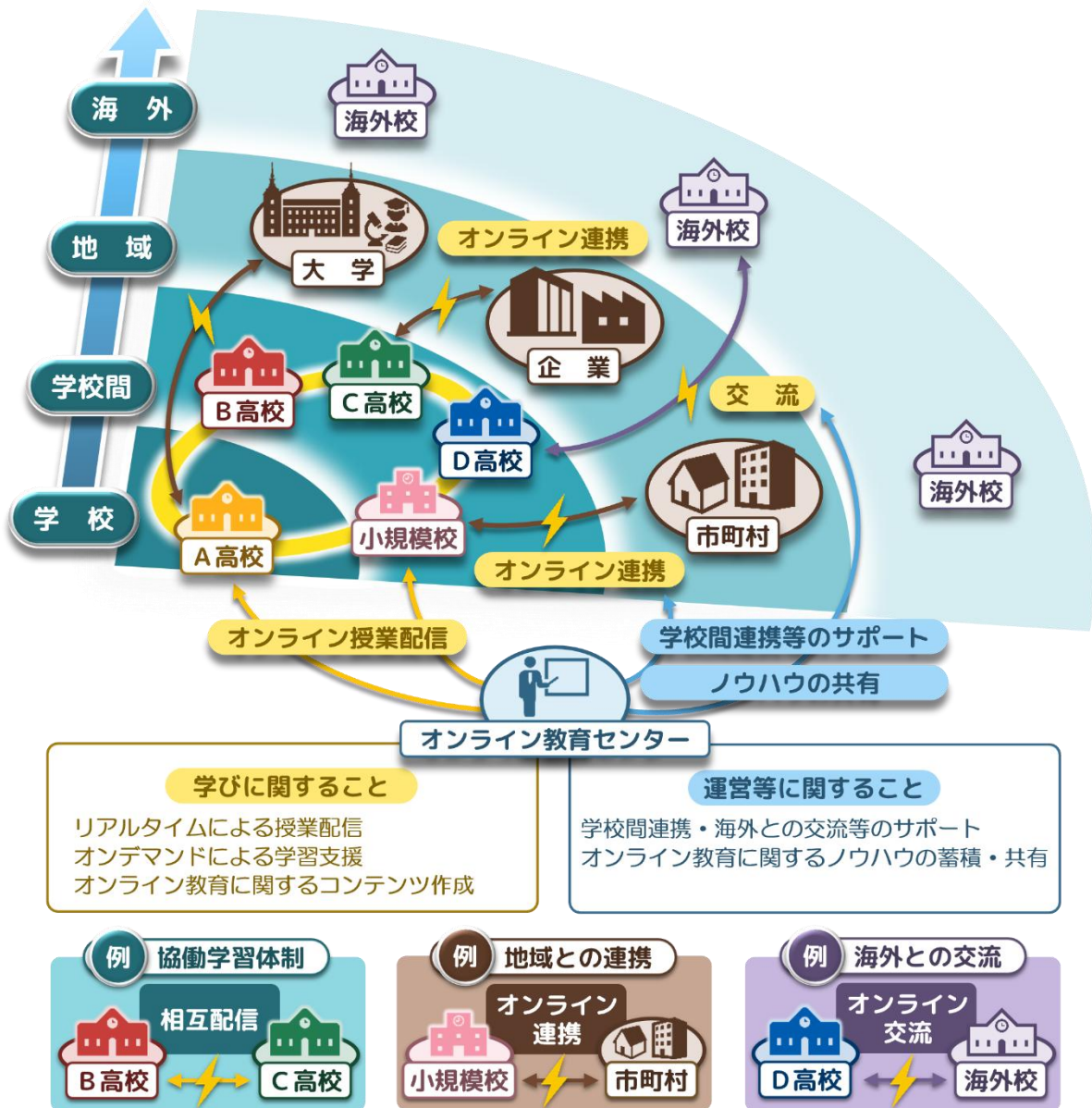
- オンラインの効果的な活用などにより、ピアグループを形成し、他の進学系拠点校や中部地区の進学系高校と連携して、相互に配信する授業・課外講習等をピアグループの生徒が受講するほか、共通のテーマで協働して探究活動に取り組むなど、自分の学校だけでは成し得ない充実した学習環境を整備します。(再掲「2 時代のニーズに対応した高校の魅力化(1) 普通科系の学び」)
- オンラインを活用した学校間の連携により、探究学習や専門高校における学びの成果の共有を図るなどの学習機会を提供することを通じて、多様な生徒との交流や対話的な学びの機会の充実を図ります。

※共同学習…高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)第1章第6款2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携において、「他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」とされている。

(2) オンライン教育センターの設置

- オンライン教育センター※の設置により、学びの質を確保するとともに、専門的な学びや希望する進路への対応など、生徒の多様な教育的ニーズに応じた教育環境を整備します。
- オンライン教育センターを拠点として、県内の学校同士や地域等との連携、海外との交流などについて支援し、学びの機会の一層の充実を図ります。
- 従来の遠隔授業の実施を通じて得られた成果や課題を整理・分析し、その知見をもとに、教材の整備、教員間の指導ノウハウの共有、オンラインシステムの安定運用体制の構築などを行い、オンライン教育センターの効果的な運用を図ります。

<教育空間の拡張のイメージ>



※オンライン教育センター…複数の学校等に向けてオンラインで授業を配信する拠点。これにより、生徒の多様な学習ニーズに応じた教育課程の提供等が可能となり、小規模校をはじめとする各学校における学びの質を確保することにつながる。

<圏域ごとの今後の必要学級数の推移及び再構築後の姿>

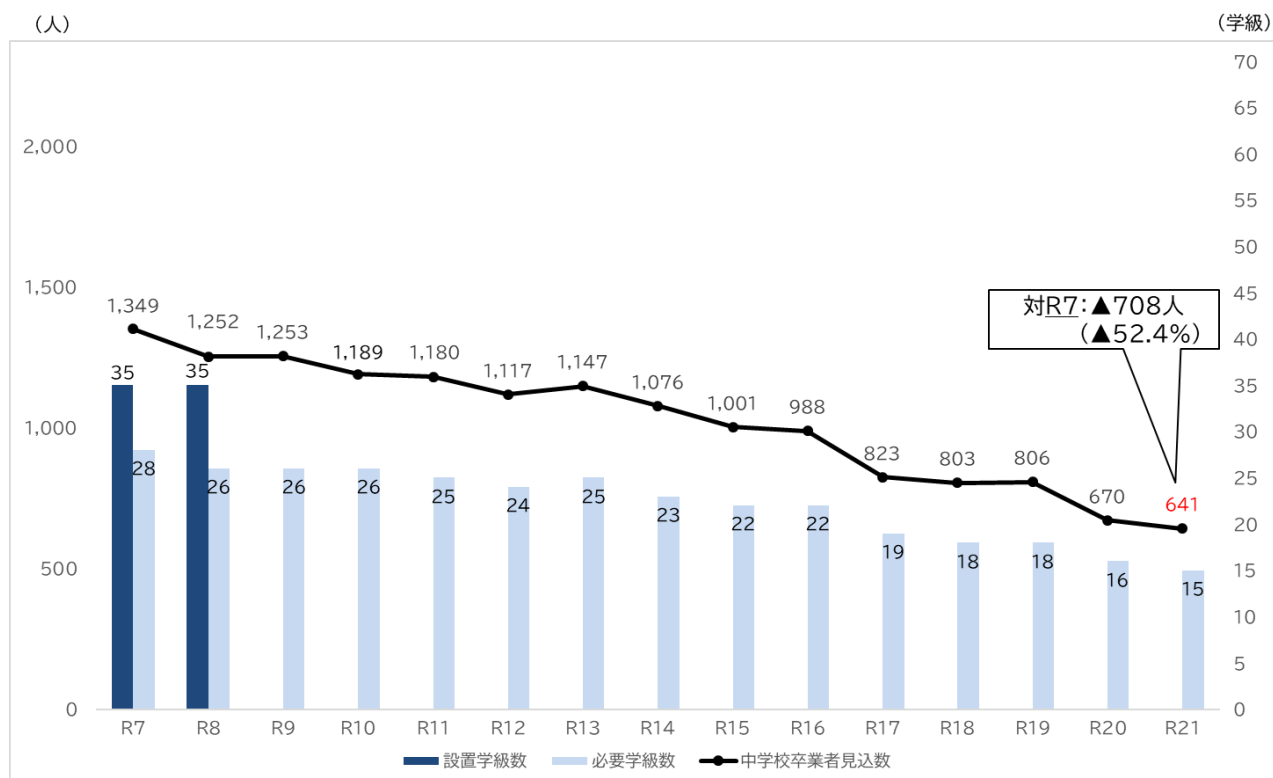
①南部地区

【現状】

令和7年度 1,349人（中学校卒業生見込数）／全日制35学級（設置学級数）

【令和21年度の姿】

令和21年度 641人（中学校卒業生見込数）／全日制15学級（必要学級数）



- 大学進学や探究的な学び、特色ある探究的な学び、農業系、工業系や商業系の学びを確保します。

※必要学級数…1学級当たり40人として推計している。

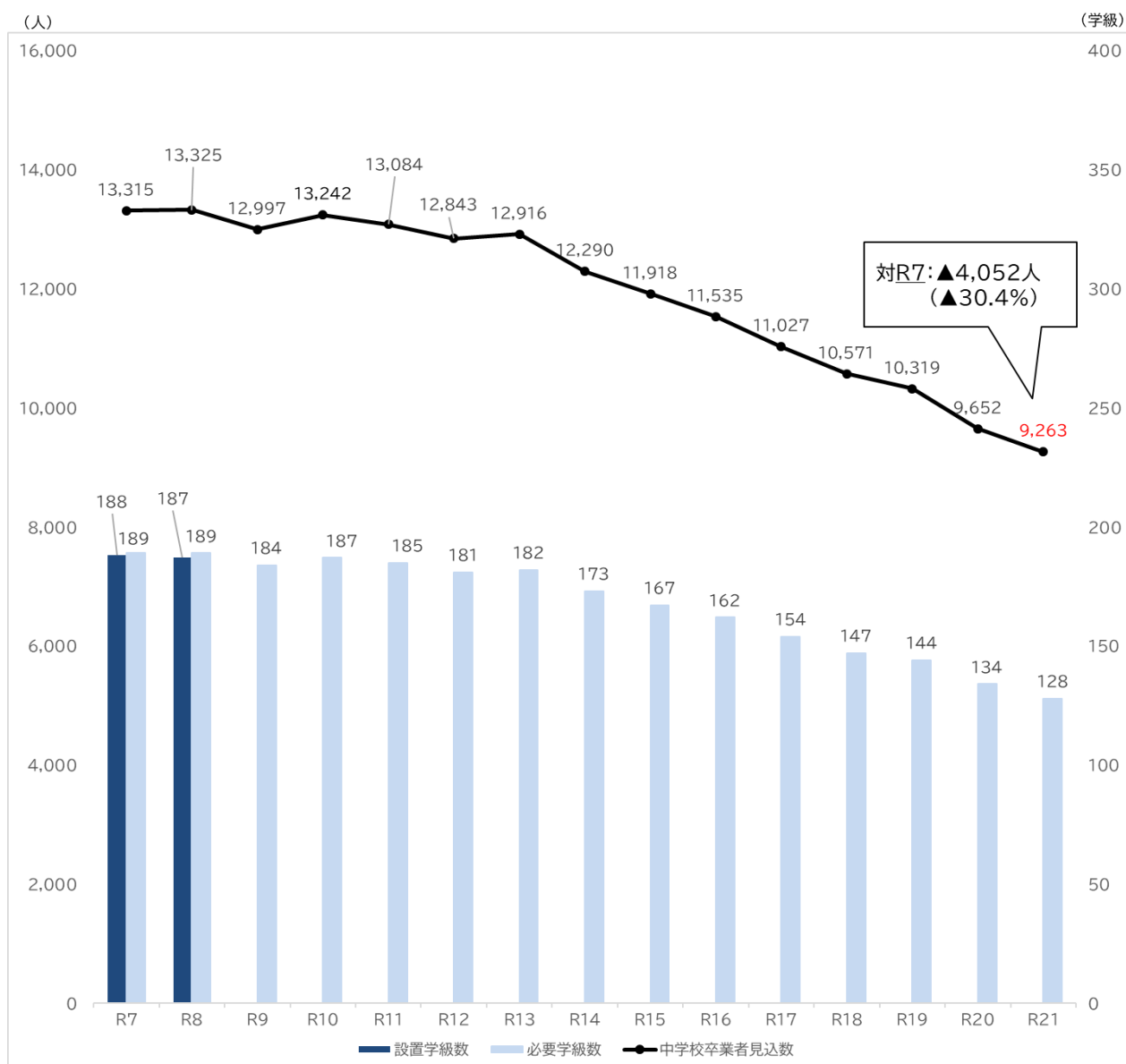
②中部地区

【現状】

令和7年度 13,315人（中学校卒業者見込数）／全日制188学級（設置学級数※）

【令和21年度の姿】

令和21年度 9,263人（中学校卒業者見込数）／全日制128学級（必要学級数※）



○ 大学進学や探究的な学び、特色ある探究的な学びを確保します。

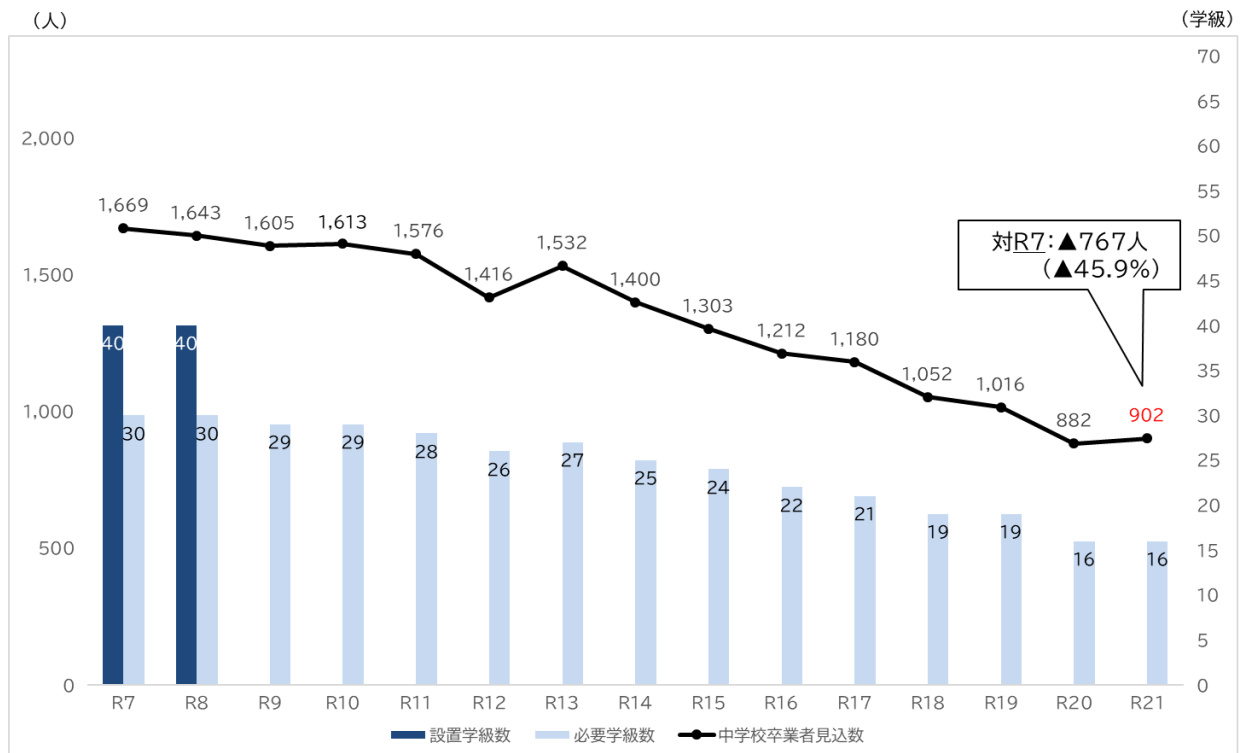
○ 大学や企業との連携による先端技術を学べる農業系、工業系の専門学科の基幹校を配置します。

※設置学級数、必要学級数…中部地区の設置学級数及び必要学級数には、県立高校のほか、市立高校の学級数を含む。

### ③-1 大崎地区

【現状】

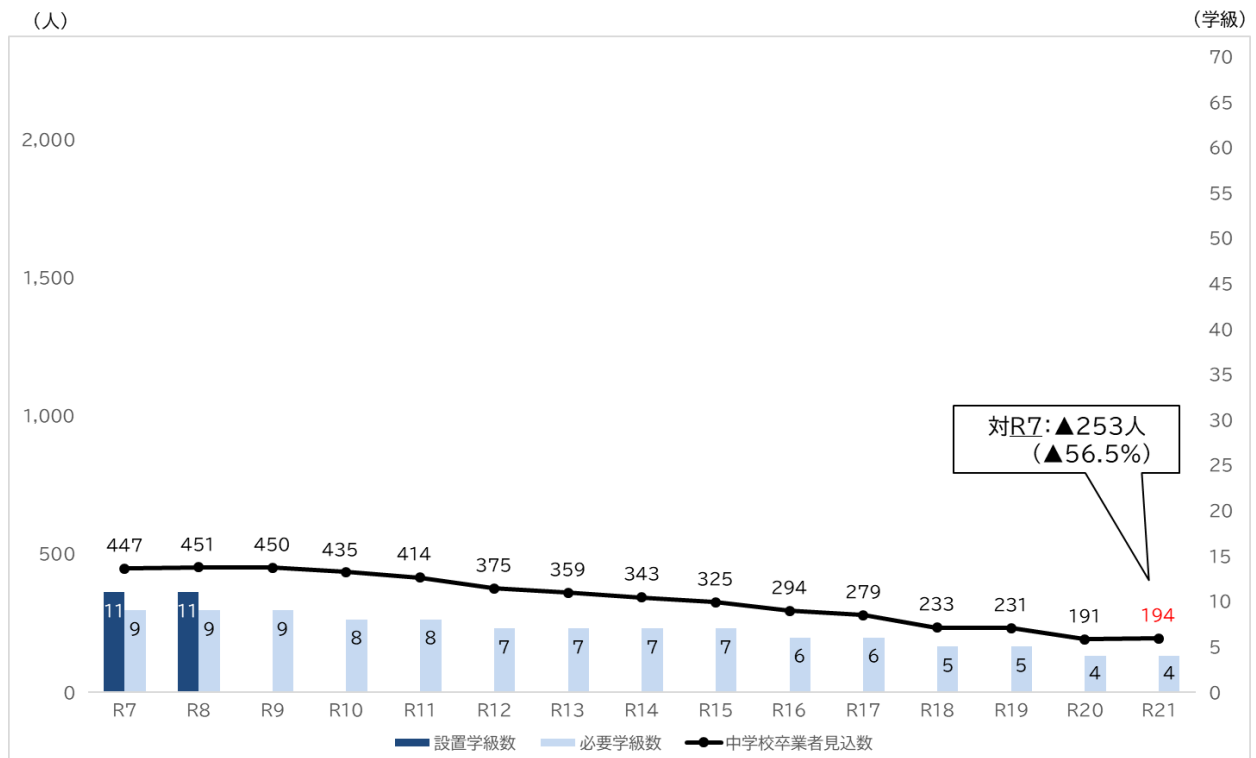
令和7年度 1,669人（中学校卒業生見込数）／全日制40学級（設置学級数）



### ③-2 栗原地区

【現状】

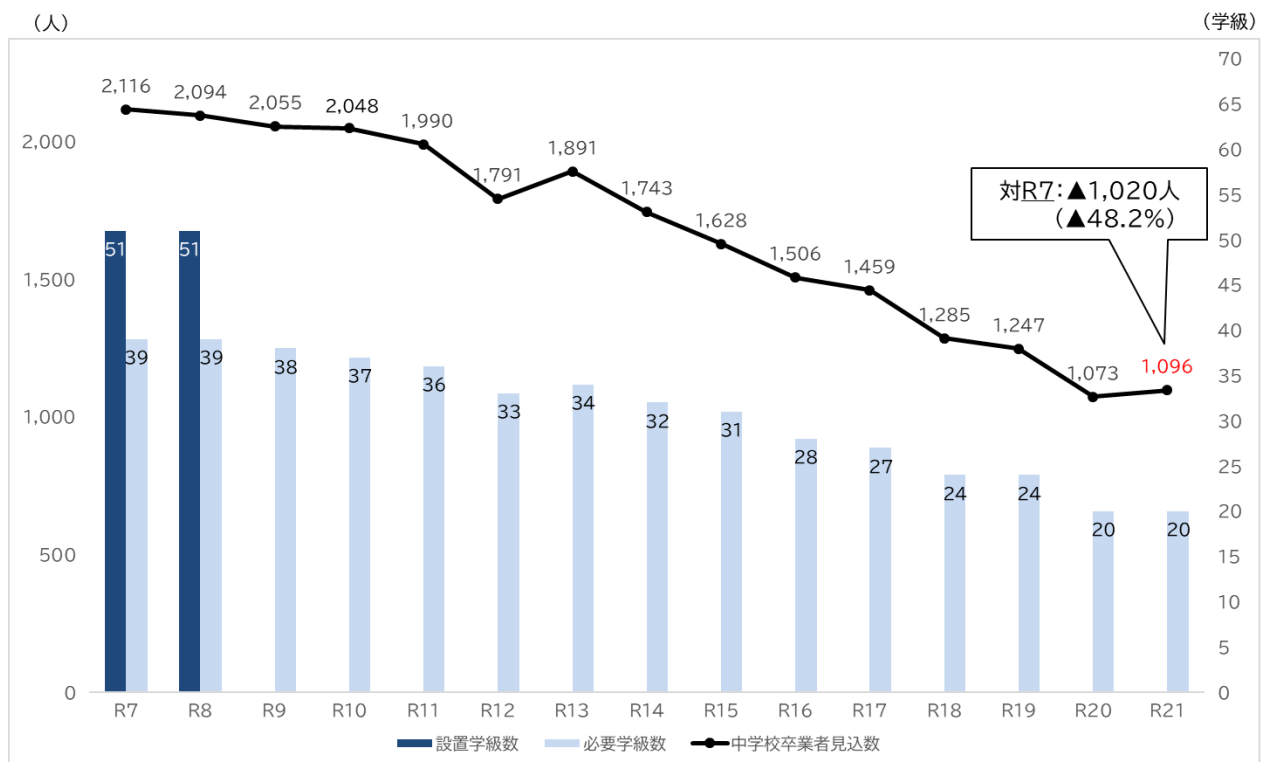
令和7年度 447人（中学校卒業生見込数）／全日制11学級（設置学級数）



③北部地区（大崎地区+栗原地区）

【令和21年度の姿】

令和21年度 1,096人（中学校卒業生見込数）／全日制20学級（必要学級数）

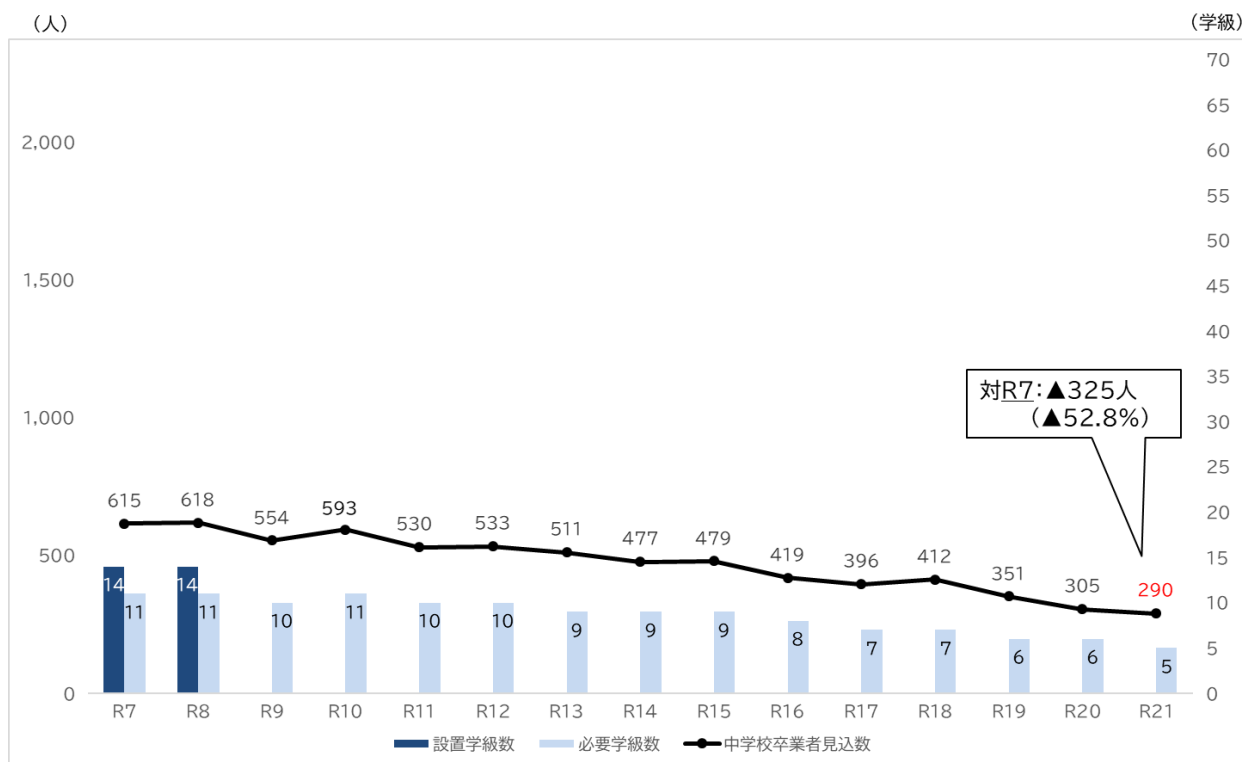


- 大学進学や探究的な学び、特色ある探究的な学び、農業系、工業系や商業系の学びを確保します。

④-1 登米地区

【現状】

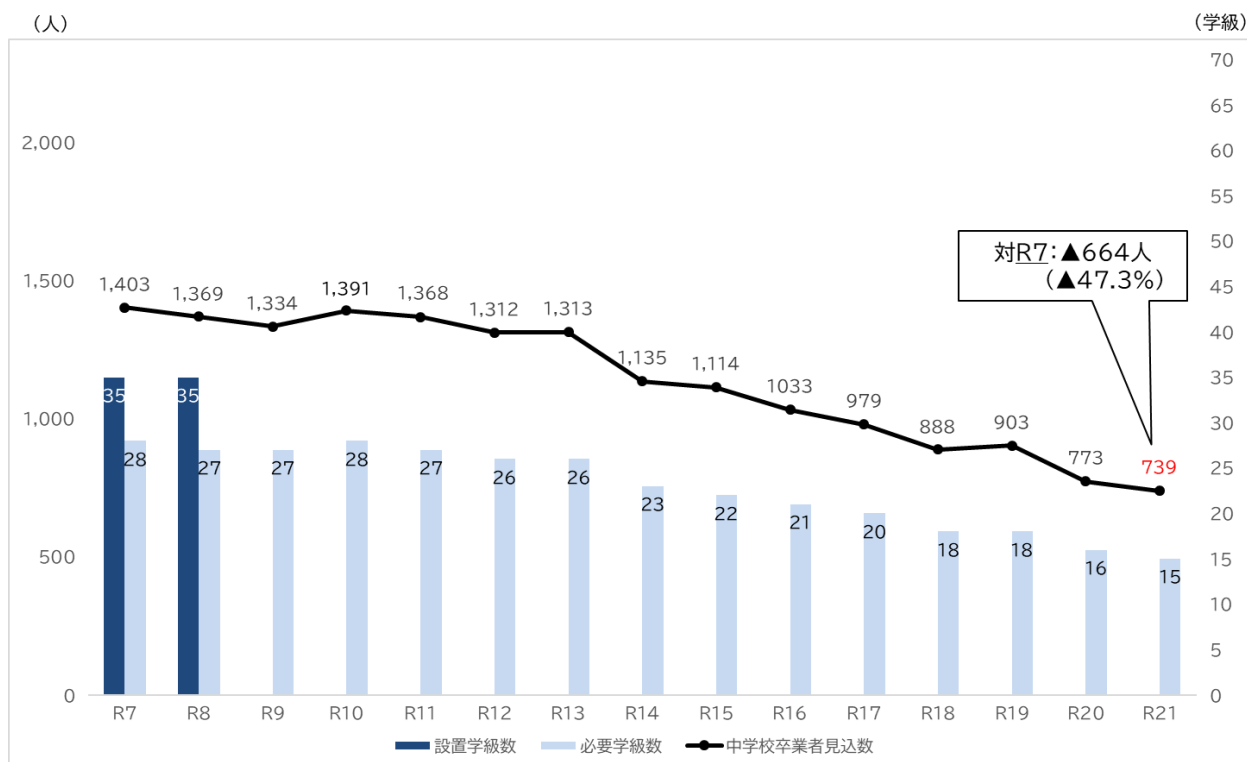
令和7年度 615人（中学校卒業生見込数）／全日制14学級（設置学級数）



④-2 石巻地区

【現状】

令和7年度 1,403人（中学校卒業生見込数）／全日制35学級（設置学級数※）

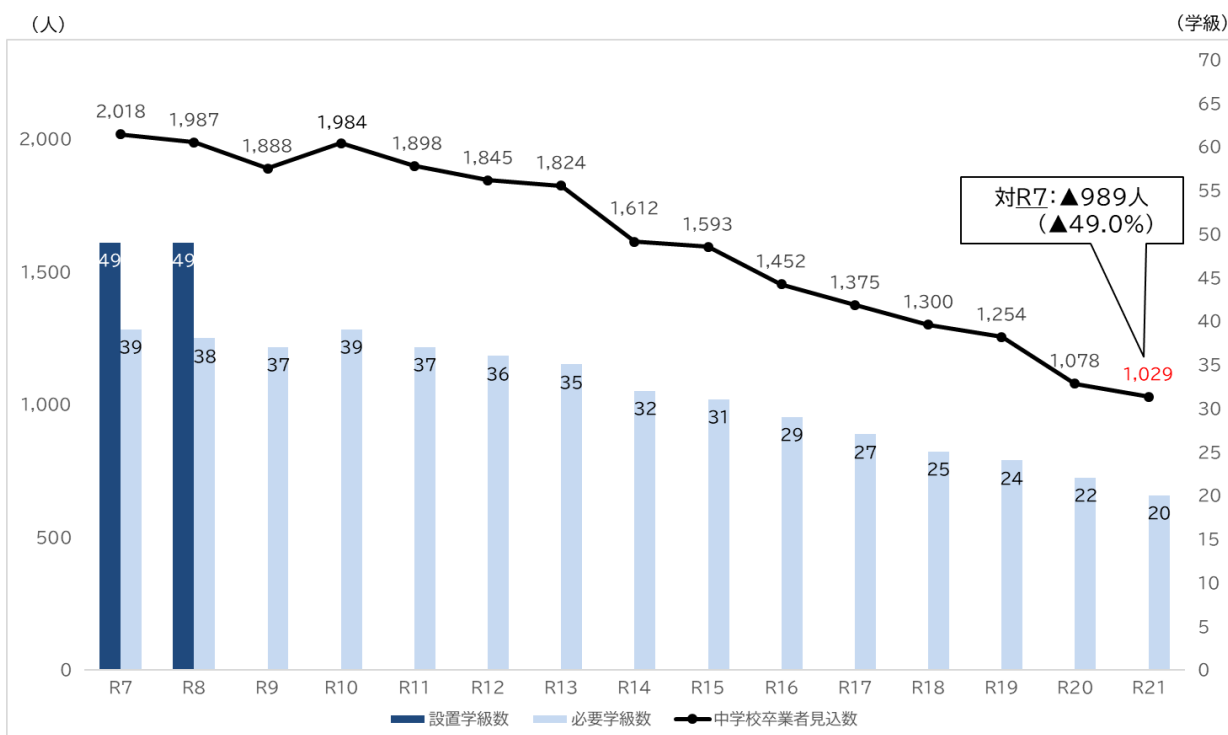


※設置学級数…石巻地区の設置学級数には、県立高校のほか、市立高校の学級数を含む。

④東部地区（登米地区＋石巻地区）

【令和21年度の姿】

令和21年度 1,029人（中学校卒業生見込数）／全日制20学級（必要学級数※）



○ 大学進学や探究的な学び、特色ある探究的な学び、農業系、工業系、商業系や水産系の学びを確保します。

※必要学級数…東部地区の必要学級数には、県立高校のほか、市立高校の学級数を含む。

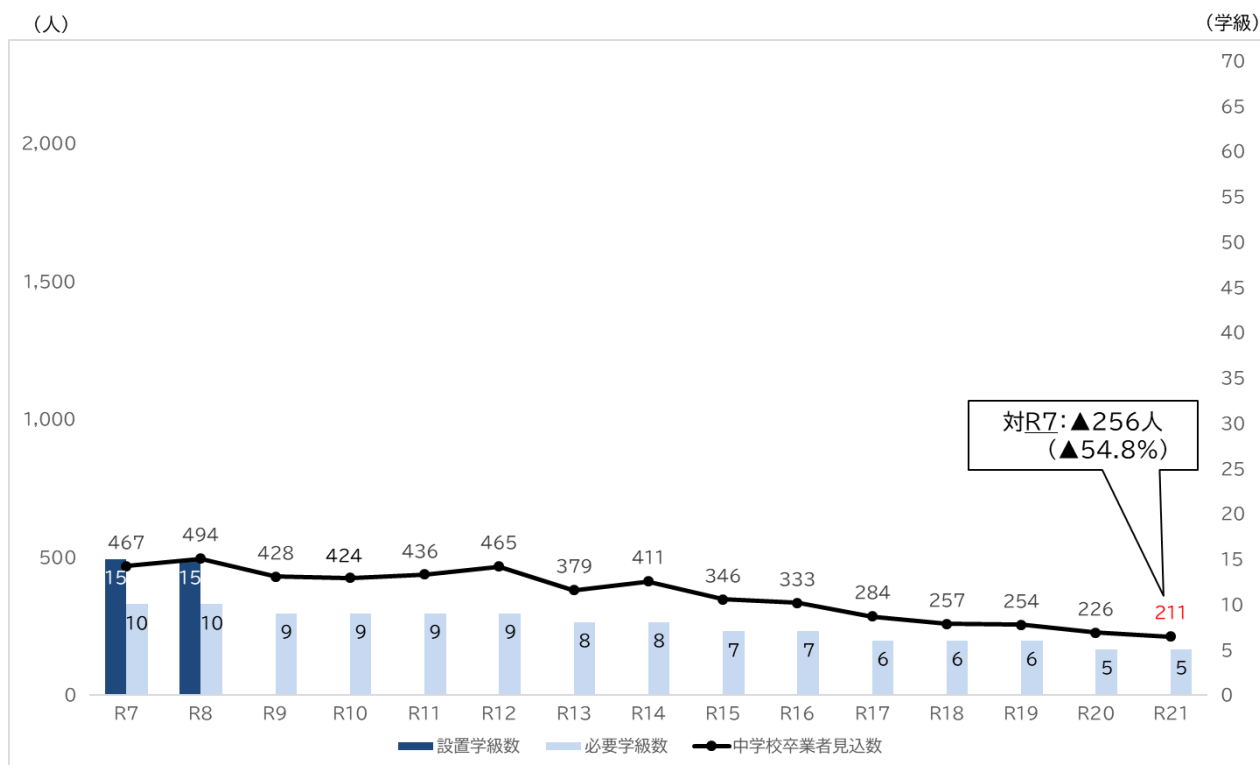
⑤気仙沼地区

【現状】

令和7年度 467人（中学校卒業者見込数）／全日制15学級（設置学級数）

【令和21年度の姿】

令和21年度 211人（中学校卒業者見込数）／全日制5学級（必要学級数）



○ 大学進学や探究的な学び、特色ある探究的な学び、工業系、商業系や水産系の学びを確保します。

## 第5章 将来構想の推進

### 1 学校・家庭・地域の協働の必要性

- 将来構想の推進に当たっては、コミュニティ・スクールの仕組みも積極的に活用するなどして、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を分担しながら連携・協働することが重要です。
- 地域の特色や多様な地域資源を教育に取り入れ、実社会と結び付いた学びを展開できるよう、企業や関係団体等との連携体制を構築します。
- 地域の実情や生徒の教育的ニーズに即した魅力ある高校教育の実現に向けて、市町村との連携・協働を一層推進します。

### 2 持続可能な学校教育の推進

#### (1) 社会に開かれた教育課程の推進

- 学校が地域や社会との連携・協働を深め、現実の社会や地域課題、文化・歴史等を学びに取り入れることにより、生徒が地域への理解を深め、社会の一員として必要な資質・能力を身に付けられる教育課程を編成・実施します。

#### (2) 外部リソースの活用によるニーズに応じた体制の確保

- 構想の実現に向けて、探究学習や専門的な学びなどに必要とされる地域や外部機関との連携・調整などを担う外部人材の任用などにより、教育環境や学習機会の充実を図り、国や市町村、企業、関係団体などの人材・資金・設備等の外部リソースも効果的に活用するなど、必要な体制を確保します。

#### (3) 教職員の支援体制

- オンライン教育などデジタル技術の活用による教育手法の変化や、生徒一人一人の学び方、進路希望など、多様化する生徒の教育的ニーズに応えるため、意欲ある人材の確保に努めるとともに、時代に応じて求められる資質能力の向上に関する研修をはじめ、教職員の学びを支える人材育成の充実を図り、教職員が安心して教育現場で活躍できるよう支援します。
- 教職員が教育活動に専念できる環境を整えるため、ICTの効果的な活用などによる負担軽減を一層推進するほか、相談体制の充実などにより教職員を支える体制を強化します。
- こうした取組により、教職員の心身の健康保持と指導力の向上を図り、生徒に対して質の高い教育を安定的に提供できる環境を整備します。

#### (4) 生徒の相談・支援体制の構築

- 生徒一人一人の多様な背景や状況に応じた支援を充実させるため、学習面や生活面、進路面などにおけるきめ細かな相談・支援体制の構築や、関係機関・地域との協働を通じて、生徒が安心して学び、将来への希望を持って成長できる環境の整備を図ります。

#### (5) 教育環境の充実

- 生徒が安心して学ぶことができるよう、教員を的確に配置するとともに、校舎・実習施設等の計画的な整備や、学習内容・教育手法の変化に対応した設備の導入など、再構築後の学びに必要な教育環境の充実を図ります。

### 3 入学者選抜の在り方

- 高校教育の創造的再構築の実現に向けては、入学者選抜についても、各学校の特色に応じ、生徒の多様な資質・能力を多面的にとらえることができるよう、全国募集の拡充、多様な人材を受け入れることが可能となる選抜制度など、選抜方法等について総合的に検討する必要があります。

### 4 将来構想の推進に向けた適正な進行管理

#### (1) 社会情勢の変化に応じた進行管理

- 人口動態や社会情勢の変化、国の制度改正や新たな教育施策の動向を把握し、本構想に掲げる方向性や取組内容に変更の必要が生じた場合には見直しを行います。

#### (2) 適正な進行管理

- 市町村や企業、関係団体のほか、教職員や保護者、こども<sup>\*</sup>などの多様な関係者の意見を伺いながら、構想の実現に必要な実施計画の策定などを立案・推進する体制を構築し、各施策の進捗状況や課題を把握しながら進行管理を行います。
- また、構想開始から6年が経過した時点で、高校教育を取り巻く現状と課題や社会情勢の変化を踏まえて、検証を行うとともに、その内容が適切であるか確認します。

---

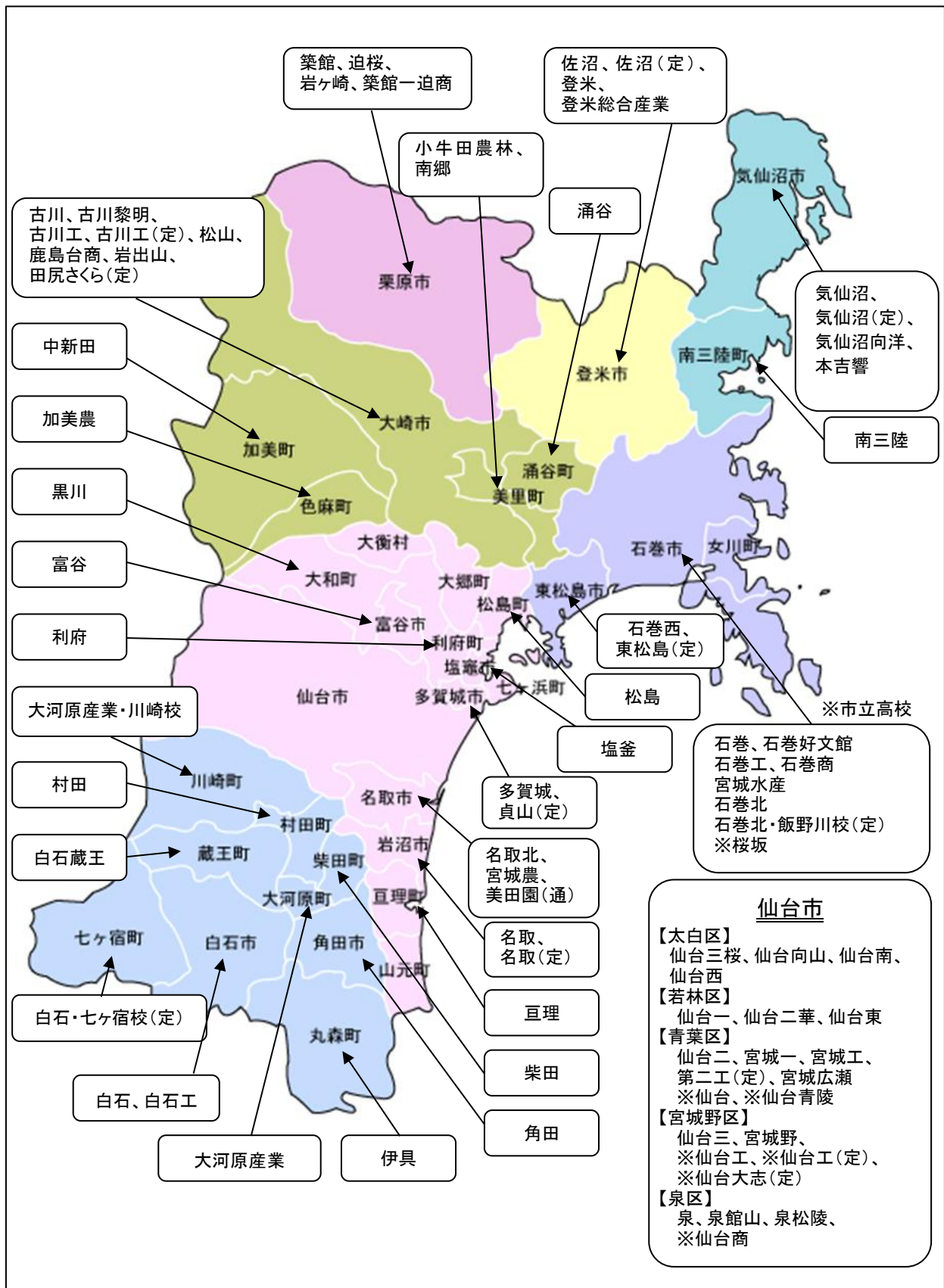
<sup>\*</sup>こども…こども基本法第2条における「こども」のことを意味し、心身の発達過程にある者をいう。

## 資料編

1	公立高校の設置状況（配置図）	36
2	学科別の配置状況（令和7年度）	37
3	地区別の公立高校の状況（令和7年度）	42
4	本県高校生の卒業後の進路状況	47
5	本県高校生の卒業後の就職状況	48
6	本県中学生の卒業後の進路状況	49
7	通信制高校への進学者の状況	49
8	アンケート調査実施結果（概要）	50
9	意見聴取状況	59
10	県立高等学校将来構想審議会に対する諮問文	60
11	県立高等学校将来構想審議会委員名簿	62
12	みやぎ県立高校将来ビジョン2026→2040策定経過	64

# 1 公立高校の設置状況（配置図）

令和7年度募集ベース



## 2 学科別の配置状況（令和7年度）

【データ：教育庁調べ】

（単位：学級）

	南部地区	中部地区	大崎地区	栗原地区	石巻地区	登米地区	気仙沼地区	計 (県全体の学級数に占める割合)
普通	15	138	22	6	19	8	8	216 (64.1%)
農業	2	7	6			1		16 (4.7%)
工業	6	17	6		5	3	1	38 (11.3%)
商業	4	12	2	1	4	1	1	25 (7.4%)
水産					3		2	5 (1.5%)
体育	1	2						3 (0.9%)
英語		2						2 (0.6%)
家庭		2	1					3 (0.9%)
看護	1							1 (0.3%)
理数		4						4 (1.2%)
美術		1						1 (0.3%)
総合	6		3	4	4		3	20 (5.9%)
福祉						1		1 (0.3%)
災害		1						1 (0.3%)
探究		1						1 (0.3%)
計 (各地区における 普通科の割合)	35 (42.9%)	187 (73.8%)	40 (55.0%)	11 (54.5%)	35 (54.3%)	14 (57.1%)	15 (53.3%)	337 (100.0%)

### <専門学科の配置状況>

#### ○農業に関する学科

R7年度	7校16学級
南部	大河原産業 2 (農2商4)
中部	亘理 1 (農1普2家1)
	農業 6 (農6)
大崎	加美農業 3 (農3)
	小牛田農林 2 (農2総3)
	南郷 1 (農1普1)
登米	登米総合産業 1 (農1工3商1福1)



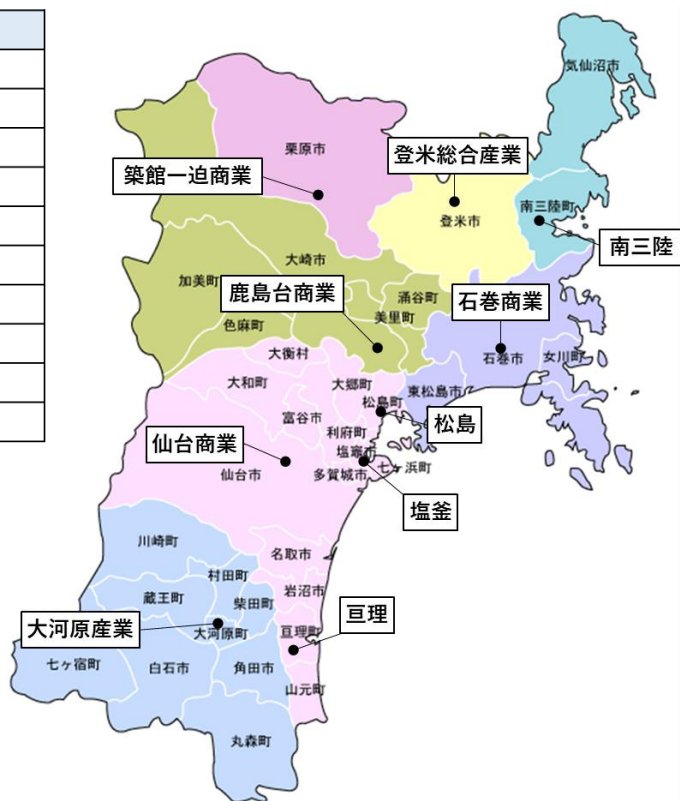
## ○工業に関する学科

R7年度	8校38学級	
南部	白石工業	6 (工6)
中部	工業	8 (工8)
	市立仙台工業	6 (工6)
	黒川	3 (工3普2)
大崎	古川工業	6 (工6)
石巻	石巻工業	5 (工5)
登米	登米総合産業	3 (工3農1商1福1)
気仙沼	気仙沼向洋	1 (工1水2)



## ○商業に関する学科

R7年度	10校26学級	
南部	大河原産業	4 (商4農2)
中部	市立仙台商業	8 (商8)
	塩釜	2 (商2普6)
	松島	2 (商2普2)
	※巨理	1 (商1) R5年度入学生
大崎	鹿島台商業	2 (商2)
栗原	築館一迫商業	1 (商1)
石巻	石巻商業	4 (商4)
登米	登米総合産業	1 (商1農1工3福1)
気仙沼	南三陸	1 (商1普2)



## ○水産に関する学科

R7年度	2校5学級	
石巻	水産	3(水3)
気仙沼	気仙沼向洋	2(水2工1)



## ○家庭に関する学科

R7年度	3校3学級	
中部	名取	1(家1普6)
	亘理	1(家1普2農1)
大崎	松山	1(家1普1)



## ○看護に関する学科

R7年度	1校1学級	
南部	白石	1(看1普6)

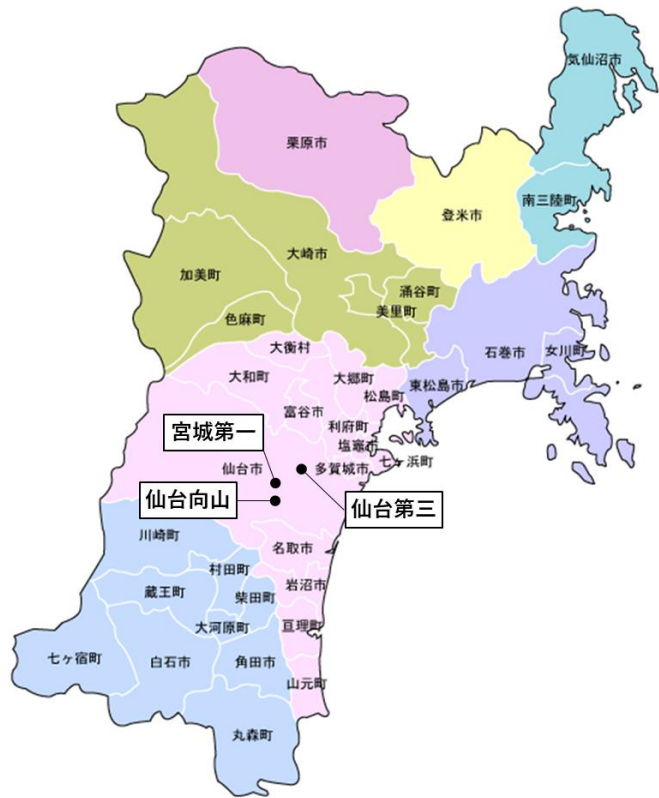
## ○福祉に関する学科

R7年度	1校1学級	
登米	登米総合産業	1(福1農1工3商1)

## ○理数に関する学科

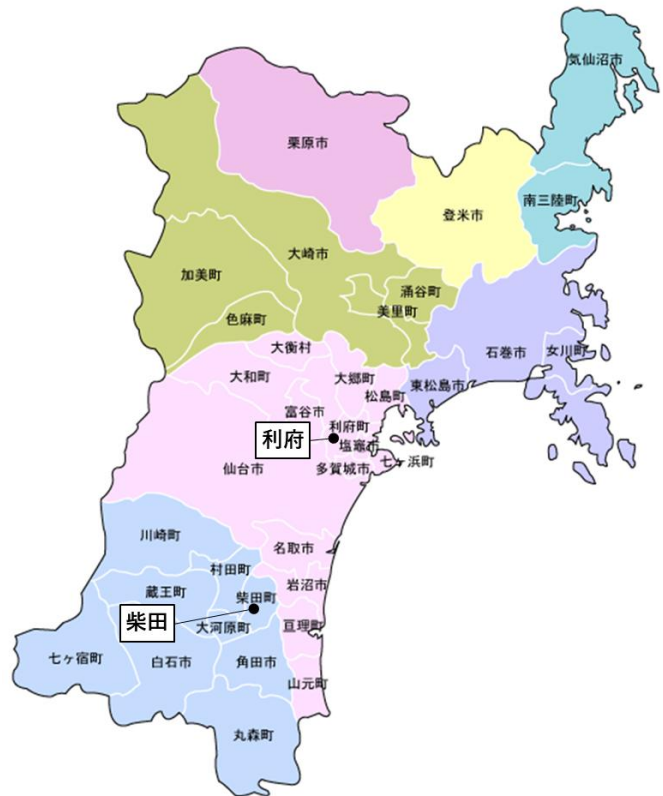
R7年度	3校(4)学級	
中部	仙台向山	1(理1普4)
	仙台第三	2(理2普6)
	宮城第一	1(理1普5国1)

※ 宮城第一の理数探究科は、国際探究科とのくくり募集。



## ○体育に関する学科

R7年度	2校3学級	
南部	柴田	1(体1普3)
中部	利府	2(体2普5)



### ○美術に関する学科

R7年度	1校1学級	
中部	宮城野	1(美1普5)

### ○外国語に関する学科

R7年度	2校2学級	
中部	仙台東	1(英1普5)
	泉	1(英1普5)

### ○国際関係に関する学科

R7年度	1校(1)学級	
中部	宮城第一	1(国1普5理1)

※ 宮城第一の国際探究科は、理数探究科とのくくり募集。

### ○防災に関する学科

R7年度	1校1学級	
中部	多賀城	1(災1普6)



### <総合学科の配置状況>

R7年度	6校20学級	系列	26系列		
南部	村田 3	4	言語・自然科学 介護福祉	機械・自動車	商業実践
	伊具 3	4	農学 福祉	機械	情報
大崎	小牛田農林 3	4	自然科学 健康福祉	人文社会	情報ビジネス
栗原	迫桜 4	5	人文社会 情報ビジネス	アグリビジネス 福祉教養	エンジニアリング
石巻	石巻北 4	5	進学 経情	教養 家庭	食農
気仙沼	本吉響 3	4	進学教養 生活表現	人間環境	産業情報



### 3 地区別の公立高校の状況（令和7年度）

【データ：教育庁調べ】

#### <南部地区>

	所在地	高校名	学級数の推移			R7 定員 合計	区分	学科 定員	学科等	第一次募集出願倍率		
			H 23	H 31	R 7					R 6	R 7	R 8
全1	白石市	白石	7	7	7	280	普	240	<単>	1.11	1.08	0.96
							看	40	看護科	1.00	1.23	0.98
全2		白石工業	6	6	6	240	工	80	機械科	0.76	0.81	0.63
						40		電気科	0.80	1.00	0.75	
						40		工業化学科	0.43	0.28	0.28	
						40		建築科	0.65	0.88	0.78	
							40	設備工業科	0.80	0.45	0.40	
全3	角田市	角田	5	4	4	160	普	160	<単>	0.80	0.74	0.75
全4	蔵王町	白石・蔵王キャンパス	3	2	1	40	普	40		0.45	0.38	0.38
全5	大河原町	大河原産業	9	9	6	240	農	80	農業科学科	1.10	1.10	1.06
							商	40	企画デザイン科	0.98	1.08	0.95
								120	総合ビジネス科	0.93	0.99	0.94
全6	村田町	村田	3	3	3	120	総	120	<単>	0.52	0.29	0.27
全7	柴田町	柴田	4	4	4	160	普	120		0.74	0.73	0.49
							体	40	体育科	0.95	0.73	0.88
全8	川崎町	大河原産業・川崎校	1	1	1	40	普	40		0.40	0.20	0.35
全9	丸森町	伊具	3	3	3	120	総	120	<単>	0.39	0.52	0.19
全日計			41	39	35	1,400		1,400		0.78	0.77	0.67
定1	七ヶ宿町	白石・七ヶ宿校	1	1	1	40	普	40	昼間	0.33	0.45	0.15

注) 白石・蔵王キャンパス、大河原産業、大河原産業・川崎校の学級数の推移は、再編統合前の状況を含む。

注) <単>は単位制

#### <中部地区>

	所在地	高校名	学級数の推移			R7 定員 合計	区分	学科 定員	学科等	第一次募集出願倍率			
			H 23	H 31	R 7					R 6	R 7	R 8	
全1	仙台市	仙台第一	8	8	8	320	普	320		1.51	1.35	1.41	
全2		仙台第二	8	8	8	320	普	320		1.16	1.21	1.19	
全3		仙台第三		8	8	8	320	普	240		1.44	1.40	1.36
								理	80	理数科	1.39	1.40	1.20
全4		宮城第一		7	7	7	280	普	200	<単>	1.28	1.38	1.61
								国・理	80	国際探究科・理数探究科<単>	1.41	1.51	1.35
全5		仙台二華		6	6	6	240	普	240	<単>	1.26	1.02	1.12
全6		仙台三桜		7	7	7	280	普	280		1.35	1.52	1.35
全7	泉		7	7	6	240	普	200		1.60	1.44	1.33	
							英	40	英語科	1.15	1.33	1.25	
全8	仙台向山		5	5	5	200	普	160		1.13	1.56	1.28	
							理	40	理数科	1.48	1.00	1.60	

	所在地	高校名	学級数の推移			R7 定員 合計	区分	学科 定員	学科等	第一次募集出願倍率			
			H 23	H 31	R 7					R 6	R 7	R 8	
全9	仙台市	仙台南	7	7	7	280	普	280		1.56	1.27	1.38	
全10		泉松陵	7	6	6	240	普	240		1.06	1.19	0.77	
全11		泉館山	7	7	6	240	普	240		1.10	1.37	1.22	
全12		仙台西	7	7	6	240	普	240		1.04	1.04	0.94	
全13		宮城広瀬	7	7	6	240	普	240		0.80	0.62	0.41	
全14		仙台東		7	7	6	240	普	200		1.35	1.14	1.26
								英	40	英語科	1.05	1.48	0.80
全15		宮城野		7	7	6	240	普	200	<単>	1.29	1.41	1.13
								美	40	美術科<単>	1.30	1.80	1.48
全16		工業		8	8	8	320	工	80	機械科	0.94	1.13	1.16
									40	電子機械科	1.10	1.18	0.85
									80	電気科	1.13	1.06	1.31
									40	情報技術科	1.58	1.68	1.68
									40	化学工業科	1.28	0.98	1.23
									40	インテリア科	1.15	1.73	1.23
全17		仙台工業※		6	6	6	200	工	30	建築科	1.33	1.03	1.27
									60	機械科	0.97	1.35	1.20
									40	電気科	0.96	1.18	1.30
									30	土木科	1.13	1.30	1.17
	40								情報科	-	1.20	1.15	
全18	仙台※		8	8	8	280	普	280	<単>	1.28	1.34	1.12	
全19	仙台商業※		8	8	8	320	商	320	商業科	1.40	1.21	1.18	
全20	塩竈市	塩釜	10	9	8	320	普	240		1.12	1.15	1.28	
商							80	ビジネス科	1.41	1.23	1.54		
全21	名取市	名取北	7	7	6	240	普	240		1.03	1.10	1.07	
全22		農業		6	6	6	240	農	120	農業科・園芸科	1.20	1.14	1.28
									40	農業機械科	1.08	1.05	1.28
									40	食品化学科	1.43	0.93	1.08
40	生活科	1.80	0.88	1.38									
全23	多賀城市	多賀城	7	7	7	280	普	240		1.15	1.26	1.15	
							他	40	災害科学科	1.35	1.50	1.20	
全24	岩沼市	名取	7	7	7	280	普	240		1.02	1.12	1.10	
							家	40	家政科	1.08	1.20	1.13	
全25	富谷市	富谷	7	7	6	240	普	240		1.23	1.44	1.01	
全26	亶理町	亶理	5	5	4	160	普	80		0.61	0.51	0.36	
							農	40	食品科学科	0.75	0.50	0.38	
							家	40	家政科	0.40	0.20	0.25	
全27	松島町	松島	5	5	4	160	普	80		1.33	0.98	1.14	
							商	80	観光科	0.71	0.54	0.69	

	所在地	高校名	学級数の推移			R7 定員 合計	区分	学科 定員	学科等	第一次募集出願倍率		
			H 23	H 31	R 7					R 6	R 7	R 8
全28	利府町	利府	7	7	7	280	普	200	<単>	1.08	1.11	0.88
							体	80	スポーツ科学科<単>	0.86	0.81	0.86
全29	大和町	黒川	6	6	5	200	普	80		0.70	0.84	0.70
							工	40	機械科	0.83	0.68	0.70
								40	電子工学科	0.55	0.50	0.35
								40	環境技術科	0.43	0.25	0.33
全日計			202	200	188	7,440		7,440		1.21	1.20	1.13
定1	仙台市	第二工業	2	2	2	80	工	40	電子機械科・夜	0.43	0.15	0.05
								40	電気科・夜	0.18	0.20	0.15
定2		仙台大志※	3	4	4	120	普	90	I部(午前午後)	0.70	0.70	0.89
								30	II部(午後夜間)	0.40	0.30	0.33
定3	仙台工業※	2	2	2	80	工	40	建築土木科・夜	0.18	0.20	0.05	
							40	機械システム科・夜	0.25	0.13	0.15	
定4	名取市	名取	1	1	1	40	普	40	夜	0.45	0.55	0.65
定5	多賀城市	貞山	4	4	4	160	普	120	昼<単>	0.59	0.65	0.55
								40	夜<単>	0.15	0.28	0.18
通	名取市	美田園	-	-	-	500	普	500		-	-	-

注)※は市立高校、<単>は単位制

## <大崎地区>

	所在地	高校名	学級数の推移			R7 定員 合計	区分	学科 定員	学科等	第一次募集出願倍率		
			H 23	H 31	R 7					R 6	R 7	R 8
全1	大崎市	古川	6	6	6	240	普	240		1.02	1.11	0.89
全2		古川黎明	6	6	6	240	普	240		1.04	0.90	0.91
全3		岩出山	3	3	2	80	普	80		0.55	0.50	0.31
全4		松山	2	2	2	80	普	40		0.30	0.20	0.18
							家	40	家政科	0.53	0.43	0.23
全5		古川工業	6	6	6	240	工	40	土木情報科	1.15	1.68	0.90
								40	建築科	0.88	1.13	0.68
								40	電気電子科	0.88	1.13	0.80
								80	機械科	1.06	1.26	0.98
			40	化学技術科	1.03	1.40	0.95					
全6	鹿島台商業	3	3	2	80	商	80	商業科	0.24	0.15	0.14	
全7	加美町	中新田	3	3	3	120	普	120		0.60	0.51	0.67
全8	色麻町	加美農業	3	3	3	120	農	40	農業科	0.40	0.40	0.50
								40	農業機械科	0.38	0.58	0.43
								40	生活技術科	0.33	0.45	0.38
全9	涌谷町	涌谷	4	4	3	120	普	120		0.28	0.38	0.23

	所在地	高校名	学級数の推移			R7 定員 合計	区分	学科 定員	学科等	第一次募集出願倍率		
			H 23	H 31	R 7					R 6	R 7	R 8
全10	美里町	南郷	2	2	2	80	普	40		0.10	0.15	0.05
							農	40	産業技術科	0.13	0.08	0.05
全11		小牛田農林	5	5	5	200	農	40	農業技術科・農業科学コース	0.83	0.93	0.95
							農	40	農業技術科・農業土木コース	1.15	0.95	0.88
						総	120	<単>	1.23	1.07	0.98	
全日計			43	43	40	1,600		1,600		0.77	0.78	0.66
定1	大崎市	田尻さくら	3	3	3	120	普	120	I部(午前)<単>	0.48	0.61	0.71
									II部(午後夕間)<単>	0.18	0.38	0.43
定2		古川工業	2	2	2	80	工	80	機械科・夜間	0.10	0.03	0.08
									電気科・夜間	0.10	0.05	0.10

注) <単>は単位制

### <栗原地区>

	所在地	高校名	学級数の推移			R7 定員 合計	区分	学科 定員	学科等	第一次募集出願倍率		
			H 23	H 31	R 7					R 6	R 7	R 8
全1	栗原市	築館	5	4	4	160	普	160		1.03	0.87	0.99
全2		築館・一迫商業キャンパス	2	2	1	40	商	40	情報ビジネス科 (流通経済科/情報処理科)	0.25/0.65	0.75	0.50
全3		一迫桜	5	5	4	160	総	160	<単>	0.72	0.66	0.50
全4		岩ヶ崎		3	3	2	80	普	80	文系教養コース	0.28	0.38
	理系教養コース									0.13	0.05	
全日計			15	14	11	440		440		0.69	0.66	0.63

注) 築館・一迫商業キャンパス、岩ヶ崎の学級数の推移は、再編統合前の状況を含む。

注) <単>は単位制

### <登米地区>

	所在地	高校名	学級数の推移			R7 定員 合計	区分	学科 定員	学科等	第一次募集出願倍率		
			H 23	H 31	R 7					R 6	R 7	R 8
全1	登米市	佐沼	6	6	6	240	普	240		0.95	0.97	1.00
全2		登米	4	3	2	80	普	80		0.65	0.61	0.60
全3		登米総合産業	7	6	6	240	農	40	農業科	0.73	0.58	0.70
							工	40	機械科	0.88	0.75	0.93
	40							電気科	0.45	0.50	0.40	
	40							情報技術科	0.65	0.80	0.75	
	商						40	商業科	0.83	0.70	0.63	
福	40	福祉科	0.60	0.40	0.43							
全日計			17	15	14	560		560		0.80	0.77	0.79
定1	登米市	佐沼	1	1	1	40	普	40	夜間	0.25	0.18	0.35

注) 登米総合産業の学級数の推移は、再編統合前の状況を含む。

### <石巻地区>

	所在地	高校名	学級数の推移			R7 定員 合計	区 分	学科 定員	学科等	第一次募集出願倍率					
			H 23	H 31	R 7					R 6	R 7	R 8			
全1	石巻市	石巻	6	6	6	240	普	240		0.76	0.76	0.89			
全2		石巻好文館	5	5	5	200	普	200	<単>	0.99	0.73	0.84			
全3		石巻北	5	5	4	160	総	160	<単>	0.64	0.55	0.46			
全4		水産		4	4	3	120	水	40	船舶運航科	0.56	0.55	0.85		
									40	生物環境科		0.73	0.73		
									40	食品科		0.83	1.03		
全5		石巻工業		6	5	5	200	工	40	機械科	0.93	1.18	1.03		
	40								電気情報科	0.65				0.88	0.98
	40								化学技術科						
	40								土木システム科						
	40								建築科						
40	総合ビジネス科	0.66	0.56	0.47											
全6	石巻商業				5	5	4	160	商	160	総合ビジネス科				
全7	桜坂※		8	5	4	160	普	160	学励探求コース	0.71	0.38	0.54			
									キャリア探求コース				0.71	0.64	0.66
全8	東松島市	石巻西	5	4	4	160	普	160		1.01	1.09	1.06			
-	女川町	女川	2	-	-	-	-	-		-	-	-			
全日制計			46	39	35	1,400		1,400		0.78	0.75	0.77			
定1	石巻市	石巻北・飯野川校	1	1	1	40	普	40	昼間<単>	0.43	0.28	0.20			
定2	東松島市	東松島	-	3	3	120	普	120	I部(午前)<単>	0.93	1.08	0.60			
									II部(午後)<単>				0.75	0.68	0.50
									III部(夜間)<単>						

注)※は市立高校、<単>は単位制

注)桜坂※、東松島(定時)の学級数の推移は、再編統合前の状況を含む。

### <気仙沼地区>

	所在地	高校名	学級数の推移			R7 定員 合計	区 分	学科 定員	学科等	第一次募集出願倍率		
			H 23	H 31	R 7					R 6	R 7	R 8
全1	気仙沼市	気仙沼	7	6	6	240	普	240		0.88	0.79	0.84
-		気仙沼西	3	-	-	-	-	-		-	-	-
全2		本吉響	3	3	3	120	総	120	<単>	0.27	0.27	0.28
全3		気仙沼向洋		3	3	3	120	水	40	情報海洋科	0.70	0.58
								40	産業経済科	1.08		
全4	南三陸町	南三陸	4	3	3	120	普	80		0.29	0.43	0.28
							商	40	情報ビジネス科			
全日制計			20	15	15	600		600		0.66	0.58	0.62
定1	気仙沼市	気仙沼	1	1	1	40	普	40	夜間	0.23	0.30	0.13

注)気仙沼の学級数の推移は、再編統合前の状況を含む。

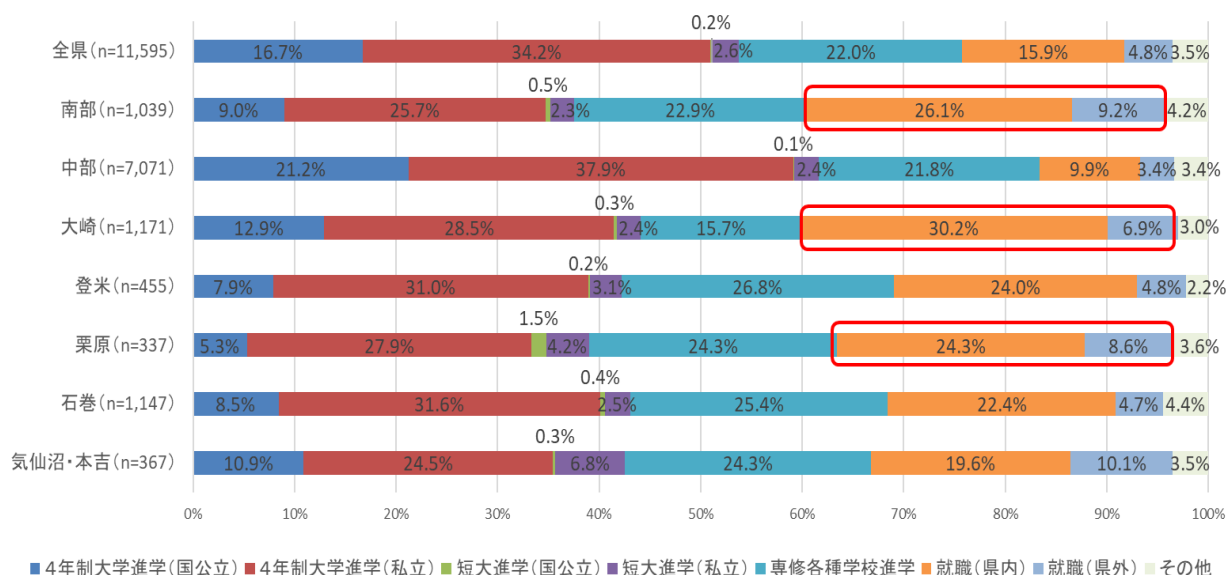
注)<単>は単位制

## 4 本県高校生の卒業後の進路状況

【データ：教育庁調べ】

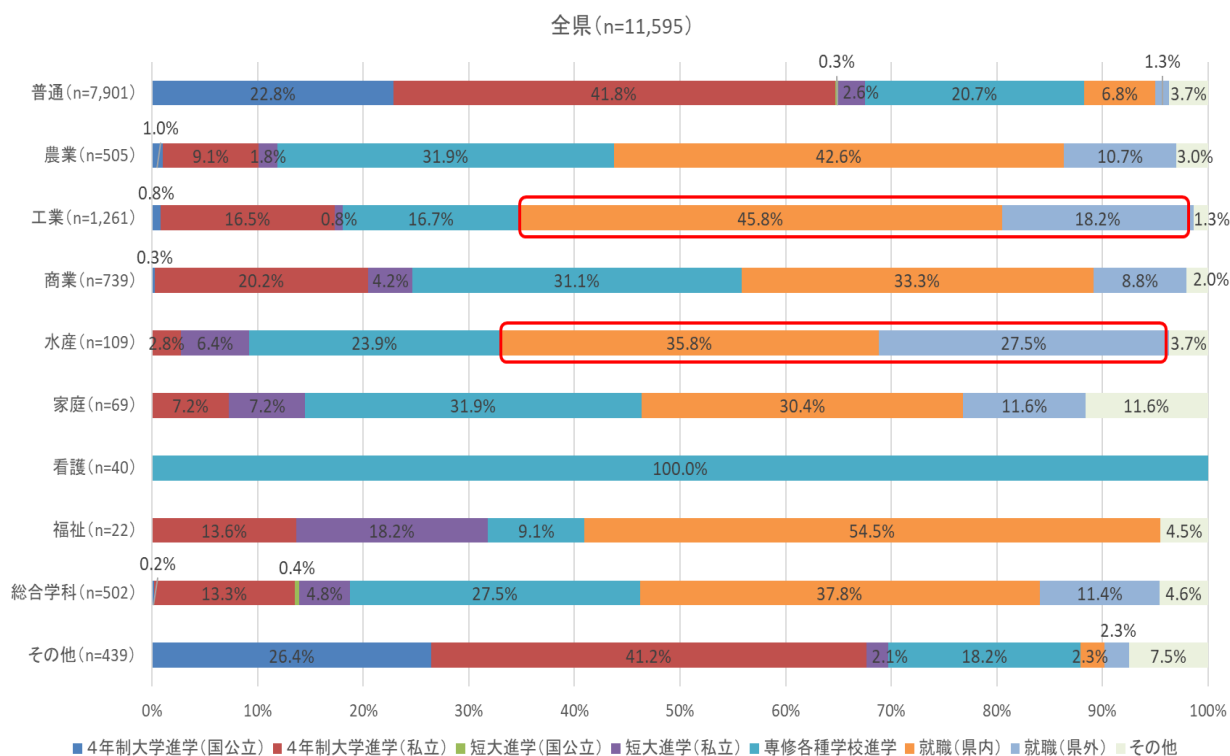
### (1) R7.3 卒業生、地区別、公立高校（全日制）

- 4年制大学進学（国公立）の割合は、中部地区が他地区よりも高い。
- 就職の割合は、南部、大崎、栗原地区が3割強を占めており、他地区よりも高い。



### (2) R7.3 卒業生、学科別、公立高校（全日制）

- 専門学科では、普通科に比べて就職の割合が高く、特に工業科、水産科においてその傾向が顕著である。

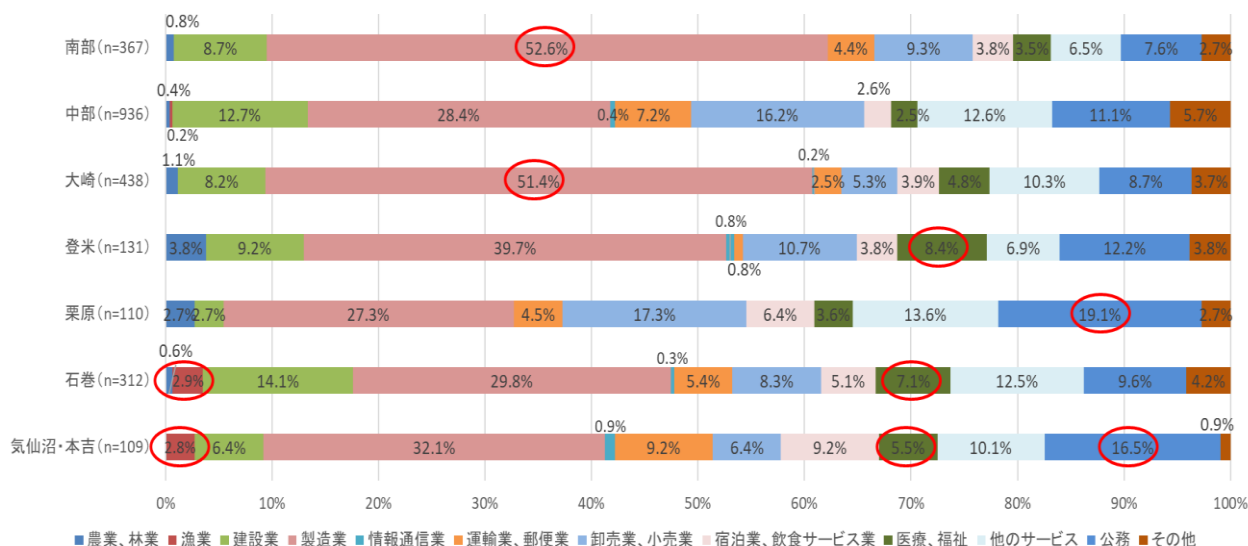


## 5 本県高校生の卒業後の就職状況

【データ：教育庁調べ】

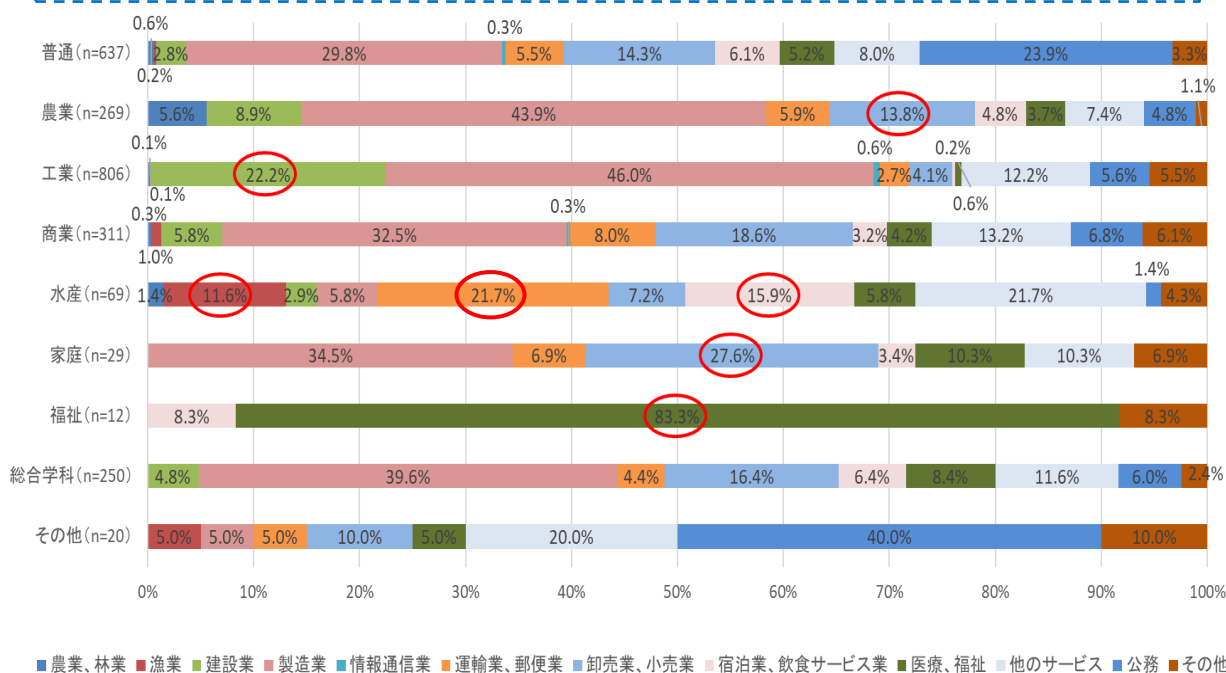
### (1) R7.3 卒業生、地区別、公立高校（全日制）

- 各地区とも製造業への就職割合が最も高く、特に南部、大崎地区においては半数近くを占める。
- 石巻、気仙沼地区では、漁業の就職割合が他地区に比べて一定程度ある。
- 登米、石巻、気仙沼・本吉地区では、医療、福祉への就職割合が他地区より高い。
- 栗原、気仙沼・本吉地区では、公務への就職割合が他地区よりも高い。



### (2) R7.3 卒業生、学科別、公立高校（全日制）

- 専門学科では、製造業への就職割合が高い傾向にある。
- 農業科は卸売業、小売業、工業科は建設業、水産科は運輸業、郵便業、福祉科は医療、福祉への就職割合が高い。
- 水産科は、漁業のほか、宿泊業・飲食サービス業の割合が他の学科よりも高い。



## 6 本県中学生の卒業後の進路状況

【データ：教育庁調べ】

- 全日制課程進学者数 H31.3 18,990人 → R7.3 17,026人 (▲1,964人、▲3.2%)
  - うち 県内公立 H31.3 13,560人 → R7.3 11,576人 (▲1,984人、▲5.2%)
  - うち 県内私立 H31.3 5,125人 → R7.3 5,092人 (▲33人、+1.7%)
- 通信制課程進学者数 H31.3 562人 → R7.3 1,036人 (+474人、+2.7%)

(単位：人)

卒業年月	中卒者数	全日制									定時制		通信制		高等専門学校		特別支援学校		その他	
		計		県内公立		県内私立		県外												
H31.3	20,765	18,990	91.5%	13,560	65.3%	5,125	24.7%	305	1.5%	449	2.2%	562	2.7%	278	1.3%	303	1.5%	183	0.9%	
R2.3	19,930	18,222	91.4%	12,839	64.4%	5,126	25.7%	257	1.3%	358	1.8%	612	3.1%	272	1.4%	294	1.5%	172	0.9%	
R3.3	19,235	17,519	91.1%	12,306	64.0%	4,941	25.7%	272	1.4%	338	1.8%	667	3.5%	302	1.6%	257	1.3%	152	0.8%	
R4.3	19,761	17,951	90.8%	12,188	61.7%	5,464	27.7%	299	1.5%	301	1.5%	771	3.9%	286	1.4%	285	1.4%	167	0.8%	
R5.3	19,973	17,989	90.1%	12,200	61.1%	5,491	27.5%	298	1.5%	345	1.7%	921	4.6%	276	1.4%	291	1.5%	151	0.8%	
R6.3	19,689	17,528	89.0%	11,987	60.9%	5,168	26.2%	373	1.9%	376	1.9%	1,027	5.2%	268	1.4%	289	1.5%	201	1.0%	
R7.3	19,271	17,026	88.3%	11,576	60.1%	5,092	26.4%	358	1.9%	386	2.0%	1,036	5.4%	290	1.5%	316	1.7%	217	1.1%	
増減 (R7-H31)	▲1,494	▲1,964	▲3.2%	▲1,984	▲5.2%	▲33	1.7%	53	0.4%	▲63	▲0.2%	474	2.7%	12	0.2%	13	0.2%	34	0.2%	

## 7 通信制高校への進学者の状況

【データ：教育庁調べ】

- 県内公立 H31.3 115人 → R7.3 170人 (+55人、▲4.1%)
- 県内私立 H31.3 76人 → R7.3 221人 (+145人、+7.8%)
- 県外国公立 H31.3 3人 → R7.3 9人 (+6人、+0.3%)
- 県外私立（広域通信制）  
H31.3 368人 → R7.3 636人 (+268人、▲4.2%)

(単位：人)

卒業年月	通信制 進学者数	県内公立		県内私立		県外国公立		県外私立	
H31.3	562	115	20.5%	76	13.5%	3	0.5%	368	65.5%
R2.3	612	119	19.4%	74	12.1%	13	2.1%	406	66.3%
R3.3	667	108	16.2%	101	15.1%	9	1.3%	449	67.3%
R4.3	771	122	15.8%	166	21.5%	10	1.3%	473	61.3%
R5.3	921	157	17.0%	167	18.1%	7	0.8%	590	64.1%
R6.3	1,027	151	14.7%	166	16.2%	9	0.9%	701	68.3%
R7.3	1,036	170	16.4%	221	21.3%	9	0.8%	636	61.3%
増減 (R7-H31)	474	55	▲4.1%	145	7.8%	6	0.3%	268	▲4.2%

## 8 アンケート調査実施結果（概要）

### 1 調査の目的

みやぎ県立高校将来ビジョン 2026→2040 策定のため、県内で学ぶ中学生、高校生とその保護者を対象にアンケート調査を実施したものの。

### 2 調査の対象と回答数

#### ○ 対象

宮城県内の国立、県立、市町村立、私立中学校、県立、市立高校（全日制）の生徒（中学1年生～高校3年生）とその保護者

#### ○ 回答数

19,564件

### 3 調査の実施期間

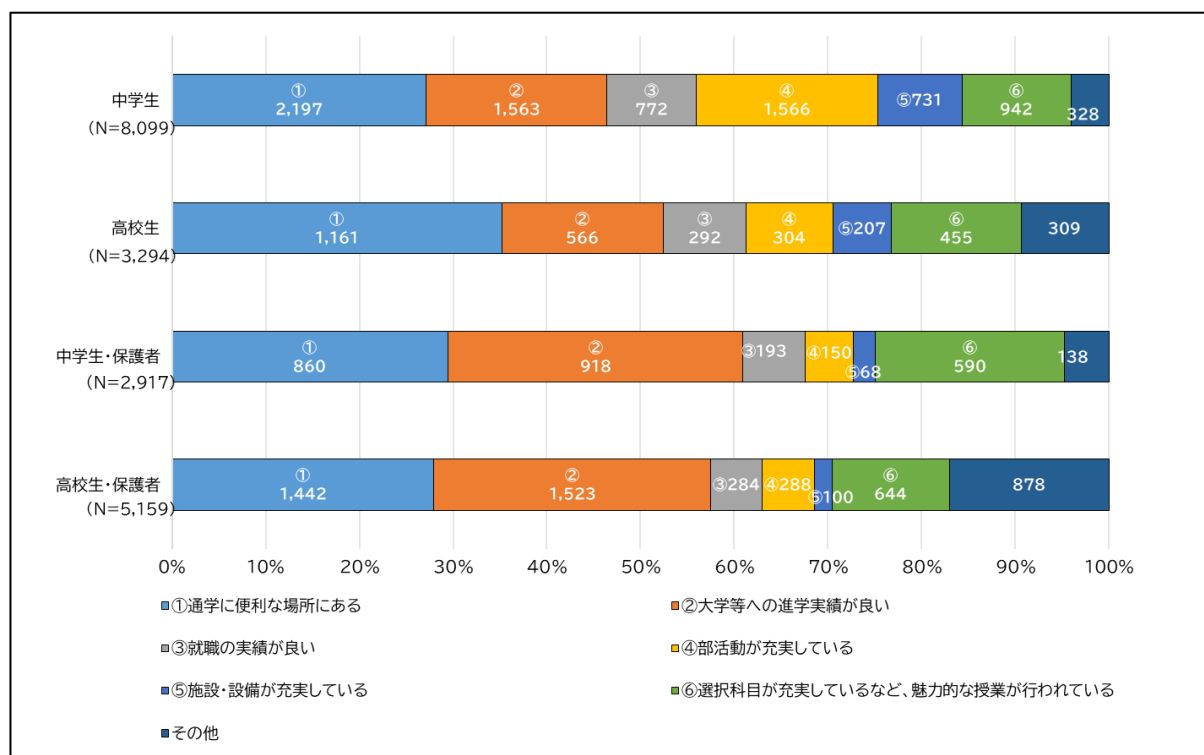
令和7年9月1日～9月19日

### 4 調査項目

項目	区分	生徒		保護者	
		中学生	高校生	中学校	高校
学年		○	○	○	○
通学している高校の学科			○		○
自宅(実家)の所在地		○	○	○	○
通学している高校の所在地			○		○
中学校卒業後の進路希望		○		○	
高校卒業後の進路希望			○		○
進学希望の高校の所在地		○		○	
進学希望の高校の学科		○		○	
将来のイメージ		○	○	○	○
高校選択時に最も重視する(した)こと		○	○	○	○
高校入学後に最も重視したほうが良かったこと			○		○
高校が片道1時間以上程度かかる場合でも通いたい		○		○	
通学時間が1時間以内の場所に第一志望の高校がない場合どうするか		○		○	
進学したい(している)高校の規模(学級数)		○	○	○	○
上記学級数への感想			○		○
上記回答の理由			記述		記述
オンライン授業経験の有無		○	○		
オンライン授業の感想や課題		○	○	○	○
高校の授業で興味・関心があること		○	○	○	○
私立高校の授業料が無償化された場合の進路		○		○	
私立高校が良いと思った理由		○		○	
自分のペースで学ぶことができる学校への進学希望		○	○	○	○
上記の理由		○	○	○	○
行きたいと思う高校			○		
良い高校を創るためのアイデア		記述	記述	記述	記述

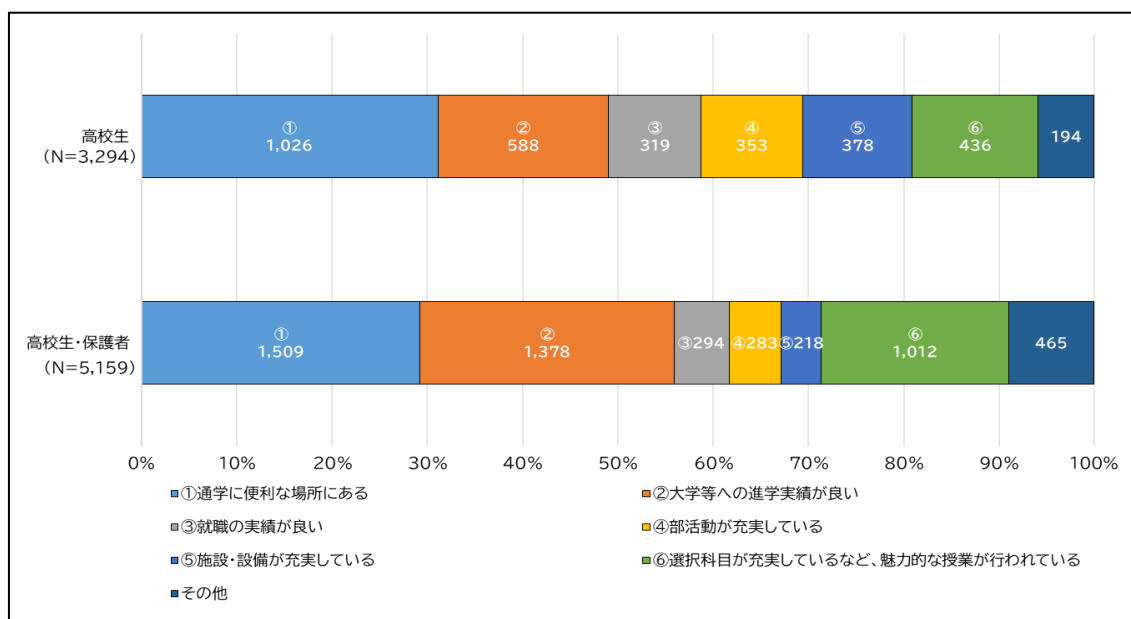
## 5 調査結果の概要（抜粋）

### （1）高校選択時に最も重視する（した）ことは何か。



→ 中学生、高校生では、「①通学に便利な場所にある」の回答が最も多く、特に高校生でその傾向が顕著である。中学生では、「②大学等への進学実績が良い」「④部活動が充実している」の回答も多い。保護者は「①通学に便利な場所にある」「②大学等への進学実績が良い」の回答が多くなっている。

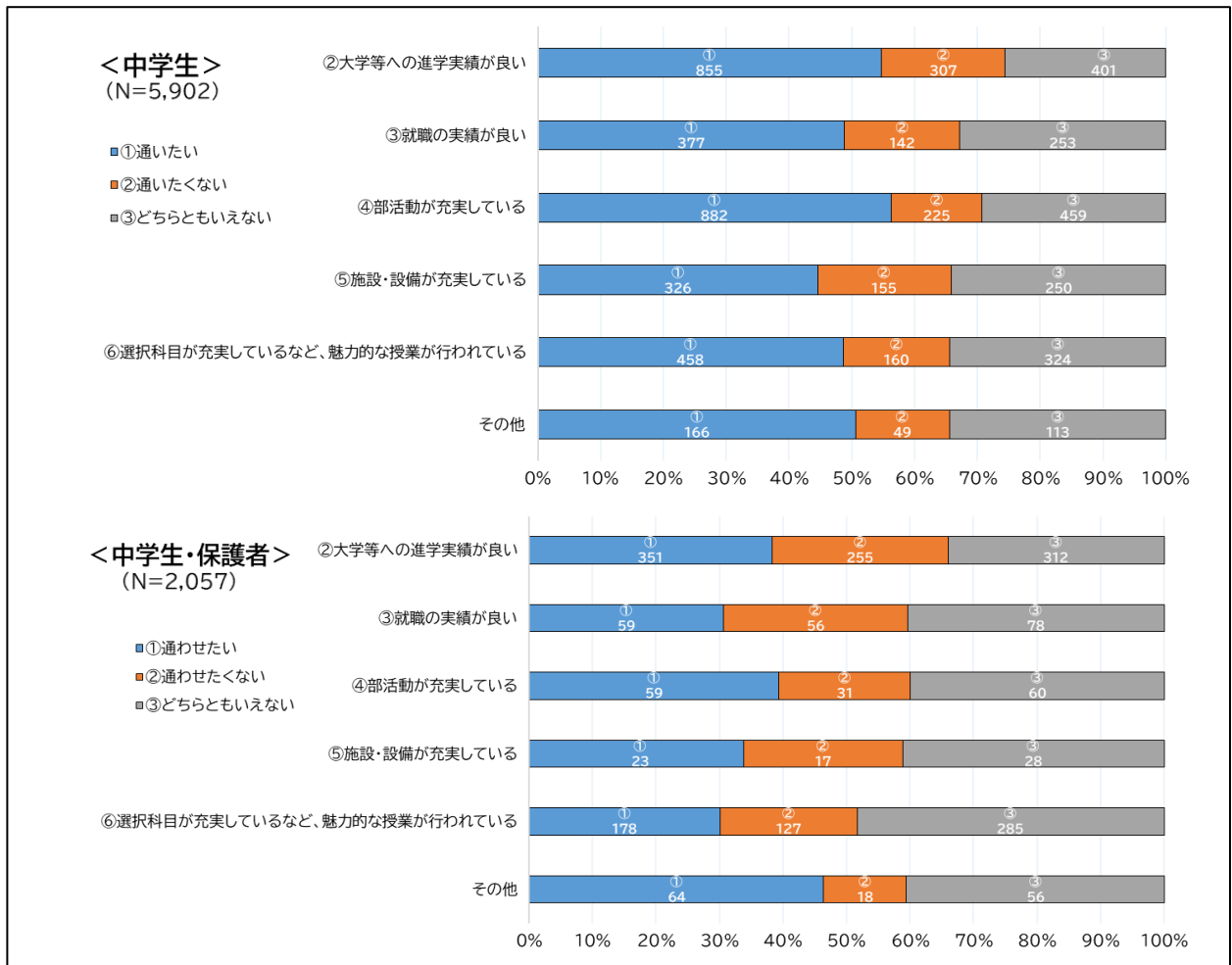
### （2）高校入学後に、最も重視した方がよかったと思うことは何か。



→ 高校生では、「⑤施設・整備が充実している」の回答が高校選択時より増加し、保護者では、「⑥選択科目が充実しているなど、魅力的な授業が行われている」の回答が高校選択時より増加している。

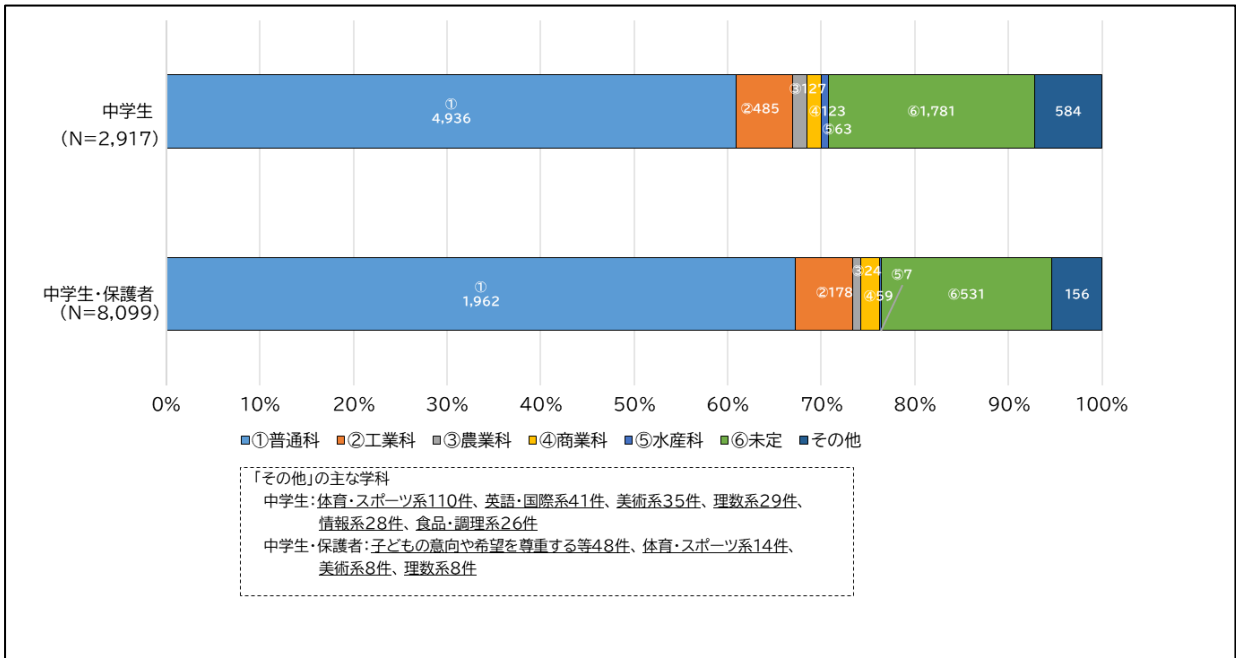
(3) (1) の高校選択時に最も重視することで、②～⑥、その他を選択した人のうち、高校が自宅から片道1時間以上程度かかる場合でも通いたいと思うか。

※通学手段（公共交通機関、送迎等）を問わない。



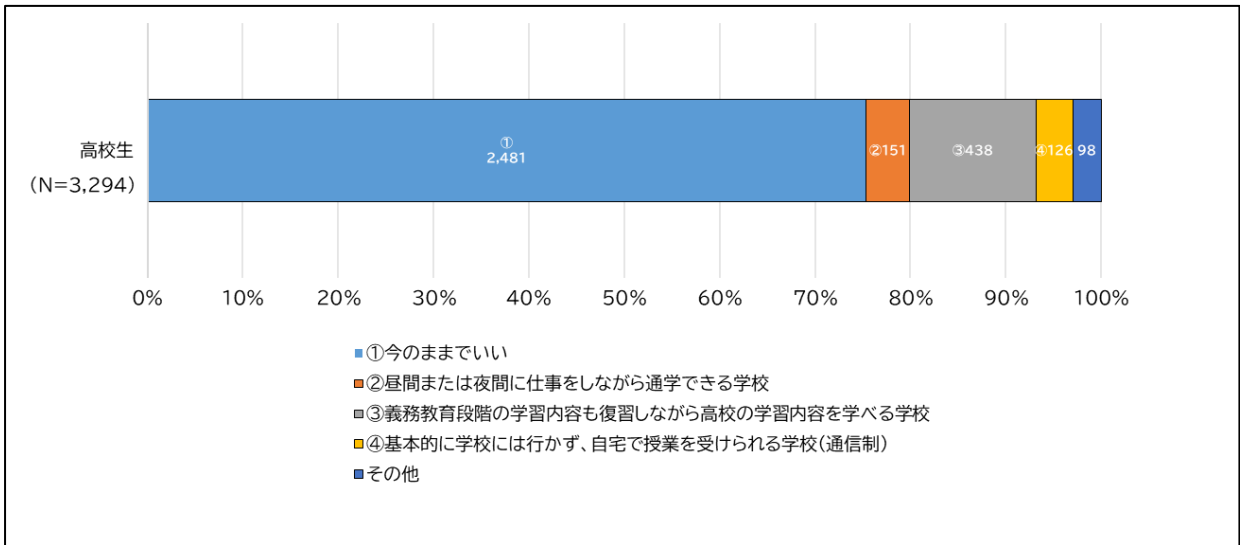
→ 中学生では片道1時間以上かかって「①通いたい」と回答する割合が大きいが、保護者では、「①通わせたい」と回答する割合が中学生より小さく、「②通わせたくない」「③どちらともいえない」と回答する割合が大きい傾向にある。

(4) 志望する学科は何か。



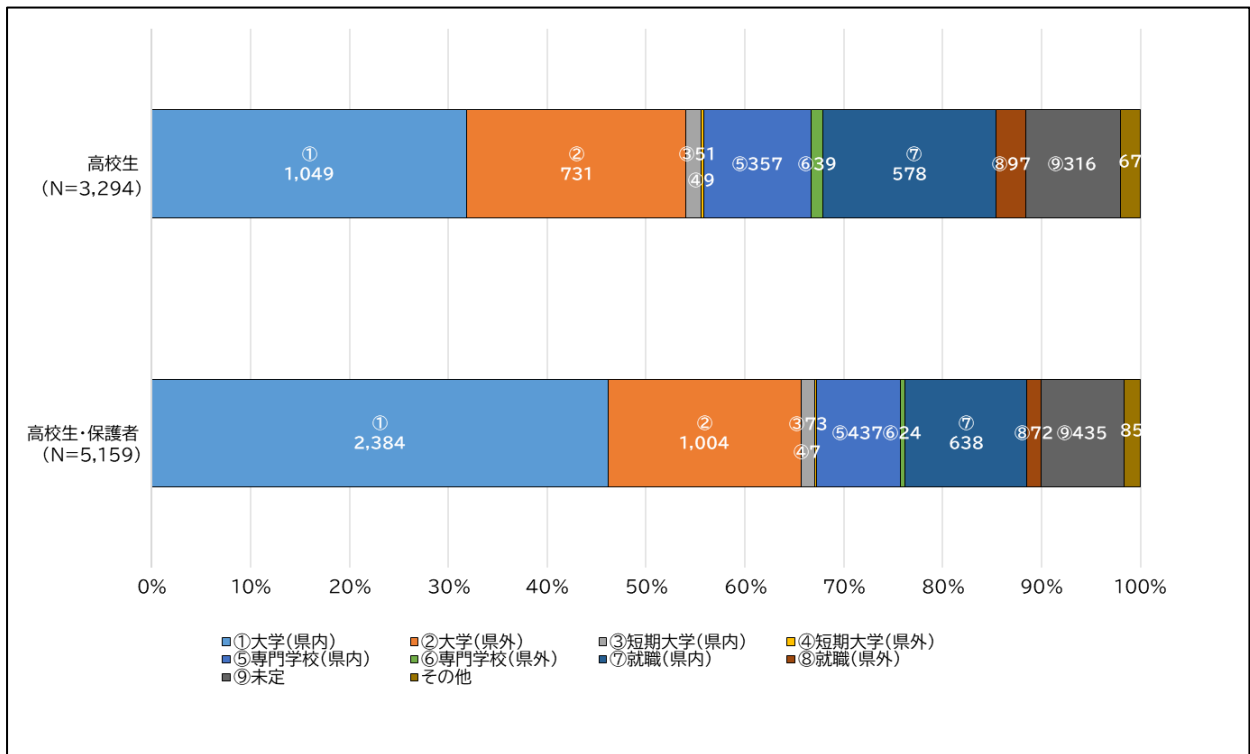
→ 中学生も保護者も「①普通科」を希望する回答が最も多いが、保護者の方が、「①普通科」を希望する割合が大きい。また、「②工業科」を希望する回答が次に多くなっている。

(5) 行きたいと思う高校はどのような学校か。



→ 高校生では、「①今のままでいい」の回答が最も多い。「③義務教育段階の学習内容も復習しながら高校の学習内容を学べる学校」や、「②昼間または夜間に仕事をしながら通学できる仕事」の回答も多くなっている。

(6) 高校卒業後の進路希望はどのようなものか。



→ 高校生も保護者も「①大学（県内）」の回答が最も多いが、高校生では「①大学（県内）」を希望する回答が「②大学（県外）」に比べてやや多くなっているのに対して、保護者では、「①大学（県内）」を希望する回答が「②大学（県外）」に比べて非常に多くなっている。

(7) 将来のイメージはどのようなものか。 ※複数選択可

	中学生	高校生	中学生・保護者	高校生・保護者
①ある特定の分野に深い知識や技術を持った人材 (例:研究職、エンジニア)	2,239	1,474	1,494	2,608
②幅広い知識やスキルを身に付けた人材 (例:会社員)	3,472	1,371	1,438	2,432
③自分の趣味・特技を生かした仕事 (例:歌手、YouTuber)	3,458	813	824	872
④地元の企業等で働く	817	545	373	773
⑤他県や海外で活躍	1,111	352	269	360
その他	569	118	116	299
合計	8,099	3,294	2,917	5,159

「その他」の主な意見

中学生: 未定175件、スポーツ関係78件

高校生: 未定 26件

中学生・保護者: 子どもの意向や希望を尊重する等 77件

高校生・保護者: 子どもの意向や希望を尊重する等130件

→ 中学生では「②幅広い知識やスキルを身に付けた人材」や、「③自分の趣味・特技を生かした仕事」の回答が多いが、高校生、中学生・保護者、高校生・保護者では、「③自分の趣味・特技を生かした仕事」の回答が少ない傾向にあり、「①ある特定の分野に深い知識や技術を持った人材」や、「②幅広い知識やスキルを身につけた人材」の回答が多い傾向にある。

(8) 高校のどのような授業に興味・関心があるか。 ※複数選択可

	中学生	高校生	中学生・保護者	高校生・保護者
①自分で決めたテーマなどについて学びを深めるような探究の授業	4,147	1,381	1,729	2,604
②大学等への進学に対応した授業	2,728	1,290	1,527	2,709
③就職に役立つ専門的な知識が習得できる授業	4,047	1,325	1,257	1,631
④最先端の科学技術に触れることができる授業	1,600	571	750	1,139
⑤理科や地理歴史、公民などの教科の枠にとらわれない教科を横断するような授業	1,264	540	588	844
⑥他の学校の生徒と交流することができる授業	1,402	420	511	746
その他	181	78	66	141
合計	8,099	3,294	2,917	5,159

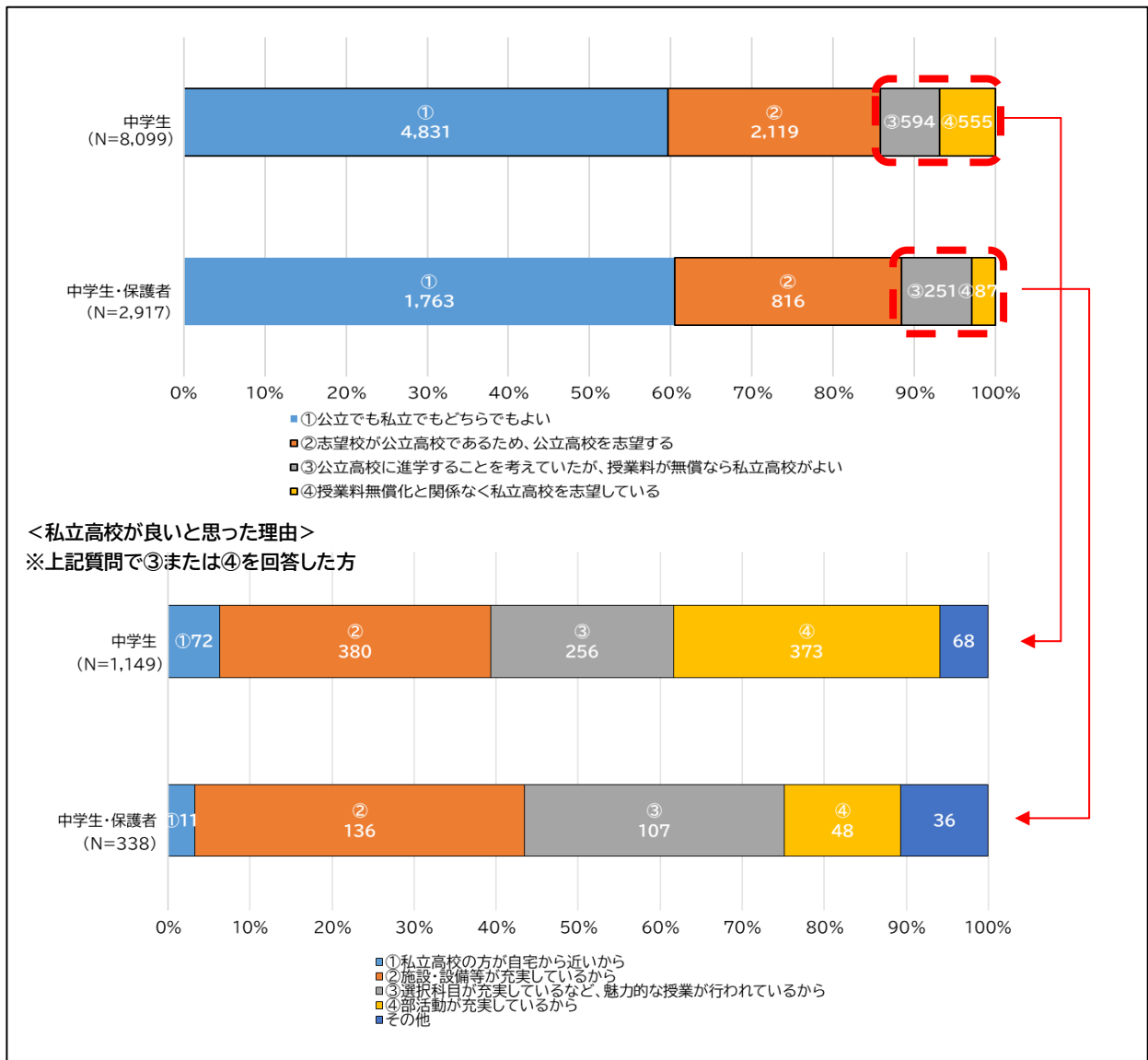
→ 中学生では「①自分で決めたテーマなどについて学びを深めるような探究の授業」や、「③就職に役立つ専門的な知識が習得出来る授業」の回答が多い。高校生では、「①自分で決めたテーマなどについて学びを深めるような探究の授業」や、「②大学等への進学に対応した授業」、「③就職に役立つ専門的な知識が習得できる授業」の回答が多い。中学生・保護者、高校生・保護者では、「①自分で決めたテーマなどについて学びを深めるような探究の授業」や、「②大学等への進学に対応した授業」の回答が多くなっている。

(9) オンライン授業に対する感想（評価・課題） ※複数選択可

<中学生・高校生>			<中学生・保護者、高校生・保護者>		
	中学生	高校生		中学生・保護者	高校生・保護者
オンライン授業を受けたことがある	1,516	388	【評価】		
オンライン授業を受けたことがない	6,583	2,906	①他校や海外の生徒と気軽に交流できる	1,565	2,518
合計	8,099	3,294	②普段は受けることができない授業を受けられる	2,014	3,362
			③通学が難しい生徒も授業を受けられる	1,404	2,302
			その他	34	143
			合計	2,917	5,159
<感想(受けたことがある生徒のみ回答)>					
	中学生	高校生	【課題】		
①他校や海外の生徒と気軽に交流できる	694	193	①生徒同士や先生とのコミュニケーションがとりづらい	1,603	2,588
②普段は受けることができない授業を受けられる	845	188	②対面の授業より集中できない	1,295	2,019
③通学が難しい場合も授業を受けられる	371	69	③授業後、分からない部分を先生に教えてもらいにくい	1,567	2,426
④生徒同士や先生とのコミュニケーションがとりづらい	352	78	その他	149	353
⑤対面の授業より集中できない	266	74	合計	2,917	5,159
⑥授業後、分からない部分を先生に教えてもらいにくい	190	33			
その他	23	13			
合計	1,516	388			

→ 中学生も高校生も、「オンライン授業を受けたことがない」の回答が多い。「オンライン授業を受けたことがある」と回答した生徒の感想は、比較的高評価とする回答が多い傾向にある。評価できる点として、「②普段は受けることができない授業を受けられる」の回答が多く、課題として、「①生徒同士や先生とのコミュニケーションがとりづらい」や、「③授業後、分からない部分を先生に教えてもらいにくい」の回答が多い傾向にある。

(10) 私立高校の授業料が無償化された場合、公立と私立のどちらを選択するか。



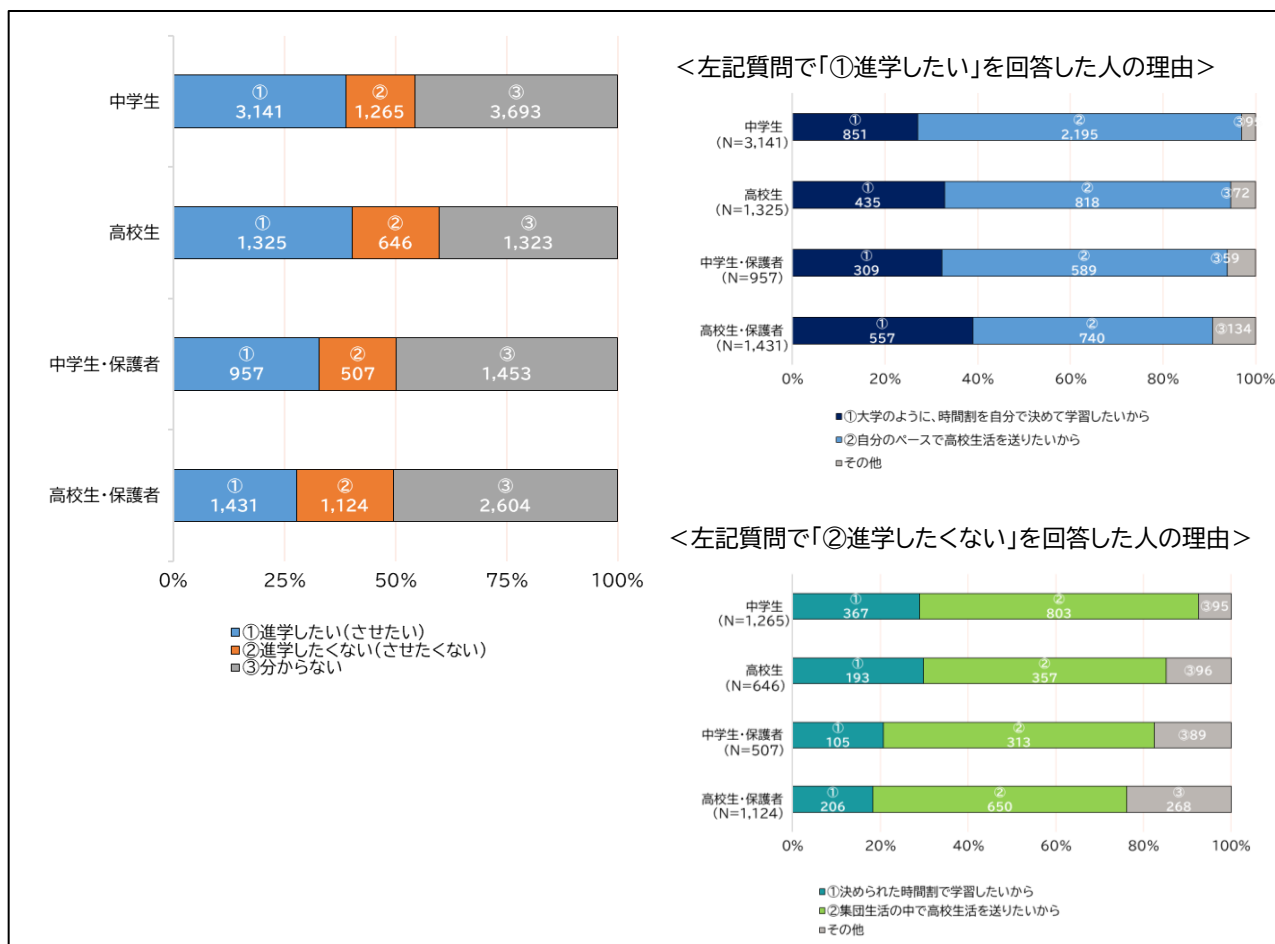
→ 中学生もその保護者も、「①公立でも私立でもどちらでもよい」の回答が最も多く、次に「②志望校が公立高校であるため、公立高校を志望する」の回答が多くなっている。

(11) どの規模の高校に通いたい（通わせたい）か。

	中学生	中学生・保護者
①1学年1学級	446	65
②1学年2、3学級	3,897	888
③1学年4～6学級	3,352	1,725
④1学年7学級以上	404	239
合計	8,099	2,917

→ 中学生では、「②1学年2、3学級」の回答が最も多いが、保護者では、「③1学年4～6学級」の回答が最も多くなっている。

(12) 大学のように、時間割を自分で決めることができて、クラスが無く、学習を支援してくれる担当の先生（チューター）のもと、自分のペースで学べる学校があった場合、進学したい（させたい）と思うか。



→ 中学生、高校生、その保護者では、「①進学したい（させたい）」の回答が多いが、中学生、高校生と比べて、保護者の方が「①進学したい（させたい）」と回答する割合が小さくなっている。

### (13) より良い高校を創るためのアイデア ※自由記述

#### 中学生

- ・ 興味・関心を見つけることができるような授業や職場体験、専門的知識、学力以外の知識が身に付くような授業などのほか、他校や海外等と交流する機会を増やしてほしい。
- ・ グローバル化が進んでいるので、その利点を活かして、インターネット上などで海外や他地域の人々とも交流できる授業や制度があると良いと思う。
- ・ 生徒が過ごしやすく、部活動などが充実している学校に行ってみたい。
- ・ スクールバスや体育館へのエアコンの設置、校舎の整備のほか、校則は厳しくないものにしてほしい。

#### 中学生・保護者

- ・ 高校卒業後の選択肢が広がるように、職場見学・体験やキャリア教育、社会に出てから必要な知識が学ぶことができるような授業を行ってほしい。
- ・ どの地域からでも通学しやすいように、スクールバスや寮などの整備を進めるほか、給食または学食の提供をお願いしたい。
- ・ 学力や偏差値だけでなく新しい価値観や評価基準を提示し、自分の興味・関心から学びを広げ、自信をつけ、自分なりに社会に貢献する方法を見つけられるよう人格形成を重視する、多様な大人が関わる、幼児から高齢者まで関わる場がある等、従来の形にとらわれない学校が必要。
- ・ 選択制などで選べる講義がいくつかあると良いと思う。

#### 高校生

- ・ 学校間などでの交流を通して様々な意見に触れる活動や、人間性を育む取組があれば良いと思う。
- ・ もっと海外の学生と交流できる機会をもってほしい。
- ・ 社会に出てから必要な知識（政治、税金など）に関する授業を受けたい。
- ・ 生徒の意見を反映できるような学校にしてほしい。厳しい校則を見直してほしい。
- ・ 学校の設備（各教室、体育館へのエアコンの設置、トイレの整備）を整えてほしい。
- ・ 一人一人が活躍できるような学校で、一人一人のレベルにあった授業があるといい。
- ・ 伝統にとらわれず新しい発想や想像を活かしてもらえる高校にしてほしい。

#### 高校生・保護者

- ・ 職業体験・見学などを通して、将来の目標が見つかるような授業や機会を設けてほしい。また、就職に向けて、保険や税金、投資の基本などを学べる機会があれば良いと思う。
- ・ エアコンを体育館、特別教室や部活動などの活動スペースに設置してほしい。
- ・ 通学しやすいように、スクールバス、公共交通機関等の整備をお願いしたい。
- ・ 例えば、工業高校の授業でも、一般の大学進学に向けた授業にも力を入れてほしい。
- ・ オンラインを通じて、他の学校の生徒や海外の高校生との交流があることや、色々な企業の人から現場の生の声を聞ける授業があると、今学んでいる学習もより身近に感じながら学びやすいのではないかな。

## 9 意見聴取状況

「みやぎ県立高校将来ビジョン 2026→2040」の策定にあたり、広く県民の意見を取り入れるため、パブリックコメント、説明会・意見交換会等を実施したものの。

名称	実施期間	実施回数等	意見数
パブリックコメント	令和7年11月25日 ～12月24日	意見提出者数：3人	10件
地区別高校在り方説明会	令和7年11月25日 ～12月21日	7圏域／7回 参加人数計：57人	63件
中学生意見聴取会	令和7年12月9日 ～12月16日	7圏域／8回 参加人数計：16人	77件
市町村長との意見交換会	令和7年12月18日 ～令和8年1月30日	県内34市町村長	—
産業界との意見交換	令和8年1月16日 ～1月29日	農業、水産業、工業、建設業 (業界4団体)	—
<b>合 計</b>			<b>150件</b>

## 10 県立高等学校将来構想審議会に対する諮問文

高 第 4 7 5 号  
令和6年2月16日

県立高等学校将来構想審議会会長 殿

宮城県教育委員会  
教育長 佐藤 靖彦

急速な少子化が進行する中での県立高等学校の在り方について（諮問）

このことについて、県立高等学校将来構想審議会条例（平成20年宮城県条例第4号）第1条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

(別紙)

## 理 由 書

県教育委員会では、平成31年2月に策定した「第3期県立高校将来構想」に基づき、「未来を担う高い志を持つ人づくり」や「未来を拓く魅力ある学校づくり」を目指して、志教育の推進や地域のニーズに応える高校づくり、生徒数の減少に対応した学級減や学校再編などの高校教育改革に取り組んでまいりました。

しかしながら、本県の中学校卒業生数は、令和5年3月の19,973人から15年後には約7千人減少していくことが見込まれており、少子化が急速に進展する中、生徒の多様な学習ニーズに応じた学びや、地域産業を支える人材育成に向けた産業分野の学びをどのように確保していくか検討することが喫緊の課題となっています。

また、「主体的・対話的で深い学び」の実現や様々な事情により学校に登校できない生徒に対する支援の実施、教育DXの推進等への対応なども重要な課題となっており、高校教育改革の方向性等を整理する必要があるものと考えています。

このようなことから、次期県立高校将来構想を前倒しして策定することとし、急速な少子化が進行する中での、県立高校が果たすべき役割や高校配置の将来像など、県立高等学校の在り方について諮問するものです。

## 11 県立高等学校将来構想審議会委員名簿

(任期：令和6年2月16日から令和8年2月15日まで)

(五十音順 敬称略)

所 属	氏 名	備考
国立大学法人東北大学 大学院教育学研究科 教授	あ お き え い い ち 青 木 栄 一	会長
宮城県大河原産業高等学校 校長	い と う な お み 伊 藤 直 美	
宮城県私立中学高等学校連合会 副会長 (聖ウルスラ学院英智小・中学校, 高等学校 校長)	い と う の ぶ こ 伊 藤 宣 子	
有限会社 伊豆沼農産 代表取締役	い と う ひ で お 伊 藤 秀 雄	
宮城県高等学校PTA連合会 会長	い な が き み き 稲 垣 美 樹	任期 R7.5.1~
宮城県町村教育長会 会長 (松島町教育委員会教育長)	う ち み と し ゆ き 内 海 俊 之	
宮城県貞山高等学校 校長	お お た か つ よ し 太 田 克 佳	任期 R6.5.30~
宮城県中小企業会同友会 共同求人委員長 (株式会社パラマウント 代表取締役)	か す か わ と し ふ み 粕 川 利 史	
学校法人朴沢学園 仙台大学体育学部 教授	き く ち な お こ 菊 地 直 子	
国立大学法人東北大学 大学院教育学研究科 准教授	こ と う た け と し 後 藤 武 俊	
前宮城県貞山高等学校 校長	さ と う あ き ひ こ 佐 藤 彰 彦	任期 R6.2.16~ R6.5.29
宮城県都市教育長協議会 会員 (石巻市教育委員会教育長)	し し ど けん え つ 穴 戸 健 悦	
office ayumitairo 代表	せ き み お り 関 美 織	
前宮城県高等学校長協会 会長 (前宮城県仙台第二高等学校 校長)	た か は し けん 高 橋 賢	任期 R6.2.16~ R7.4.30
一般財団法人イシノマキ・ファーム 代表理事	た か は し ゆ か 高 橋 由 佳	
国立大学法人 宮城教育大学教育学部 教授	た ば た た け と 田 端 健 人	副会長
宮城県高等学校長協会 会長 (宮城県仙台第一高等学校 校長)	た る の ゆ き よ し 樽 野 幸 義	任期 R7.5.1~
前宮城県中学校長会 会員 (前登米市立登米中学校 校長)	ち ば じ ゅ ん こ 千 葉 純 子	任期 R6.2.16~ R7.4.30
国立大学法人東北大学 大学院情報科学研究科 准教授	な が は ま と お る 長 濱 澄	
宮城県PTA連合会 副会長	は た や ま か ず は る 畑 山 和 晴	任期 R7.7.1~
前宮城県PTA連合会 副会長	ひ ら ぶ き あ つ し 平 吹 淳	任期 R6.2.16~ R7.6.30
前宮城県高等学校PTA連合会 会長	ま ち だ さ や か 町 田 さ や か	任期 R6.2.16~ R7.4.30
宮城県中学校長会 理事 (塩竈市立第二中学校 校長)	ま つ ぎ き わ か こ 松 崎 和 佳 子	任期 R7.5.1~
学校法人梅檀学園東北福祉大学 教育学部 教授	む ら か み よ し の り 村 上 由 則	
東北電子産業株式会社 代表取締役社長	や ま だ り え 山 田 理 恵	

(注) 所属は令和7年7月1日現在

○ 専門部会構成員

・学校配置検討部会

(五十音順 敬称略)

NO	現職	氏 名	備考
1	国立大学法人東北大学 大学院教育学研究科 教授	青 木 栄 一	部会長
2	宮城県高等学校長協会 会長	樽 野 幸 義	
3	宮城県都市教育長協議会 会員	穴 戸 健 悦	
4	宮城県町村教育長会 幹事	内 海 俊 行	

・小規模校の学びの在り方検討部会

NO	現職	氏 名	備考
1	国立大学法人東北大学 大学院情報科学研究科 准教授	長 濱 澄	部会長
2	学校法人朴沢学園 仙台大学体育学部 教授	菊 地 直 子	
3	宮城県PTA連合会 副会長	畑 山 和 晴	

・高校魅力化検討部会

NO	現職	氏 名	備考
1	国立大学法人宮城教育大学 教職大学院 教授	田 端 健 人	部会長
2	宮城県大河原産業高等学校 校長	伊 藤 直 美	
3	office ayumitairo 代表	関 美 織	

・多様な学びの在り方検討部会

NO	現職	氏 名	備考
1	国立大学法人東北大学 大学院教育学研究科 准教授	後 藤 武 俊	部会長
2	学校法人梅檀学園東北福祉大学 教育学部 教授	村 上 由 則	
3	宮城県貞山高等学校 校長	太 田 克 佳	

(注) いずれの部会も所属は令和7年7月1日現在

## 12 みやぎ県立高校将来ビジョン 2026→2040 策定経過

年月日	経過	内容
令和6年2月16日	第1回県立高等学校将来構想審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長の選任について</li> <li>・諮問、趣旨説明</li> <li>・宮城県の高次教育の現状について</li> <li>・次期将来構想の策定について</li> </ul>
5月30日	第2回県立高等学校将来構想審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校教育改革の取組について</li> <li>・次期将来構想の策定について</li> <li>・第3期将来構想第2次実施計画の取組状況について</li> </ul>
8月27日	第3回県立高等学校将来構想審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校配置や学校規模の考え方の論点整理</li> <li>・第2期宮城県特別支援教育将来構想中間案について</li> </ul>
10月24日	第4回県立高等学校将来構想審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校配置や学校規模の考え方について</li> <li>・今後の検討の進め方について</li> <li>・アンケート調査実施結果について</li> </ul>
11月26日	第1回学校配置検討部会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別の学校配置の方向性について</li> </ul>
12月10日	第2回学校配置検討部会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別の学校配置の方向性について</li> </ul>
12月19日	第1回高校魅力化検討部会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通科の魅力化方策について</li> <li>・次期県立高校将来構想の策定に向けた企業ヒアリングについて</li> </ul>
12月23日	第1回小規模校の学びの在り方検討部会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模校の学びの在り方について</li> </ul>
12月24日	第1回多様な学びの在り方検討部会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な学びの在り方について</li> </ul>
令和7年1月15日	第3回学校配置検討部会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別の学校配置の方向性について</li> <li>・通学時間の検討について</li> </ul>
1月16日	第2回高校魅力化検討部会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門学科の魅力化方策について</li> </ul>
1月20日	第2回小規模校の学びの在り方検討部会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模校の学びの在り方について</li> </ul>
1月23日	第2回多様な学びの在り方検討部会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な学びの在り方について</li> </ul>
2月6日	第5回県立高等学校将来構想審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会の検討経過、検討状況について</li> </ul>
3月26日	第3回小規模校の学びの在り方検討部会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模校の学びの在り方について</li> </ul>
3月27日	第3回多様な学びの在り方検討部会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な学びの在り方について</li> </ul>

年月日	経過	内容
令和7年3月28日	第3回高校魅力化検討部会開催	・家政科、福祉科、体育科の取組の方向性について
5月29日	第4回小規模校の学びの在り方検討部会開催	・中間案の骨子（案）について
5月30日	第4回高校魅力化検討部会開催	・中間案の骨子（案）について ・次期県立高校将来構想の策定に向けた企業ヒアリング結果について
6月5日	第4回学校配置検討部会開催	・普通科の魅力化方策について（案） ・中高一貫校の在り方について ・高大接続について ・定員見直しの方針について ・中間案の骨子（案）の検討
6月6日	第4回多様な学びの在り方検討部会開催	・中間案の骨子（案）について
7月9日	合同部会開催	・中間案の骨子（案）の検討
8月1日	第6回県立高等学校将来構想審議会開催	・答申骨子（案）の検討について
9月	県立高校に関するアンケート調査	・県内中学1年生から高校3年生の生徒とその保護者を対象に実施
10月27日	第7回県立高等学校将来構想審議会開催	・答申中間案（素案）について
11月14日	第8回県立高等学校将来構想審議会開催	・答申中間案について
11月25日	答申中間案公表	
11月25日 ～12月24日	答申中間案パブリックコメント募集	
11月25日 ～12月21日	答申中間案地区別高校在り方説明会（県内7圏域で実施）	・7圏域（南部、中部、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼・本吉地区）で開催
12月9日 ～12月16日	答申中間案中学生への意見聴取	・7圏域の中学生を対象に実施
12月18日 ～令和8年1月30日	答申中間案市町村長との意見交換会	
1月16日 ～1月29日	答申中間案産業界との意見交換会	・農業、水産業、工業、建設業（業界4団体）
1月23日	第9回県立高等学校将来構想審議会開催	・答申中間案に対する意見等について ・答申（案）について
2月13日	答申	

宮城県教育委員会（教育庁高校教育創造室）

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022-211-3617

FAX 022-211-3696

E-mail [kokyosoks@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kokyosoks@pref.miyagi.lg.jp)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/souzou/koukoukyouikusouzousitu.html>

# 【概要】みやぎ県立高校将来ビジョン 2026→2040 ~ 高校教育の創造的再構築 ~

## 基本理念

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら自分の人生を舵取りすることができる力を育むことが必要であり、ふるさと宮城の理解を深めながら、異なる価値観や文化を尊重し、的確な情報活用と課題解決を通じて新たな価値を創造する資質・能力を持つ生徒を育成していく。

- 高校教育の創造的再構築
  - 各圏域に必要な学びの在り方を一から考え、生徒が切磋琢磨し合い全ての生徒の可能性を最大限に引き出すことができる学習環境を整備し、現在の高校全体を作り変えて、新たな魅力ある高校教育を創造する。
- 生徒を主語にした高校教育の実現
  - 生徒が学びに対してより高い意欲を持ち、自立して活躍するための力を育む、生徒を主語にした高校教育を実現する。
- 質の高い高校教育の実現
  - 全ての生徒の可能性を最大限に引き出す質の高い高校教育を実現するため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。

## 基本方針

- 県内全ての地域において生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応できる教育機会を確保する。
- スクール・ミッションの再定義を行い、各校の特色を強く打ち出すことで、生徒の多様な学習ニーズに応じた、質の高い学びの機会を提供する。
- 少子化の進行による生徒数の減少や学校の小規模化の中でも生徒が切磋琢磨し、刺激し合うことができる環境を整える。
- デジタル技術を活用した学びと、対面によるリアルな学びを効果的に組み合わせ、多様化・グローバル化する社会の中で、主体的に課題に取り組み、未来を切り拓く資質・能力を育む新たな学びの環境を整える。
- 地域資源を活用するなどして専門性・応用力を高め、より実践的に学べる環境を整備する。
- 多様な状況の生徒、配慮や支援が必要な生徒が取り組みやすい環境づくりを進める。

## 学校配置の考え方

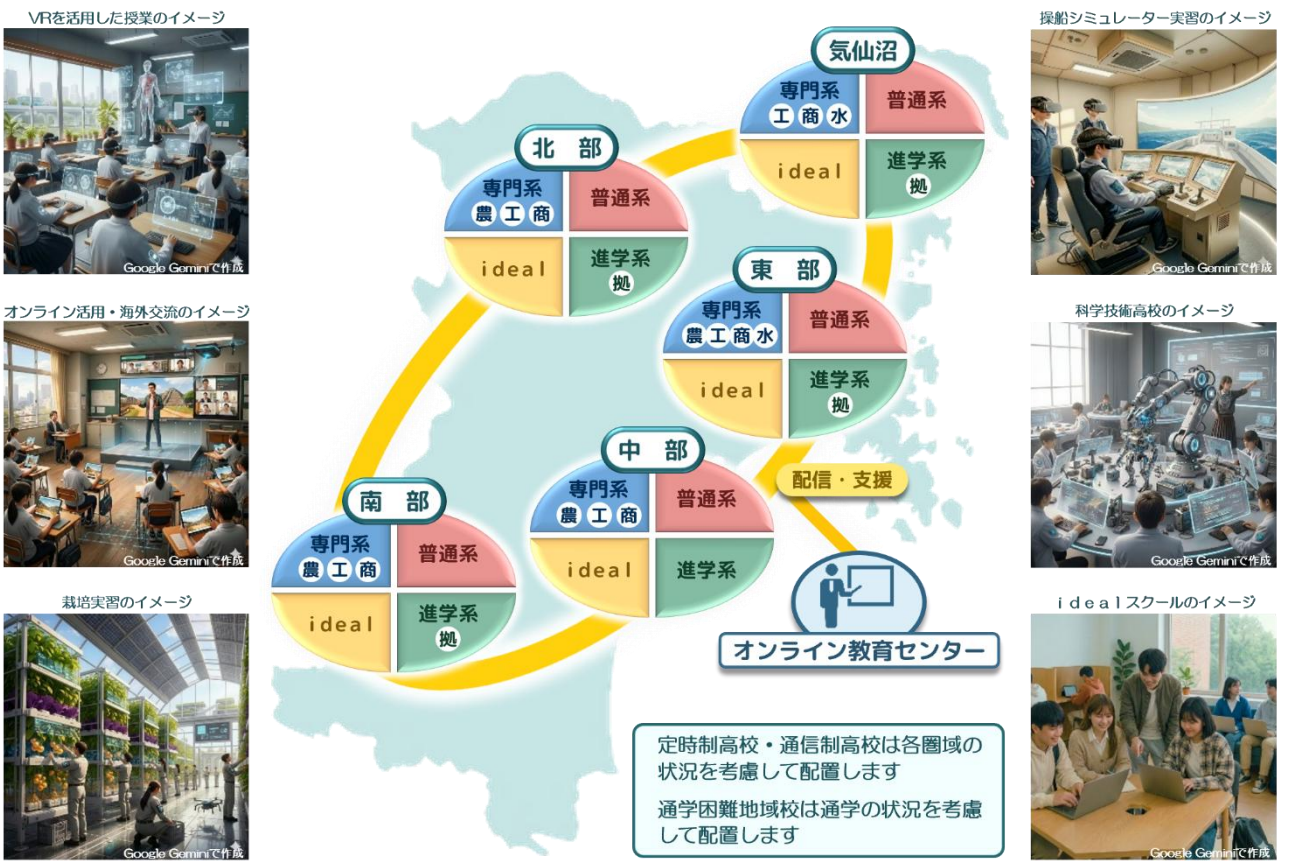
- 圏域の考え方
  - 圏域の見直し(7⇒5圏域(南部、中部、北部、東部、気仙沼))と学校間連携・オンラインによる教育空間の拡張
- 普通科の特色強化と進学支援の充実
  - 普通科の改革の推進や進学系拠点校、進学系高校での進学に対応した教育支援の充実
- 専門学科における学科横断的な学びの推進
  - 学科間の知識や技術を横断的に学べる学習機会の設定
  - 農業、工業や水産業に関わる基幹校における、先端技術を含む必要な教育の提供
- 多様な学びに対応した高校配置
  - 生徒の多様な生活・学習スタイルに対応したidealスクールや、多部制定時制高校、通信制高校の配置
- 地理的条件等に応じた教育環境の整備
  - 生徒が安心して学ぶことができるよう、通学困難地域校としての継続配置、又はスクールバス等の通学・移動手段の確保の検討

## 学校規模の考え方

- 1学年当たりの規模の目安は定められないものの、人口減少を見据えながら、圏域ごとに必要な学級数を設定し、学びの質の確保の観点から一定の学校規模を確保する。
- 必要学級数の設定に当たっては、公私立における経済的負担の状況変化や各校の特色を踏まえた生徒の志望動向を考慮しながら検討する。

## 創造的再構築後のイメージ

宮城県全体を一つの「学校」としてとらえ、どこに住んでいても質の高い学びにアクセスできる環境を整える。



## 県立高校教育の質の向上の方向性

<b>志教育の一層の推進</b> 社会性や勤労観の涵養によるより良い生き方の主体的な探求	<b>確かな学力の育成</b> 基礎的・基本的な知識・技能の習得と多面的な学力の育成	<b>多様なニーズに対応した教育の推進</b> 将来の社会的自立に必要な資質・能力の育成と共生社会の実現に向けた教育活動の推進	<b>教育DXの推進</b> AI等デジタル技術の活用とリアルな学びの融合	<b>地域と学校の連携・協働体制の推進</b> 全国募集などを通じた魅力ある学校づくり
---	---	--	--	--

## 時代のニーズに対応した高校の魅力化

オンライン教育の活用や協働学習体制の形成など、生徒同士が切磋琢磨できる学習環境、大学や企業との連携などによる高度な専門知識・技術を学べる環境の整備など、多様な学習ニーズに対応した教育環境を整備する必要がある。

興味・関心や適性に合わせて学びたい	大学進学に向け切磋琢磨しながら学びたい	先端技術などの専門知識を学びたい	社会に出た時に役に立つ知識を学びたい
多様な学習ニーズに対応し、可能性を広げるための学習環境の整備が必要			
大学や企業と連携した専門的な学び	地域の特性に応じた学科横断的な学び	実社会と結び付いた知識の習得	
オンラインを活用した他校と連携した学習	ピアグループの形成による学習	地域資源の活用など特色あるカリキュラム	

## 学校・家庭・地域の協働の必要性

- 将来構想の推進に向けコミュニティ・スクールの仕組みを活用し、学校・家庭・地域が役割分担をしながら連携・協働する。
- 地域の実情や生徒の教育的ニーズに即した魅力ある高校教育の実現に向けて、市町村との連携・協働を一層推進する。

## 持続可能な学校教育の推進

- 社会に開かれた教育課程の推進
- 外部リソースの活用によるニーズに応じた体制の確保
- 教職員の支援体制
- 生徒の相談・支援体制の構築
- 教育環境の充実

## 入学者選抜の在り方

入学者選抜について、各学校の特色に応じ、生徒の多様な資質・能力を多面的にとらえることができるよう、全国募集の拡充、多様な人材を受け入れることが可能となる選抜制度など、選抜方法等について総合的に検討する。

## 将来構想の推進に向けた適正な進行管理

- 社会情勢の変化に応じた進行管理
- 適正な進行管理
  - 市町村や企業、こどもなどの多様な関係者の意見を伺いながら、実施計画の策定などを立案・推進する体制を構築し、各施策の進捗状況や課題を把握しながら進行管理を行う。

## 高校教育の創造的再構築に向けた柱となる取組について

### 1 学力と探究を極め進学力も向上させる環境の整備

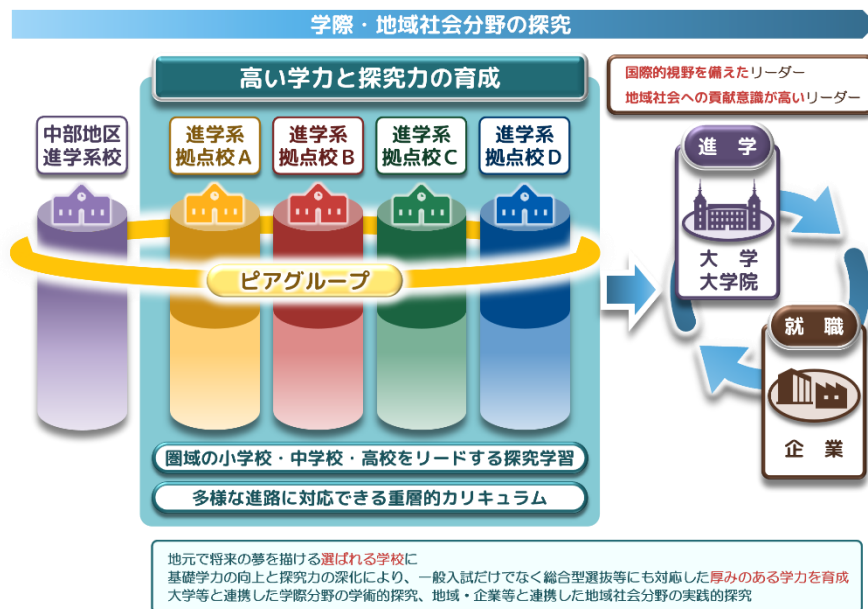
- ◆ 圏域ごとに高い学力と探究力を身に付けることを目指す進学系拠点校等を配置し、進学意識の高い生徒のための教育課程の充実など、希望進路の実現に向けた学習環境を整備する。

ピアグループのオンライン授業のイメージ



Google Geminiで作成

<進学系拠点校のイメージ>



- ◆ 普通科の改革の推進により、地域の特色や社会的ニーズに応じた新たな学科の設置や、地域や大学等と連携した探究的な学びの推進など、総合的な探究の時間や学校設定科目などの活用により、従来の普通科の考え方にとらわれない学びを創出し、**地域や学校の特色に応じた魅力化を図る。**

### 3 多様な学びのニーズへの対応

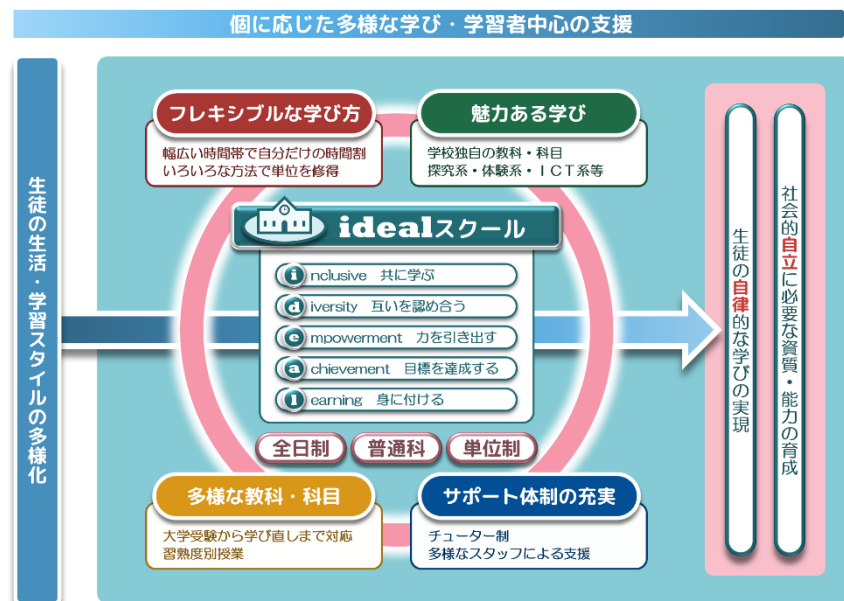
- ◆ 生徒の多様な生活・学習スタイルに応じて**フレキシブルに学ぶことのできる学習者中心のidealスクール**の柔軟な授業時間やカリキュラムの設定、チューター制の導入、個に応じた学習を支える体制の有効性などの実績を踏まえ、他地域への拡充を検討する。

- ◆ 定時制高校の現状を踏まえながら、idealスクールで取り組んだ実績を活用し、生徒の多様な学習スタイルや生活状況により一層対応できる教育の在り方を検討する。

- ◆ 通信制高校（課程）のニーズを踏まえながら、スクーリング拠点や通信制高校の増設を行うことで、場所や時間にとらわれず学べる学習機会の充実を図り、安心して学びを継続できる環境を整備する。

- ◆ 配慮や支援の有無に関わらず、互いを尊重し協働できる環境の整備として、高校と特別支援学校の併置や連携等による、生徒の交流及び共同学習を通じて、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進を図る。

<idealスクールのイメージ>



### 2 専門学科における実践的な学び

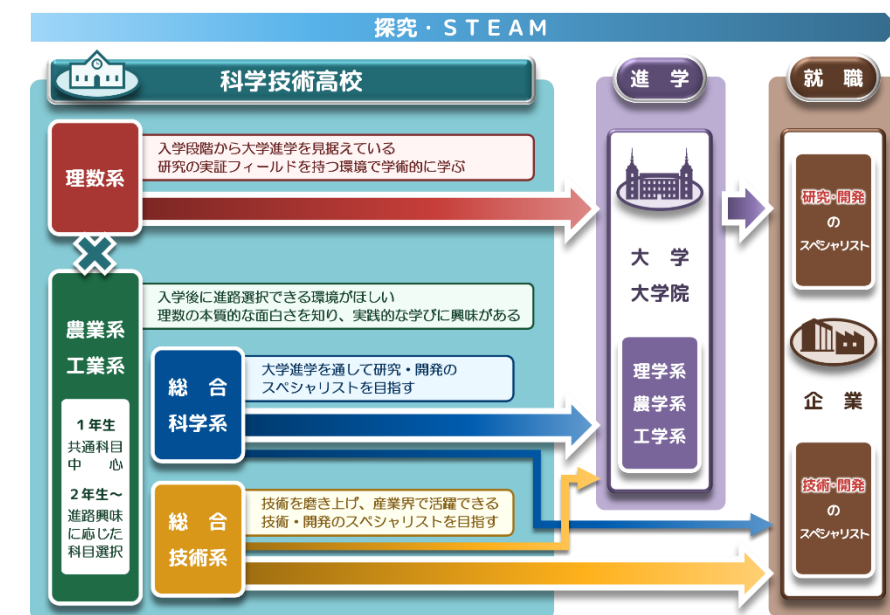
- ◆ 本県の基幹産業である農業、工業や水産業に関わる専門高校の基幹校では、大学や企業、研究施設との連携により、先端技術に関する学びを充実させ、オンライン等を活用し、その成果を学校間で共有する。

- ◆ 農業系及び工業系の学びに理数系の学びを取り入れることなどによる、データサイエンスや環境技術、バイオテクノロジーなど、**先端科学技術や地域産業の発展に寄与できるスペシャリストの育成を目指す、科学技術高校の設置を検討する。**

- ◆ 水産については、**6次産業化や海洋資源の活用など、地域の特色を活かした学びの機会を提供する。**

- ◆ 基幹校以外では、異なる分野の学びを組み合わせることや、連携することで、複数分野にまたがる知識や技術を身に付け、より実社会と結び付いた総合的な力を育む学びの機会を提供する。

<科学技術高校のイメージ>



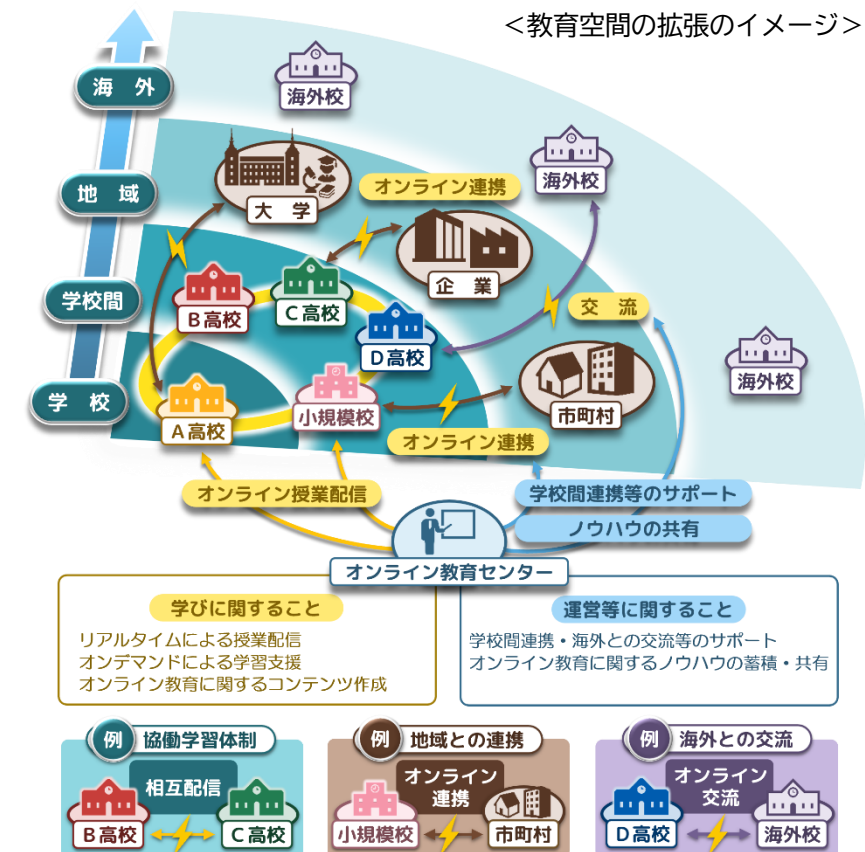
### 4 オンラインの効果的な活用などによる教育空間の拡張

- ◆ 小規模校においては、人間関係の固定化が生じやすいことや、多様な価値観に触れる機会が少ないこと、また、教職員数など教育資源に限りがあるため、オンラインや地域連携などを活用し、教育環境を整える必要がある。

- ◆ オンラインの効果的な活用などにより、ピアグループを形成し、他の進学系拠点校や中部地区の進学系高校と連携した授業の相互配信等による充実した学習環境を整備する。

- ◆ **オンライン教育センターの設置により、学びの質を確保するとともに、専門的な学びや希望する進路への対応など、生徒の多様な教育的ニーズに応じた教育環境を整備する。**

<教育空間の拡張のイメージ>



# 【概要】みやぎ県立高校将来ビジョン 2026→2040 ~ 高校教育の創造的再構築 ~

## 策定の趣旨

- 急速な少子化の進行
- 高校教育に対するニーズの変化
  - ・生徒一人一人のウェルビーイングの実現
  - ・地域に貢献できる人材育成

## 構想の期間

- 構想策定時点で14年先までの中学校卒業生数について見通しが立つことから、令和8年度から令和21年度までの14年間を対象期間として設定する。
- 本構想を踏まえて、次の期間で別に実施計画を策定する。
  - 1次 令和9年度～令和13年度 / 2次 令和14年度～令和17年度 / 3次 令和18年度～令和21年度

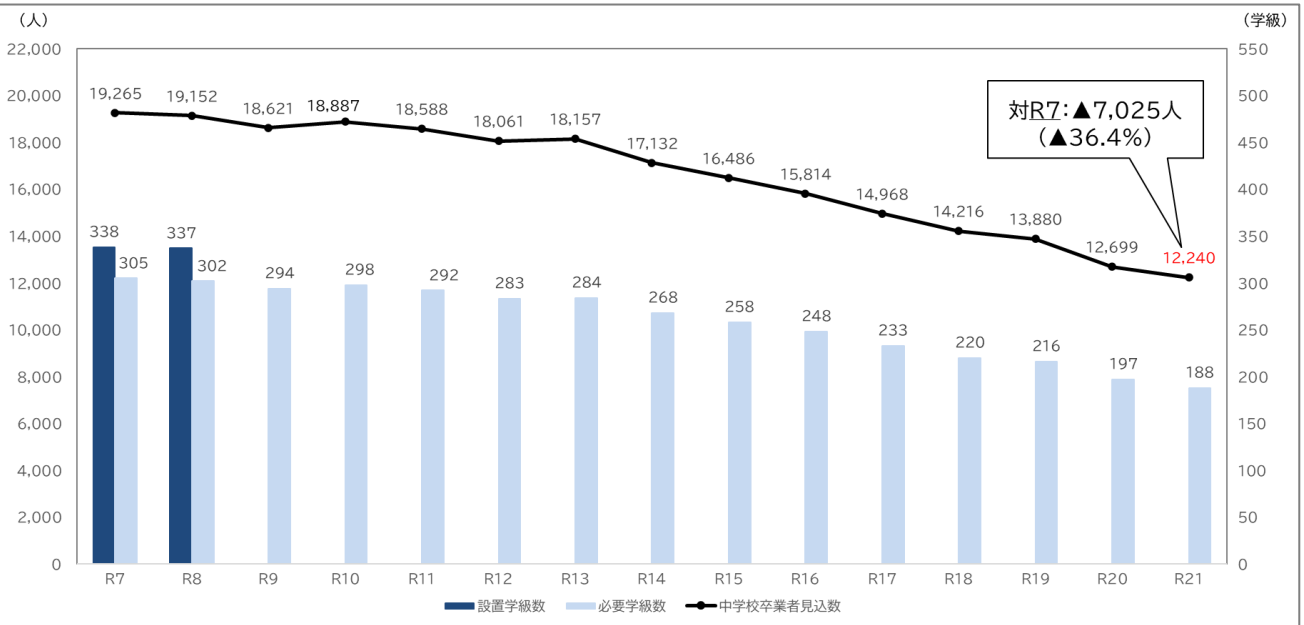
## 高校教育を取り巻く現状と課題

- |   |  |
|---|--|
| (1) 社会経済環境の変化 <ul style="list-style-type: none"> <li>○少子化ペースの加速化</li> <li>○デジタル化、グローバル化等、必要となる知識・能力の変化</li> <li>○成年年齢の引き下げ</li> </ul> | (2) 県立高校の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の教育的ニーズに応じた学びの多様化による高校教育の役割の複雑化・高度化</li> <li>○学校に登校していない生徒・中途退学者の増加</li> <li>○地域産業を支える人材育成に向けた産業分野の学びの確保</li> </ul> |
|---|--|

## 全県・圏域ごとの今後の必要学級数の推移及び再構築後の姿

<全県>

【現状】令和7年度 中学校卒業生見込数 19,265人 設置学級数 全日制338学級	【令和21年度の姿】 中学校卒業生見込数 12,240人 必要学級数 188学級
--	--

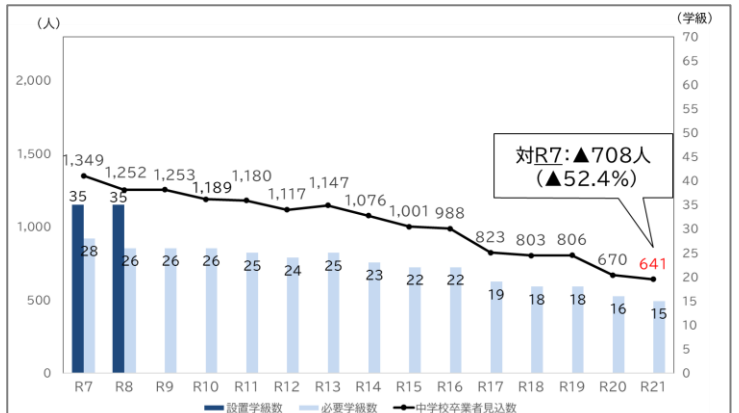


## ①南部地区

【現状】令和7年度  
 中学校卒業生見込数 1,349人  
 設置学級数 全日制35学級

【令和21年度の姿】  
 中学校卒業生見込数 641人  
 必要学級数 全日制15学級

○大学進学や探究的な学び、特色ある探究的な学び、農業系、工業系や商業系の学びの確保。



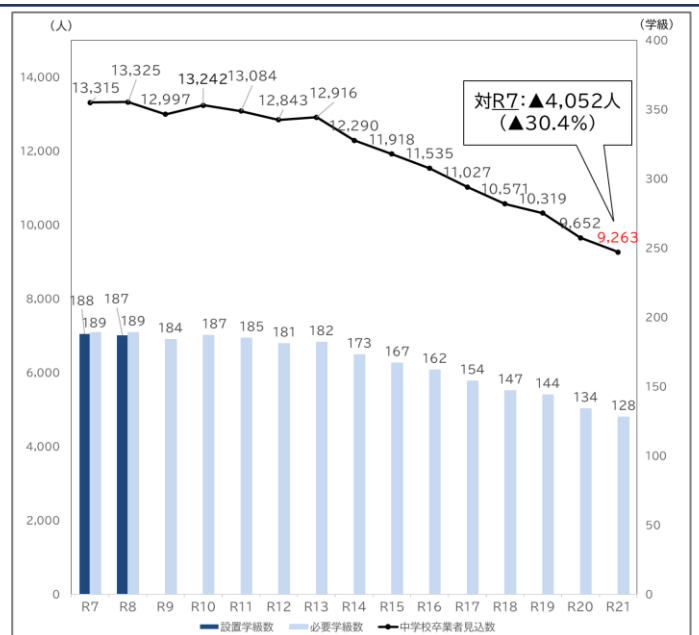
## ②中部地区

【現状】令和7年度  
 中学校卒業生見込数 13,315人  
 設置学級数 全日制188学級

【令和21年度の姿】  
 中学校卒業生見込数 9,263人  
 必要学級数 全日制128学級

○大学進学や探究的な学び、特色ある探究的な学びの確保。

○大学や企業との連携による先端技術を学べる農業系、工業系の専門学科の基幹校の配置。



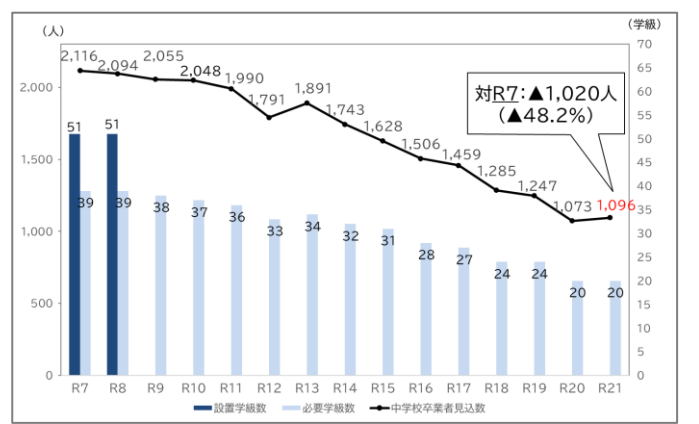
## ③北部地区 (大崎地区+栗原地区)

【現状】令和7年度

- ・大崎地区 中学校卒業生見込数 1,669人  
設置学級数 全日制40学級
- ・栗原地区 中学校卒業生見込数 447人  
設置学級数 全日制11学級

【令和21年度の姿】  
 中学校卒業生見込数 1,096人  
 必要学級数 全日制20学級

○大学進学や探究的な学び、特色ある探究的な学び、農業系、工業系や商業系の学びの確保。



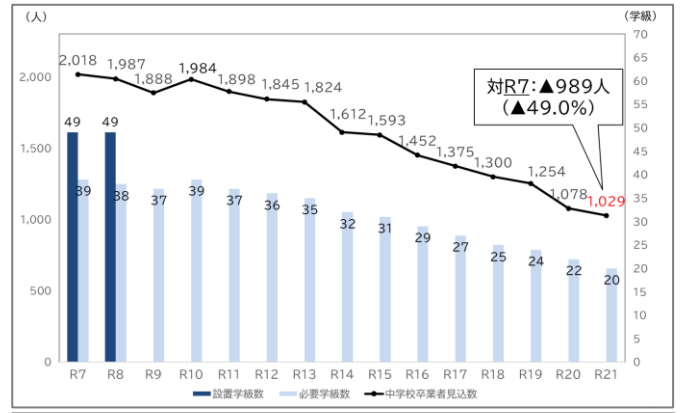
## ④東部地区 (登米地区+石巻地区)

【現状】令和7年度

- ・登米地区 中学校卒業生見込数 615人  
設置学級数 全日制14学級
- ・石巻地区 中学校卒業生見込数 1,403人  
設置学級数 全日制35学級

【令和21年度の姿】  
 中学校卒業生見込数 1,029人  
 必要学級数 全日制20学級

○大学進学や探究的な学び、特色ある探究的な学び、農業系、工業系、商業系や水産系の学びの確保。



## ⑤気仙沼地区

【現状】令和7年度  
 中学校卒業生見込数 467人  
 設置学級数 全日制15学級

【令和21年度の姿】  
 中学校卒業生見込数 211人  
 必要学級数 全日制5学級

○大学進学や探究的な学び、特色ある探究的な学び、工業系、商業系や水産系の学びの確保。

